

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」フォローアップ

平成20年6月16日現在

# 目 次

第1	平穏な暮らしを脅かす身近な犯罪の抑止	.....	1
第2	社会全体で取り組む少年犯罪の抑止	.....	30
第3	国境を越える脅威への対応	.....	45
第4	組織犯罪等からの経済、社会の防護	.....	64
第5	治安回復のための基盤整備	.....	93

## 付記

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」を補完するものとして、平成17年6月28日の犯罪対策閣僚会議において、「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」が策定されており、政府としては、同プランと都市再生本部で決定され同日の都市再生プロジェクト「防犯対策等とまちづくりの連携協働による都市の安全・安心の再構築」（犯罪対策閣僚会議と合同開催）とを協調して推進することにより、「世界一安全な国、日本」を復活させ、社会経済の活性化を後押ししていくこととしている。

なお、「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」のフォローアップについては、別途とりまとめを行った（参考資料2参照）。

施策名	省庁名	実施状況
第1 平穏な暮らしを脅かす身近な犯罪の抑止		
1 地域連帯の再生と安全で安心なまちづくりの実現		
①自主防犯活動に取り組む地域住民、ボランティア団体の支援	<p data-bbox="844 277 1003 403">内閣官房</p> <p data-bbox="844 403 1003 1241">警察庁</p> <p data-bbox="844 1241 1003 1501">総務省 消防庁</p>	<p data-bbox="1003 277 2197 403">i ◎地域の自由な発想と創意工夫に基づく先導的な都市再生活動を支援する「平成19年度全国都市再生モデル調査」において地域の多様な取組を取り上げる中で、「安全・安心なまちづくり」に関する地域住民、ボランティア団体等の活動に対する支援も行っている。</p> <p data-bbox="1003 403 2197 520">i ◎(財)全国防犯協会連合会が実施する研修等を内容とする防犯ボランティア地域交流会等に協力して、防犯ボランティアリーダーの育成による自主防犯活動の活性化を行っている。</p> <p data-bbox="1003 520 2197 608">ii ◎平成19年度、「防犯ボランティアフォーラム」を開催し、全国のボランティア団体に対して活動に係る情報提供を行うことにより、全国の活動の高揚を図った。</p> <p data-bbox="1003 608 2197 783">iii ◎平成16年6月に自主防犯活動を活性化するための施策の全体像を示すものとして取りまとめた「「犯罪に強い地域社会」再生プラン」及び同年11月に発出した「犯罪に強い地域社会の再生に向けた地域住民の各種活動に対する支援の充実・強化について」に沿って、各都道府県警察において、自主防犯活動の支援、活性化のための施策を推進している。</p> <p data-bbox="1003 783 2197 900">iv ◎平成17年度以降、活動拠点を中心とした自主防犯活動を支援するための「地域安全安心ステーション」推進事業を、総務省消防庁、文部科学省の行う事業と連携しつつ実施しており、平成20年度においても、新たに169地区選定し、合計600地区とした。</p> <p data-bbox="1003 900 2197 970">v ◎平成20年度において、「地域安全安心ステーション」推進事業のため、192百万円を措置した。</p> <p data-bbox="1003 970 2197 1058">vi ◎平成17年度に警察庁ホームページ内に立ち上げた自主防犯ボランティア活動支援サイトについて、平成18、19年度に好事例の活動団体を追加紹介するなど更新した。平成20年度も更新する予定。</p> <p data-bbox="1003 1058 2197 1145">vii ◎平成20年度において、自主防犯ボランティア活動支援サイト更新のため、1百万円を措置した。</p> <p data-bbox="1003 1145 2197 1241">viii ◎平成20年度において、安全・安心なまちづくり関係功労者表彰・防犯ボランティアフォーラムのため、4百万円を措置した。</p> <p data-bbox="1003 1241 2197 1401">i ◎「地域安全安心ステーション整備モデル事業」を警察庁と連携のもと推進し、地域ニーズに根付いた自主防災組織等のコミュニティを核にした防災・防犯活動の支援(拠点整備等)等を行い、地域防災力の向上を図っている。平成19年度は新たに103団体を選定し、現在全国で計321団体が活動を行っている。</p> <p data-bbox="1003 1401 2197 1501">ii ◎平成18年度において、全国的な施策展開に向けた取り組みを進めるため、全国6箇所での出前講座やシンポジウムを開催するとともに、活動の手引きを作成し、地方自治体へ配布した。</p>

施策名	省庁名	実施状況
		iii ◎平成19年度において、引き続き出前講座やシンポジウムの開催等により地域安心安全ステーションの全国展開を図るため所要の予算(11百万円)を措置した。
	総務省	i ◎地域安心安全情報ネットワーク構築事業として、インターネットや携帯電話等を活用して住民が地域の安心安全情報を共有する「地域安心安全情報共有システム」を開発した。開発したシステムは、引き続き、活用を希望する地方公共団体に対して無償配布を行い、地域の安心安全の確立への取組みを支援する。
		ii ◎わがまちづくり支援事業として、住民が中心となって考え、主体となって行う地域づくりを推進し、住民による話し合いの場づくりやその結果を受けた取組みへの市町村の支援に対して、地方財政措置を講じる。
	海上保安庁	i ◎民間団体、ボランティア等による沿岸監視等の活動に対し、一層の活発化を支援することで、犯罪の未然防止等に努めている。
	警察庁 総務省	i ◎平成20年度地方財政計画において、地域住民やボランティア団体が行う犯罪抑止活動への支援に係る経費を措置した。
	文部科学省	i ◎平成19年度において、地域住民が防犯ボランティア活動を含む、ボランティア活動等を行うことを通じて、地域のきずなづくりを推進する「学びあい、支えあい」地域活性化推進事業(624百万円)を実施。
② 自主防犯活動のノウハウの全国的共有	警察庁	i ◎平成16年9月、(財)全国防犯協会連合会及び特定非営利活動法人日本ガーディアン・エンジェルスを始め、各防犯ボランティア団体の協力を得て、全国各地で行われている自主防犯活動の事例やその活動に対する支援事例等の官民の協力関係を収集した「地域住民・ボランティア団体活動事例集」を作成し、警察庁ホームページに掲載したほか、都道府県警察、(財)全国防犯協会連合会等を通じ、地域住民、自治体等へ配布、紹介した。
		ii ◎(再掲:第1-1-①-警-vii)自主防犯活動の情報提供に係る経費を措置した。
		iii ◎(再掲:第1-1-①-警-vi)警察庁ホームページ内の自主防犯活動支援サイトの更新
		iv ◎(再掲:第1-1-①-警-ii)全国のボランティア団体に対する情報提供
	警察庁 総務省	i ◎平成20年度地方財政計画において、地域住民やボランティア団体が行う犯罪抑止活動の支援に要する経費、地域住民への防犯情報の提供に要する経費、防犯教室・講座の開催に要する経費、防犯アドバイザーの導入に係る経費等を措置した。
③ 国民への犯罪情報・地域安全情報の提供	警察庁	i ◎平成20年度地方財政計画において、地域住民への防犯情報の提供に係る経費を措置した。

施策名	省庁名	実施状況
	総務省	ii ◎平成20年度地方財政計画において、スクールサポーターの導入に係る経費を措置した。
	警察庁	i ◎(再掲:第1-1-①-警-i)防犯ボランティアリーダーの育成による自主防犯活動の活性化
		ii ◎(再掲:第1-1-①-警-ii)全国のボランティア団体に対する情報提供
		iii ◎(再掲:第1-1-①-警-iii)「犯罪に強い地域社会」再生プラン」等に沿った施策の推進
		iv ◎(再掲:第1-1-①-警-iv)平成17年度から20年度における「地域安全安心ステーション」推進事業の実施。
		v ◎「犯罪から子どもを守るための対策に関する関係省庁連絡会議」決定に係る各種対策の推進について(平成17年12月)、「スクールサポーター制度の拡充について(平成18年1月)を都道府県警察に発出し、スクールサポーターに学校における児童等の安全確保、犯罪被害防止教育の支援、地域安全情報の提供等の役割を担わせるとともに、制度の普及を推進するよう指示した。
		vi ◎平成18年6月、「子どもを非行や犯罪被害から守るための対策に関する関係省庁プロジェクトチームによる「子ども安全・安心加速化プラン～非行や犯罪被害から子どもたちを守るために～」の策定について」を都道府県警察に発出し、スクールサポーター制度の導入の促進について指示した。
		vii ◎平成20年2月、「学年末及び新学期における少年の非行及び犯罪被害防止対策の推進について」を都道府県警察に発出し、子どもを犯罪から守るための対策の推進について指示した。
④ 国民の防犯意識を向上させるための広報啓発活動の推進	内閣官房 内閣府	i ◎ 良好な治安の維持に向け政府が行う施策のみならず、国民一人一人や地域社会が犯罪抑止のための活動に参画するよう啓発することについて、政府広報等を活用した重点的な広報を実施している。
	警察庁	i ◎ひたくり被害防止、侵入犯罪被害防止、自動車盗難防止、ストーカー被害防止、子どもが被害者となる犯罪の防止などの内容について、関係団体と連携したポスターの作成、ホームページの作成、政府広報等の広報啓発活動を実施し、その普及を図っている。
		ii ◎毎年10月11日～20日までの10日間、全国地域安全運動を実施し、関係機関・団体と連携し、地域安全活動の一層の浸透と定着を図っている。
		iii ◎(再掲:第1-1-①-警-iii)「犯罪に強い地域社会」再生プラン」等に沿った施策の推進
		iv ◎(再掲:第1-1-①-警-iv)平成17年度から19年度における「地域安全安心ステーション」推進事業の実施
		v ◎(再掲:第1-1-①-警-vii)自主防犯活動の情報提供に係る経費を措置した。

施策名	省庁名	実施状況	
	vi	◎平成20年度において、全国地域安全運動に係る経費のため、1百万円を措置した。	
	警察庁 総務省	i ◎（再掲：第1-1-②-警、総-i）地域住民やボランティア団体が行う犯罪抑止活動の支援に要する経費等を措置した。	
	法務省	i	◎平成19年中に検察当局では、移動教室、出前教室及び刑事裁判傍聴等の広報活動を1万2,462回実施している（参加人数243万274人）。
		ii	◎「検察の歩み」に関するパネル展を実施している。
		iii	◎平成20年度において、検察広報活動の推進のため、4百万円を措置した。
		iv	◎平成20年度までに、全国15地検に検察広報官を設置した。
	v	◎法務省の主唱する、“社会を明るくする運動の”一環として、小中学生による作文コンテスト、フォーラム、ミニ集会、講演会等、犯罪や非行の予防を目的とした多数の行事が全国各地で行われている。平成20年度において、これら地域活動の一層の推進等のため、17百万円を措置した。	
文部科学省	i	◎平成18年度において、社会教育施設が中核となり、防犯教育をはじめとする地域における課題を総合的に把握し、その課題解決等を行うモデル事業を実施し、成果を全国的に普及啓発する「社会教育活性化21世紀プラン」（106百万円）を実施。	
⑤ 犯罪対策に関する条例制定の支援	警察庁	i ◎都道府県が検討しているいわゆる「安全なまちづくり条例」その他の条例について、都道府県に対し、助言を行うなどの支援を行っている。	
	法務省	i ◎検察当局において、罰則の定めのある条例立案に必要な助言を行っている。	
⑥ 民間事業者との連携による防犯対策の推進	警察庁	i ◎防犯関連の民間事業者に対し、犯罪情勢等の情報を提供し、情報交換を図るとともに、防犯設備士等の専門家を防犯教室に招くなどの取組みをするよう、都道府県警察に対し指導を行っている。	
	警察庁 経済産業省 国土交通省	i ◎侵入犯罪の防止を図るため、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」を設置し、建物部品の防犯性能試験の試験結果に基づき、「防犯性能の高い建物部品目録」をウェブサイトで公表。また、普及促進のため、試験合格品が共通して使用できる標章（CPマーク）を定めた。同会議では、試験を継続し、目録を随時更新している。	
⑦ 生活安全産業としての警備業の育成と活用	警察庁	i ◎警備業者の専門的な指導教育体制を高め、また、警備員の検定をより普及させること等を内容とする警備業法の一部を改正する法律を第159回通常国会に提出し、平成16年5月に成立した（5月26日公布、平成17年11月21日施行）。また、この法改正に伴い、警備業法施行令を改正するなど下位法令の整備を行った。	

施策名	省庁名	実施状況
		ii ○平成20年度において、警備業務の区分ごとの警備員指導教育責任者に対する講習、検定試験及び資格審査等に必要警備業務における高度な業務知識・技能を有する専門家の養成等に係る経費(6百万円)を措置した。
⑧ 事業者、施設管理者による自主警備の促進	警察庁	i ◎平成19年6月に、英国において空港への自動車突入テロ事件等が発生したほか、本年1月には、スペインにおいて、地下鉄等を標的としたテロ計画が摘発されるなど、国際テロ情勢は依然として厳しい状況にあることを踏まえ、関係省庁に対して、関係事業者等に対する指導を要請している。
		ii ◎大規模イベント施設、高層ビル、地下街等多数の者が来集する施設について、事業者に対し自主警備の更なる強化を要請するとともに、巡回・職務質問等の強化、自主警備に関する指導・助言を行うよう、都道府県警察に指示している。
	警察庁 国土交通省	i ◎平成16年4月に発生した羽田空港侵入事件を受けて、空港における自主警備の強化、フェンス、ゲート等の空港施設の強化、緊急事態発生時の連絡体制の強化等の対策を引き続き推進している。
		ii ◎平成17年7月に発生したロンドン地下鉄等同時爆破テロを受けて、鉄軌道事業者に対し駅等における巡回等の自主警備の強化を要請するとともに、国及び地域レベルにおいて関係事業者等を交えたテロ対策連絡会議を開催し、「危機管理レベル」の運用、「鉄道テロへの対応ガイドライン」の活用等により、引き続き、公共交通機関に対するテロの未然防止対策を推進している。
⑨ 「空き交番」の解消と交番機能の強化	警察庁	i ◎警察庁から示した指針(「治安情勢に対応した交番機能の強化について」(平成15年12月25日付け通達))に基づき、都道府県警察において交番勤務員の増配置、交番の配置見直し、交番相談員の活用等により交番勤務員の不在が常態化しているいわゆる「空き交番」を解消するための3か年計画を策定・推進した結果、平成19年4月、すべての都道府県警察において計画が達成された。
		ii ○平成20年度において、小型警ら車の増強整備及び無線警ら車等の資機材の整備等に係る経費(385百万円)を措置した。
	警察庁 総務省	i ◎平成20年度地方財政計画において、交番相談員の配置及びテレビ電話システムの整備に係る経費を措置した。
⑩ 警察の街頭活動の強化と「見て見ぬふりをしない」社会気運の醸成		i ◎街頭犯罪・侵入犯罪抑止総合対策に基づき、各都道府県警察において新規計画の策定、見直しを行い、街頭犯罪・侵入犯罪抑止の推進を図っている。
		iii ◎平成19年12月、「街頭犯罪及び侵入犯罪の発生を抑止するための総合対策の推進について」を都道府県警察に発出し、引き続き総合対策を強力に推進している。

施策名	省庁名	実施状況
	警察庁	ii ◎街頭犯罪・侵入犯罪抑止総合対策の推進上の留意事項として、犯罪情報発信活動の推進などを掲げ、その推進を図っている。 iv ◎平成19年12月、犯罪の多発する時間帯・地域を重点に地域の実態に即したパトロールを実施するなど街頭活動を強化するよう都道府県警察に改めて指示し、犯罪の抑止及び検挙を図っている。 v ◎平成20年度において、街頭犯罪捜査体制強化に伴う資機材の整備に係る経費(173百万円)を措置した。
⑪ 地域に密着した検察活動の推進	法務省	i ◎検察当局において、警察等の関係機関や地域住民等と連携し、地域の犯罪情勢を分析するとともに、特定地域で社会問題化している犯罪等に対し、警察等と連携し、的確かつ厳正な事件処理の実現に努めている。 ii ◎検察当局において、当該地域の犯罪情勢の実態を公判で適切に立証し、これを反映した科刑の実現に努めている。 iii ◎平成20年度において、地域の犯罪情勢等を踏まえた検察活動を推進するため、105,504百万円を措置した。
⑫ 緊急通報を行った携帯電話等の位置を特定するシステムの導入等	警察庁	i ◎緊急通報システム(HELP)による緊急通報に際して位置情報を警察で把握するために必要な、データ通信を利用した緊急通報の受理システムを整備し、全都道府県で運用中。 ii ◎緊急車両が現場に到着するまでの時間の短縮と緊急走行に伴う事故防止を図るため、緊急車両の優先信号制御を行う現場急行支援システム(FAST)を整備し、平成20年3月末現在、13都道府県で運用中。 iii ◎平成20年度において、携帯電話発信地表示システムに係る経費(421百万円)を措置した。
	警察庁 総務省	i ◎携帯電話からの緊急通報の発信者位置情報通知機能に係る技術的条件について、情報通信審議会(総務省)において緊急通報受理機関、携帯電話事業者等が参加して平成16年6月末に取りまとめ、平成18年1月に総務省令及び総務省告示の整備を行った(施行:平成19年4月)。平成19年4月から、一部の都道府県の緊急通報受理機関において運用を開始した。 ii ◎IPネットワークにおける緊急通報、重要通信の確保方策について、情報通信審議会(総務省)において緊急通報受理機関、IP電話事業者等が参加して平成17年3月末に取りまとめ、平成18年1月に総務省令及び総務省告示の整備を行った(施行:平成19年4月)。平成19年4月から、一部の都道府県の緊急通報受理機関において運用を開始した。
⑬ 放火・連続放火から我がまちを守るための対策の推進		i ◎平成19年春季・秋季全国火災予防運動において「放火火災・連続放火火災予防対策の推進」を重点目標とし、「放火火災防止対策戦略プラン」を活用した放火火災に対する地域の対応力の向上について全国的に対策を実施中。



施策名	省庁名	実施状況
	総務省 消防庁	ii ◎モデル消防本部において、平成15、16年度に開発を行った放火対策機器(放火監視カメラ)について平成17、18年度に設置(5本部)を行い、運用等に関するノウハウを収集するとともに、平成19年度も引き続き運用評価を実施(4本部)した。 iii ◎平成20年度において、平成16年度に作成した放火火災防止対策戦略プランを改良し、地域特性にあった放火対策を推進するとともに、一般市民向けの放火危険度マップの作成手法を確立し、危機意識の喚起を図る等の放火火災防止対策の推進に要する経費(4百万円)を措置した。
⑭ 犯罪の発生しにくい道路、公園、駐車場等の整備・管理	警察庁	i ◎関係省庁が防犯まちづくり関係省庁協議会を設置してとりまとめた「防犯まちづくりにおける公共施設等の整備・管理に係る留意事項」(平成15年7月24日)を踏まえ、平成18年4月、警察における安全・安心まちづくりの方針を定めた「安全・安心まちづくり推進要綱」を改正し、これに基づく犯罪防止に配慮した環境設計活動を地方公共団体等に働きかけている。 ii ◎平成20年度において、犯罪高密度地区に対する犯罪抑止対策のため、街頭緊急通報システム等の整備に係る経費(101百万円)を措置した。
	国土交通省	i ◎関係省庁が防犯まちづくり関係省庁協議会を設置してとりまとめた「防犯まちづくりにおける公共施設等の整備・管理に係る留意事項」(平成15年7月24日)の着実な実施を図ることにより、防犯に配慮した犯罪の発生しにくい公共施設等の整備・管理の普及を促進。
⑮ 防犯灯の整備促進と機能の高度化	警察庁	i ◎(再掲:第1-1-⑭-警-ii)街頭緊急通報システム等の整備に係る経費を措置した。
	警察庁 総務省	i ◎(再掲:第1-1-①-警-総-i)地域住民やボランティア団体が行う犯罪抑止活動への支援に係る経費を措置した。
⑯ 金融機関、コンビニその他の犯罪に遭いやすい店舗、事業所の防護	警察庁 経済産業省	i ◎平成17年10月から実施されたコンビニエンスストア業界によるセーフティステーション活動(緊急通報の支援、強盗・万引きの防犯対策等)の全国展開を積極的に支援している。この活動において、女性・子ども等の駆け込み対応は19,199件にのぼり、なかでも女性の駆け込み事案において深夜時間帯が最も多く(43.5%)、女性の被害防止に大きく貢献している(H19.3~H20.2末調査結果)。 ○コンビニエンスストア以外の業種のフランチャイズ加盟店への活動拡大に向けて検討を行っており、H19.6から半年間、外食・小売・サービス業のフランチャイズチェーン1,254店舗においてセーフティステーション活動の拡大トライアルを実施した。
	警察庁	i ◎平成17年8月に「コンビニエンスストア・スーパーマーケットの防犯基準」の周知・履行状況、被疑者の実態を調査し、その結果を踏まえて、コンビニエンスストアの業界団体に対して各店舗への防犯指導の徹底、防犯訓練の実施等を指導している。 ii ◎平成18年3月、平成19年6月及び平成20年4月、(社)日本フランチャイズチェーン協会安全対策委員会において、犯罪情勢及び今後の防犯対策について討議を行った。
⑰ 防犯性能の高い建物部品や設備の開発・普及		i ◎平成16年4月、いわゆるピッキング対策法に基づく指定建物錠の防犯性能表示制度を開始した。

施策名	省庁名	実施状況
	警察庁	ii ◎平成16年、17年、18年、19年度において、ピッキング対策法の施行等のため、防犯性能の高い建物錠等の開発・普及促進等に関するポスターやホームページの制作等による国民への広報啓発を行っている。
	警察庁 国土交通省 経済産業省	i ◎(再掲:第1-1-⑥-警、経、国-i)「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」における「防犯性能の高い建物部品目録」の更新等
⑱ 防犯に配慮した戸建住宅、マンション等の普及	警察庁	i ◎各都道府県におけるいわゆる生活安全条例において、住宅等の建設に当たっての防犯への配慮等が盛り込まれる例が出ており、これらを受けて策定された指針等に基づき、各都道府県警察において、防犯に配慮した住宅の普及に必要な協力を行っている。
	国土交通省	i ◎(再掲:第1-1-⑥-警、経、国-i)「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」における「防犯性能の高い建物部品目録」の更新等。
	警察庁 国土交通省	i ◎平成18年4月、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」等における取組や、近年の防犯設備の普及状況等を踏まえ、「共同住宅に係る防犯上の留意事項」及び「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針」を改正し、公表した。 ii ◎(財)ベターリビング、(財)全国防犯協会連合会及び(社)日本防犯設備協会に協力し、「防犯優良マンション標準認定基準」の策定(平成18年4月)を推進した。都道府県において認定制度の実施を推進し、防犯性に優れた共同住宅の普及を図っている。
⑲ 学校等の安全対策の推進	警察庁 総務省	i ◎(再掲:第1-1-③-警、総-ii)スクールサポーターの導入に係る経費を措置した。
		i ◎平成17年2月に、平成16年中の小学校への侵入事案等、対策の推進状況を公表し、文部科学省、教育委員会等との緊密な連携の下、施設面での安全管理の促進、防犯訓練、防犯指導の推進、通報連絡体制の確立等を推進している。
		ii ◎(再掲:第1-1-③-警-v)スクールサポーターの任務追加と制度の普及推進
	警察庁	iii ◎(再掲:第1-1-③-警-vii)「学年末及び新学期における少年の非行及び犯罪被害防止対策の推進について」の発出
		iv ◎(再掲:第1-1-③-警-vi)「子ども安全・安心加速化プラン」の策定により、都道府県警察に対しスクールサポーター制度の導入の促進について指示

施策名	省庁名	実施状況
	文部科学省	<p>i ◎平成20年度において、安全対策に資する、低学年教室や管理諸室等の配置換えに伴う改造経費、門やフェンス等の設置や改修に要する経費及びその他安全確保に関する必要な工事に要する経費について国庫補助するため、公立学校施設における安全管理対策に必要な予算を計上した(公立学校施設整備費に係る平成20年度当初予算114,971百万円※の内数)。※内閣府で計上している沖縄県分の金額を含む。</p> <p>ii ◎平成20年度予算において、学校施設の安全管理に必要な門やフェンス、防犯システム等の工事に要する経費について補助するため、私立高等学校等施設高機能化整備費補助(2,078百万円の内数)を計上。</p> <p>iii ◎平成20年度においては、各学校の安全管理に関する取組が継続して実施されるように、地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業、防犯教室の推進、教職員向け安全教育資料の作成・配布等を総合的に取り組む「子ども安心プロジェクト」をさらに推進する。(平成20年度予算額1,856百万円)</p>
2 犯罪防止に有効な製品、制度等の普及促進		
① 自動車盗難防止装置の普及	警察庁	<p>i ◎イモビライザが搭載された盗難自動車の手口分析を行い、その分析結果を、より盗難被害に遭いにくい装置の開発に資するため(社)日本自動車工業会に提供している。</p>
	警察庁 経済産業省 国土交通省	<p>i ◎平成16年5月に、自動車盗難情勢についてとりまとめるとともに、自動車盗難等防止に関する官民合同プロジェクトチームにおいて、イモビライザの効果検証を行ったほか、「イモビライザ等盗難防止装置の装着義務付けの検討」等を内容とした自動車盗難等防止行動計画の改定を行った。同プロジェクトチームにおいて、引き続きイモビライザ等盗難防止装置の義務付けの検討を進めている。</p> <p>ii ◎平成17年4月に、自動車盗難等防止に関する官民合同プロジェクトチームにおいて、「防盜性能評価制度導入の検討」を内容とした自動車盗難等防止行動計画の改定を行い、検討を進めている。</p>
② 道路運送車両法に基づく審査、検査等の厳格な運用	国土交通省	<p>i ◎運輸支局等は、平成13年12月から登録事項等証明書交付及び自動車検査証再交付の際、また平成17年1月から開始した二輪の小型自動車の検査記録事項等証明書交付の際に、運転免許証等の提示を求めて申請者等の本人確認を実施している。なお、平成19年11月からは、不正な目的による登録事項等証明書の取得を防ぐために、同証明書交付請求の際に、原則当該自動車の自動車登録番号とともに車台番号の明示を求めることとした。また、平成15年8月から自動車の保管場所の確保等に関する法律等を悪用した不正な登録(いわゆる車庫とばし)が行われないよう厳格な審査を行っている。</p>
	警察庁 国土交通省	<p>i ◎平成16年5月に、自動車盗難等防止に関する官民合同プロジェクトチームとして、自動車盗難等防止行動計画の改定を行い、登録事項等証明書の交付等に当たっての厳格な運用に努めるとともに、検査登録の審査業務を通じた不審案件への対応機能を強化している。</p>

施策名	省庁名		実施状況
③ ナンバープレートの盗難及び悪用の防止	国土交通省	i	◎平成16年9月から、封印を引き抜こうとすると上部が円形に切り取られ、再使用できなくなる新型封印の導入を開始した。
	警察庁 国土交通省	i	○平成16年5月に、自動車盗難等防止に関する官民プロジェクトチームにおいて、自動車盗難等防止行動計画の改訂を行い、ナンバープレートの盗難及び悪用の防止等について検討を進めている。
		ii	◎平成18年5月より自動車の抹消手続きの際、盗難等によりナンバープレートが返納できない場合については、警察署へ盗難等届出がなされていることを確認のうえ受理することを全国的に実施し、不正なナンバープレートの使用の防止に努めている。
④ 自動車ナンバー自動読取システムの整備活用	警察庁	i	◎平成20年度において、盗難自動車の発見や自動車を利用した重要犯罪の捜査に活用するため、自動車ナンバー自動読取システムの整備に係る経費(2,188百万円)を措置した。
	国土交通省	i	◎平成16年4月から、盗難にあったナンバープレートについては再交付を行わないよう運輸支局等に徹底している。
⑤ 盗難車両に関する情報共有の推進・効率化	警察庁	i	◎古物営業法施行規則の一部を改正する規則が平成17年1月1日から施行され、都道府県公安委員会の承認を受けた法人その他の団体(盗品売買等防止団体)に対し、都道府県公安委員会が盗品等に関する情報の提供を行っている。
		ii	○自動車盗難等防止に関する官民プロジェクトチームにおいて、盗難車両の売買防止等に資するよう、盗難車両に関する情報を警察外部に提供する仕組みについて、検討を進めている。
	警察庁 国土交通省	i	◎平成16年7月から、盗難自動車の情報を国土交通省に提供している。(警察庁)
		ii	◎平成16年7月より、警察庁から盗難自動車情報の提供を受け、これを自動車登録検査業務電子情報処理システムに記録し、盗難車の不正な登録の防止に努めている。(国土交通省)
	警察庁 財務省	i	◎盗難自動車の不正輸出の防止を推進するため、盗難自動車の情報を警察庁から財務省(税関)へ提供している。
	警察庁 総務省 法務省	i	◎警察庁、法務省において総務省と協議し、刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項照会には回答義務があることを確認した上で、各市町村が有する原動機付自転車に関する所有者情報については、回答しても地方税法上の守秘義務違反には当たらない旨の解釈を明確にし、平成17年3月、総務省から各地方団体への所要の通知をした。

施策名	省庁名	実施状況
⑥ 自動二輪車・原動機付自転車の盗難の防止	警察庁	<p>i ◎関係機関が実施する自動二輪車、原動機付自転車盗難の調査・研究等について、犯罪情報を提供するなどの協力を図ることで、盗難防止対策を推進している。</p> <p>ii ◎(再掲:第1-2-⑤-警-i)盗品売買等防止団体に対する都道府県公安委員会による盗品等に関する情報の提供</p> <p>iii ◎(社)全国二輪車安全普及協会等と連携し、自動二輪車、原動機付自転車販売店の協力を得て、利用者に対する広報啓発のほか、グッドライダー・防犯登録の登録率向上を図っている。(登録率H15.10 14.3%→H20.2 22.8%)</p>
⑦ 自転車の盗難の防止と被害回復の促進	警察庁	<p>i ◎市町村が撤去した放置自転車についての市町村からの照会に対する情報提供の迅速・効率化について、都道府県警察を指導をしている。</p> <p>ii ◎各都道府県警察において、自転車軽自動車商協同組合、防犯協会等と連携し、自転車販売店の協力を得て、防犯登録の登録率の向上を図るための広報啓発等の取組みをしている。</p>
⑧ 自動販売機荒し対策の推進	警察庁 経済産業省	<p>i ◎平成16年4月、日本自動販売機工業会による、自販機販売業者等を対象に自販機堅牢化基準のポイントを示した「自販機の破壊・盗難防止(ブロック・ザ・自販機ねらい!)」と題するリーフレットの作成に関し、犯罪情報を提供するなどの協力をし、破壊・盗難に強い自販機の普及を推進している。</p> <p>ii ◎平成8年8月に日本自動販売機工業会が自動販売機荒し等の犯罪行為を未然に防止する自動販売機の堅牢化に関する技術基準を制定し、新たに製造する自動販売機に適用。技術基準については、自動販売機荒し等の実態調査を踏まえ、その後、二度の改訂を実施。(直近では平成15年3月)。平成20年5月より、技術基準の更なる改定について検討を開始する予定。</p> <p>iii ◎警視庁(平成16年12月から)、愛知県警(平成17年8月から)、大阪府警(平成18年3月から)、福岡県警(平成19年7月から)と(社)全国清涼飲料工業会、日本自動販売機工業会、(社)日本たばこ協会が連携し、両警察管内の自動販売機ねらいが多発している地区において、「自販機犯罪通報システム」の試験的運用を行っている。さらにその運用結果を踏まえ、全国への展開を検討している。</p>
⑨ 万引きの防止	警察庁 経済産業省	<p>i ◎経営者等による自主防犯対策としての防犯カメラ等防犯設備の設置、警備員の配置等が一層推進されるよう、都道府県警察において防犯指導を強化している。また、学校等と連携した少年に対する指導、処分先となる新古書店に対する本人確認の励行の指導等の対策を推進している。</p> <p>ii ◎書籍、レコード、CD、DVDの万引きに対応するため、平成16年度、書籍業界並びにレコード、CD、DVD業界が無線ICタグ技術を活用し、販売店における未会計の商品の持ち出しや中古業者における未会計の書籍の持ち込みを検知することができるモデルシステムの実証実験を行った。</p>

施策名	省庁名	実施状況
⑩ クレジットカード、通貨、公文書等の偽造・変造対策の推進	警察庁	i ◎通貨偽造防止等の観点から、通貨の発行当局、業界団体等と継続的な情報交換を行っている。
		ii ◎平成16年11月1日の新しい日本銀行券の発行に際し、日本銀行と連携し、コンビニエンスストア・スーパーマーケット、鉄道、航空、タクシー会社等の業界団体に対し、新しい日本銀行券の特徴の周知と通貨の授受の際における真贋の確認励行及び偽造日本銀行券発見時の早期通報を要請した。
		iii ◎全国クレジットカード犯罪対策連絡協議会等と協力し、啓発のためのポスター、ステッカー及びチラシの作成による加盟店及び会員への注意喚起、不正使用対策の検討等を実施するとともに、クレジットカードの偽造・変造事犯等の取締りを強化している。
		iv ◎平成16年12月6日、金融機関関係団体に対して、キャッシュカードのICカード化の普及促進、ATMにおける取引額の制限等を、クレジットカード関連団体に対してクレジットカード等のICカード化の推進、加盟店に対する被害の防止のための活動の推進等を、それぞれ要請した。また、平成17年2月22日、金融機関関係団体に対して、ATMにおける払出回数の設定等を要請した。
		v ◎平成17年11月11日、金融機関の現金自動預入支払機(ATM)に隠しカメラやスキマーが取り付けられた事案を認知したことから、金融機関関係団体に対して、ATM機器及びその周辺の点検並びに利用者への注意喚起の呼び掛け等を要請した。
		vi ◎警察庁のホームページに、「にせ札(偽造日本銀行券)にご注意」(平成17年1月21日)、「偽造新500円貨にご注意」(平成17年2月9日)を掲載し、注意喚起を行っている。
		vii ◎平成20年度において、通貨偽造対策のため、偽造通貨発見届出者に対する協力謝金に係る経費(17百万円)を措置した。
		viii ◎平成17年度予算で全国の都道府県警察に偽造クレジットカード犯罪対策用の「携帯用カードデータ収集機」を配分し、積極かつ適正な活用を図っている。
	経済産業省	i ◎クレジットカードの不正利用及び偽造による犯罪被害防止のため、クレジット関係業界に対し、クレジットカードのICカード化及びICカードの受け入れのためのインフラ整備を推進するよう要請してきている。
	財務省 警察庁	i ◎平成16年12月末から偽造旧1万円券が大量に発見された状況を受けて、財務省、警察庁及び日本銀行の関係部局長の連名で、日本自動販売機工業会及び金融機関関係団体に対して、新券の流通促進による偽造銀行券の抑制の観点から、現金取扱機器における新券対応の促進について、平成17年1月、協力要請を行った。
		ii ○新券の流通促進による偽造銀行券の抑制に向けて、財務省、警察庁及び日本銀行が相互に協力して情報交換を行うとともに、関係業界との連携強化を図る。

施策名	省庁名	実施状況
	財務省 警察庁 金融庁	i ◎平成17年1月末から偽造新500円貨が3都県(福岡、熊本、東京)の郵便局において大量に発見されたことを受けて、財務省、警察庁、金融庁、造幣局、日本銀行、日本郵政公社、日本自動車販売機工業会で構成された「偽500円貨に係る関係省庁等連絡会議」での検討を踏まえ、財務省、警察庁及び金融庁は各般の施策をとりまとめ、平成17年3月、偽造対応策を発表した。
		ii ◎上記施策を踏まえ、 ①捜査当局と税関との連携 ②捜査当局への連絡の迅速化 ③造幣局による鑑定作業の迅速化 ④新500円貨のクリーン化(損傷貨幣等の回収・官封(新品)貨幣の供給拡大)(平成19年度の新品貨幣の支払は、410百万枚) ⑤税関における偽造貨の密輸取締りの強化 ⑥広報・注意喚起の徹底を実施した。
		iii ◎偽造通貨に関する政府広報(ホームページ・CD)を行い、特に目の不自由な方に対しては、音声広報CDを作製し、全国の点字図書館や盲学校等に配布し、広報に努めた。また、通貨偽造に関するポスターを新たに作製し、金融機関等へ配布し、広報に努めた。
		iv ◎平成19年度より、通貨偽造の最近の国内外の発生状況を踏まえ、「国庫企画官」を新設し、国内外の関係機関との情報交換及び通貨偽造事件への迅速な対応が可能となる体制整備に努めた。
		v ◎平成20年度においては、500円貨のクリーン度を向上させるための経費を含む予算(貨幣製造費:17,228百万円)等を措置した。
	警察庁 金融庁	i ◎警察庁、金融庁及び全国銀行協会による会議を開催するなどし、偽造キャッシュカード等による被害防止のための対策を検討している。
		ii ◎金融庁、警察庁のホームページに、「あなたのキャッシュカードが狙われています」(平成17年10月14日)を掲載し、注意喚起を行っている。
		iii ◎平成17年12月から警察庁、金融庁及び金融機関関係者による金融機関防犯連絡協議会を設置し、金融機関の防犯対策全般について情報交換及び協議を行っている。
		iv ◎平成18年3月、金融庁、警察庁、各金融関係団体による「情報セキュリティに関する検討会」を設置し、偽造・盗難キャッシュカード問題を始めた金融機関の情報セキュリティについて検討を行い、検討結果を金融機関に周知するとともに、同年7月、その概要を公表した。

施策名	省庁名	実施状況
	金融庁	<p>i ◎偽造キャッシュカード問題に関するスタディグループにおいて、偽造キャッシュカード被害に対する補償のあり方について、平成17年3月31日に中間とりまとめを公表し、同年6月24日、偽造・盗難キャッシュカード被害発生の被害発生の予防策、被害拡大の抑止策等を中心とする最終報告書を公表した。</p> <p>ii ◎偽造キャッシュカード預金者保護法の成立を受け、カード規定試案の速やかな改定、国会審議等を踏まえた被害の補償のあり方についての参加金融機関への周知、顧客への広報活動についての的確な対応を取るよう、各金融関係団体に要請を行った。(平成17年8月10日)</p> <p>iii ◎偽造キャッシュカード問題に関する実態調査を行い、その結果を平成17年10月14日に公表した。</p> <p>iv ◎偽造・盗難キャッシュカード問題に関する金融機関への監督手法について、監督指針に記載した。(平成17年10月28日、平成17年12月22日)</p> <p>v ◎平成19年1月、監督指針を改正し、ATMシステム及びインターネットバンキングの情報セキュリティ対策に関する監督上の着眼点を明確化した。</p> <p>vi ◎偽造・盗難キャッシュカード問題に対する金融機関の取組み状況(平成19年3月末時点)についてアンケート調査を行い、平成19年6月26日に公表した。</p> <p>vii ◎偽造キャッシュカード等による被害発生及び金融機関による補償状況(平成19年12月時点)を取りまとめ、平成20年4月16日に公表した。</p>
⑪ 盗難通帳等による払出し対策の推進	警察庁 金融庁	<p>i ◎警察庁、金融庁及び全国銀行協会による会議を開催するなどし、盗難通帳等による払出し防止のための対策の検討を実施している。</p> <p>ii ◎(再掲:第1-2-⑩-警、金-iii)金融機関防犯連絡協議会の設置</p> <p>iii ◎(再掲:第1-2-⑩-警、金-iv)「情報セキュリティに関する検討会」の開催</p>
⑫ 預金口座の不正利用防止対策の推進	金融庁	<p>i ◎盗難キャッシュカードについて、偽造キャッシュカード問題に関するスタディグループにおいて、盗難キャッシュカード被害に対する補償のあり方について、平成17年5月13日に第2次中間とりまとめを公表し、同年6月24日、偽造・盗難キャッシュカード被害発生の予防策、被害拡大の抑止策等を中心とする最終報告書を公表した。</p> <p>ii ◎(再掲:第1-2-⑩-警、金-iii)金融機関防犯連絡協議会の設置</p> <p>iii ◎犯罪に使用された預金口座に対しては、迅速な口座凍結を依頼するよう都道府県警察に指示している。</p>



施策名	省庁名	実施状況
	警察庁	iii ◎平成20年度において、振り込め詐欺等の匿名性の高い知能犯罪に対応するため、広域知能犯罪対策用資機材の整備等に係る経費(22百万円)を措置した。
		iv ◎平成19年2月から、預貯金口座及び携帯電話の売買等を誘引するインターネット上の書き込みにおいて連絡先として記載されているフリーメールアドレスにつき、プロバイダにアカウントの削除を依頼している。
		v ◎犯罪による収益の移転防止に関する法律が成立し、既に平成19年4月1日からFIUを金融庁から国家公安委員会に移管する部分その他所要の措置に係る部分が施行され、組織犯罪対策部に政令職である犯罪収益移転防止管理官を設置した。本年3月1日から残る規定についても施行されているところ、同法の規定に基づき、預貯金通帳等の売買等の預金口座の不正利用の防止に努めている。
		vi ◎平成20年度において、振り込め詐欺助長罪に対する市民協力を確保するため、預貯金口座及び携帯電話の不正売買等の情報提供依頼ポスター作成に係る経費(3百万円)を措置した。
	金融庁	i ◎当局が預金口座の不正利用に関する情報提供を受けた場合には、当該口座が設置されている金融機関及び警察当局への情報提供を速やかに実施している。
	警察庁 金融庁	i ◎警察庁、金融庁及び全国銀行協会による会議を開催するなどし、預金口座の不正利用防止のための対策の検討を実施している。
		ii ◎(再掲:第1-2-⑩-警、金-iii)金融機関防犯連絡協議会の設置
	警察庁 金融庁 法務省	i ◎議員立法により「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」が改正され(平成16年12月3日成立、同月10日公布、同月30日施行)、預貯金通帳等の売買等が処罰されることとなり、検察、警察が連携しつつ、同法等の法令を駆使し、預金口座の不正利用の防止に努めている。
⑬ 本人確認の徹底	警察庁	i ◎いわゆるオレオレ詐欺やヤミ金融事犯に対処するため、金融機関に対し、本人確認の徹底を要請しているほか、万引きした書物の処分先となっている新古書店等についても、本人確認の徹底を要請している。
		ii ◎「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律」の制定を受け(平成17年5月5日一部施行、平成18年4月1日全部施行)、携帯音声通信役務の不正な利用の防止を図るため、警察署長による契約者確認の求めや携帯電話の違法な譲渡等の取締り等を推進している。
		iii ◎平成18年6月、印刷業者の業界団体に対して、貸金業に係るダイレクトメール等の印刷申込みがなされた場合、当該申込者の原稿記載の電話番号等と貸金業登録の登録情報との照合を依頼するとともに、当該申込者が無登録業者である場合の契約の見合わせ及び警察への通報を依頼した。

施策名	省庁名	実施状況	
		iv ◎犯罪に利用されないための対策について、私設私書箱業者からの相談に応じるとともに、利用者の本人確認を徹底するよう指導した。	
		v ◎(再掲:第1-2-⑫-警-v)犯罪による収益の移転防止に関する法律の全面施行(平成20年3月1日)により、本人確認を実施する義務対象業者を拡大(新たに対象となる業者:ファイナンスリース事業者、クレジット事業者、宅地建物取引業者、宝石・貴金属等取扱業者、郵便物受取サービス業者、電話受付代行業者、司法書士、行政書士、公認会計士、税理士等)	
	金融庁	i ◎金融団体との会議等において、本人確認の徹底について適切な対応をとるよう周知徹底を図るとともに、犯罪による収益の移転防止に関する法律の趣旨及び概要をホームページに掲載する等、その徹底を図っている。	
		ii ◎本人確認法施行令の改正を行い、10万円を超える現金送金等を行う際に、金融機関に送金人の本人確認等を義務付ける(平成19年1月4日から実施)とともに、その周知・広報に努めた。なお、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令においても、同様の内容が規定されている。	
	総務省	i ◎携帯電話事業者各社に対し、プリペイド式携帯電話の販売時における本人確認の徹底について要請を行い、携帯電話事業者各社においては、平成16年12月末までに、代理店店頭における本人確認実施後すぐに使える方式から、事業者において契約者情報を確認後に使用を可能とする方式に切り替えた。	
		ii ◎総務省は携帯電話事業者各社等と協議を行い、携帯電話事業者各社においては、平成17年4月から、すべてのプリペイド式携帯電話について、その契約者情報を確認・登録し、契約者の確認ができない場合には利用を停止するという運用を行い、平成18年3月31日までに契約者情報の確認・登録を完了し、契約者を確認できなかった約30万回線について利用停止措置を講じた。	
		iii ◎平成17年4月に、犯罪に利用されることの多い匿名の携帯電話を排除するため、「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律」(平成17年法律第31号)が成立し、平成18年4月1日から全面施行されている。この法律においては携帯電話・PHS事業者に対して契約締結時・譲渡時の本人確認義務を課すとともに、携帯電話・PHSの無断譲渡・匿名貸与営業等の行為を処罰の対象としている。総務省は、周知及び適切な運用に努めていく。	
		iv ◎平成20年度において、インターネット上の違法・有害情報、電気通信サービスの不適正利用に関する調査研究等のため予算35百万円を措置。	
	⑭ 犯罪に用いられるおそれのある各種物質の管理の徹底等	i	◎ガソリンの適正販売等について、関係業界団体等に要請した。
		ii	◎火薬類の適切な保管管理について、関係業界団体等に要請した。

施策名	省庁名	実施状況
	警察庁	iii ◎平成17年3月、都道府県警察に対し、爆発物製造に用いられるおそれのある物質を取り扱う販売店等への保管管理や盗難防止に関する指導の徹底等について指示を行った。
		iv ◎平成17年7月、都道府県警察の危険物業務、毒劇物事犯を担当している警察官及び警察職員を対象に、危険物事犯や毒劇物事犯捜査に必要な知識・技能の習得及び警察で運搬届出事務を行っている原子炉等規制法、放射線障害防止法、化学兵器禁止法の基礎知識を習得させるため、集合教養を実施した(15日間)。
		v ◎火薬類の不正流出及び火薬類による事件・事故の未然防止を図るため、各都道府県警察において火薬類取扱場所に対する立入検査を実施している。
		vi ◎毎年11月中、関係省庁に協力を求め、危険物運搬車両に対する指導取締りを集中的に実施している。
		vii ◎平成19年7月、都道府県警察の火薬類関係業務を担当している警察官及び警察職員を対象に、火薬類の取締り等に必要な知識・技能を修得させるために、集合教養を実施した(12日間)
		viii ◎核物質防護の強化を図るため、原子力事業者等の事務所等に対し、警察庁において核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第72条第3項に定める立入検査を実施している。
	警察庁 厚生労働省	i ◎平成19年6月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」が、施行されたことを受け、警察庁では、一部の特定病原体等の運搬に係る届出の適正な受理、特定病原体等を保有する事業者等への保管管理に関する指導の徹底等について都道府県警察に指示した。
	総務省 消防庁	i ◎事業所・一般家庭においてガソリンを詰め替え、又は運搬を行う場合には消防法令に適合した容器を用いて行うことを周知する通知(「給油取扱所におけるガソリンの詰め替え行為について(平成15年9月19日付け消防危第101号)」)を都道府県・市町村宛に発出し注意喚起を行っている。
文部科学省	i ◎平成19年度は、(独)日本原子力研究開発機構において、防護設備の強化及び警備員の増員を実施した。平成20年度においては、強化した防護措置及び警備体制による核物質防護体制を維持している。また、核不拡散上機微な物質を取扱っている施設につき、核物質の監視及び核物質の計量管理等を行っている。	
	ii ◎核物質防護対策の強化に係る対応として、平成20年度予算要求において、新核物質防護システム確立調査費(163百万円)を要求中。	
	iii ◎放射性同位元素のセキュリティ確保に係る対応として、放射線源登録管理システムを平成19年度より2年間で開発に着手した。また、平成20年度予算要求において、当該登録管理システムの試験運用のための保守・管理費(15百万円)を要求中。	

施策名	省庁名	実施状況
	厚生労働省	i ◎薬事・食品衛生審議会において、平成19年4月に健康有害性を有する4物質を新たに毒物又は劇物に指定することが適当な旨の答申を受け、平成19年8月15日に新たに当該物質を毒物又は劇物に指定等する政令を公布した。
		ii ◎毒物・劇物の指定及び流通・保管・管理等の推進を図るために、平成20年度予算において毒物劇物取締法施行費(49百万円)を措置した。
		iii ◎平成19年5月、爆発物が製造される事件が発生したが、同事件では薬局から警察への通報が事件の発覚と被疑者の逮捕に繋がったという情報を受け、薬局・薬店や毒劇物の販売業者等に対し、爆発物の原料となりうる化学物質について適切な管理と販売の徹底を図るよう各都道府県等を通じて指導した。
	経済産業省	i ◎化学兵器禁止法に定める特定物質の製造・使用を行う事業者等に対し、同法第33条に定める立入検査を実施している。また、海外の要人が来日する等、特別な警戒が必要な時は、同法上の毒性物質を取り扱っている事業所等に対し、当該物質の管理の徹底を要請している。
		ii ◎平成19年4月に民間企業等の病原性微生物、毒素の保有・管理状況の調査を定期的に行うとともに、適切な管理を要請したところ。
		iii ◎平成20年度において、国内外における化学兵器禁止条約の適確な実施のため、約30百万円の調査費を措置。
		iv ◎平成20年度において、化学プラントにおける危機管理体制の強化のため、約38百万円の調査費を措置。
	国土交通省	i ◎平成20年2～3月に放射性物質の輸送関係業務従事者及び放射性物質の使用・販売等の業務従事者であって、主に、管理・監督業務を行う者並びにその他の放射性物質輸送の関係者を対象に、講習会を開催(横浜・新潟・高松)し、放射性物質輸送の安全規制等の正しい理解の促進を図った。
	⑮ 重要無線通信妨害対策の推進	警察庁
総務省		i ◎平成16年1月、電波法第110条の無免許で無線局を開設し、又はそれを運用することに対する罰金の上限額を50万円から100万円に改正した。
		ii ◎平成18年度、684件の重要無線通信妨害申告に対応した。また、平成20年度の定員要求において重要無線通信妨害対策を強化するため沖縄事務所の職員の増員(1名)を措置。
		iii ◎平成19年4月、重要無線通信への混信・妨害の原因究明体制を強化するため関東総合通信局に「電波障害分析課」を設置した。



施策名	省庁名	実施状況	
		vi ◎犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度の新設等の法整備を含む「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」を第166回通常国会に提出し、平成19年6月に成立した。また、刑事裁判に参加する犯罪被害者等(被害者参加人)のための国選弁護制度の新設を内容とする「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び綜合法律支援法の一部を改正する法律案」を第169回通常国会に提出し、平成20年4月に成立した。	
		vii ◎平成18年6月に成立した「犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律」等により、これまで没収・追徴が禁止されていた犯罪被害財産(財産犯等の犯罪行為により被害者から得た財産)について、一定の場合に没収・追徴を可能とするとともに、これにより得られた財産を用いて、当該事件の被害者等に被害回復給付金を支給することを可能とした。	
	海上保安庁	i ◎被害者への刑事手続きの概要説明、捜査の過程その他被害者等の救済、不安の解消に資すると認められる事項(捜査状況、被疑者の逮捕及び送致状況)の通知を行っている。	
		ii ◎性犯罪捜査時における、被害者の心情に配慮した捜査活動(例:女性海上保安官による事情聴取)を実施している。	
		iii ◎部署における事情聴取について、被害者の心情に配慮した事情聴取室を確保し実施している。	
		iv ◎平成20年度予算において、犯罪被害者の遺族の新たな経済的・精神的負担を軽減するため、司法解剖後の遺体搬送費等(0.5百万円)を措置した。	
		v ◎平成20年度予算において、被害者への刑事手続や法的救済措置等の概要、海上保安庁の被害者対策などを被害者に周知するため、リーフレット作成費(0.1百万円)を措置した。	
	② 被害者等に対する支援等の推進	内閣府	i ◎ 犯罪被害者等施策推進会議及び基本計画推進専門委員等会議において、犯罪被害者等基本計画に盛り込まれた施策の実施状況の検証・評価・監視を行っている。
			ii ◎ 犯罪被害者等施策推進会議の下に設置された、犯罪被害者等の支援に関する3つの検討会において、被害者等への給付の抜本的拡充、支援ネットワークの充実・強化、民間団体への援助の拡充などを盛り込んだ最終取りまとめを行い、平成19年11月、推進会議において政府をあげて強力かつ効果的に推進することを決定した。
			iii ◎ 平成20年度において、犯罪被害者等支援に関わる機関・団体の連携を一層充実・強化するため、「犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案(仮称)」の作成に係る予算(20百万円)を措置。
iv ◎ 平成20年度において、犯罪被害者支援の活動を行う民間団体の支援の質及び内容を確保するため、「研修カリキュラム・モデル案」の作成に係る予算(17百万円)を措置。			

施策名	省庁名	実施状況
	内閣府	v ◎平成20年度において、地方公共団体の犯罪被害者等施策に関わる窓口部局の職員の基礎的知識を養成するため、地方公共団体職員向け研修に係る予算(200万円)を措置。
		vi ◎平成20年度において、地域における支援の担い手となる人材の裾野の拡大や被害者支援の気運醸成など、地域社会全体における被害者支援の取組を促進するためのモデル事業の実施に係る予算(400万円)を措置。
		vii ◎犯罪被害者支援組織を含む民間非営利団体からの特定非営利活動促進法に基づく法人格の取得申請に対し、適切な対応を行っている。
		viii ◎平成20年度において、犯罪被害者等支援活動を含む市民活動の促進を図るための予算(3050万円)を措置。
		i ◎犯罪被害給付制度を適正に運用したほか、カウンセリングに関する専門的知識や技術を有する職員の配置を推進するとともに、関係機関や民間被害者支援団体等との連携に努めるなど、被害者の様々なニーズに対応するための施策を実施した。
		ii ◎平成16年10月、「組織犯罪対策要綱」を発出し、暴力団犯罪の被害者等の被害回復を図るため、都道府県暴力追放運動推進センターや弁護士会と連携し、暴力団員等を相手方とする損害賠償請求訴訟等に対する支援に努めることとした。
		iii ◎平成16年8月、「児童買春に係る被害児童に対する立直り支援の強化について」を都道府県警察に発出し、児童買春に係る被害児童の立直り支援の措置について指示した。
		iv ◎平成20年度において、犯罪被害給付制度の運用等に係る経費(2,1490万円)を措置した。
		v ○平成20年4月、休業損害を考慮した重傷病給付金等の額の加算、やむを得ない理由がある場合における申請期間の特例、犯罪被害者等への支援を行う民間の団体の自主的な活動の促進等に関する規定を設けることを内容とした犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律(平成20年7月1日より施行)が成立した。
		vi ○平成20年5月、生計維持関係のある遺族に対する遺族給付金及び重度後遺障害者に対する障害給付金の引上げを行うこと等を内容とした犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成20年7月1日より施行)が公布された。
		vii ◎平成20年度において、民間被害者支援団体に対する相談業務の委託に係る経費等(2420万円)を措置した。

施策名	省庁名	実施状況
	警察庁	<p>viii ◎平成19年6月、「家出少年及び福祉犯被害少年等の発見・保護活動の強化について」を都道府県警察に発出し、街頭補導等を通じた福祉犯被害少年の早期発見・保護の推進等について指示した。</p> <p>ix ◎平成17年12月、「犯罪被害者等基本計画への対応について」を都道府県警察に発出し、犯罪被害者等基本計画の推進に当たり、被害少年に対する継続的な支援等被害者対策の着実な実施と充実を指示した。</p> <p>x ◎（再掲：第1-1-③-警-vii）「学年末及び新学期における少年の非行及び犯罪被害防止対策の推進について」を発出し、福祉犯被害少年の早期発見・保護等について指示。</p> <p>xi ◎平成20年度において、少年福祉犯罪対策打ち合わせ会議、被害少年カウンセリングアドバイザー謝金等に係る経費（123百万円）を措置した。</p> <p>xii ◎平成20年度において、児童虐待等の被害から少年を守るための被害抑止対策の充実強化に係る経費（6百万円）を措置した。</p> <p>xiii ◎平成18年4月、「少年指導委員制度の運営に係る留意事項について」を都道府県警察に発出し、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為により被害を受けた少年に対する少年指導委員による援助等について指示した。</p> <p>xiv ◎平成18年5月、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為により被害を受けた少年に対する少年指導委員による助成等の事項を内容とする「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律」が施行された。</p> <p>xv ◎（再掲：第1-1-③-警-vi）「子ども安全・安心加速化プラン」の策定を踏まえ、都道府県警察に対し犯罪被害や虐待を受けた子どもに対する支援の強化等について指示</p>
	法務省	<p>i ◎被害者支援員が全国の地方検察庁に配置されており、被害者からの相談への対応及び各種情報提供、法廷への案内・付添い、被害者支援機関等との連絡調整などを実施しているが、平成16年4月からは、大規模庁に常時複数名を配置するなどの態勢の強化に努めている。</p> <p>ii ◎全国の地方検察庁に被害者ホットラインを設置している。</p> <p>iii ◎平成20年度において、被害者対策の推進を図るため、253百万円を措置した。</p> <p>iv ◎（再掲：第1-3-①-法-iv）平成19年12月から、更生保護法に規定された意見等聴取制度及び心情等伝達制度のほか、被害者等に対する相談・支援を実施している。</p> <p>v ◎（再掲：第1-3-①-法-v）平成20年度において、更生保護官署による犯罪被害者等施策の充実・強化のため、109百万円を措置した。</p>



施策名	省庁名	実施状況
	文部科学省	i ◎平成20年度予算において、事件・事故後の心のケアの問題への取組に係る予算(16百万円)を措置。
		ii ◎平成20年度予算において、教育相談体制を一層充実させるため、各都道府県・指定都市が、スクールカウンセラーを活用する際の諸課題についての調査研究事業を行うために必要な経費の補助を実施する「スクールカウンセラー等活用事業補助」に係る予算(3,365百万円)を措置した。
		iii ◎小学校段階における不登校や問題行動などの未然防止・早期発見のため、「子どもと親の相談員」を配置するとともに、生徒指導体制の充実や関係機関との連携を推進する「生徒指導推進協力員」を配置(「スクールカウンセラー等活用事業補助」の内数)。
	厚生労働省	i ◎ 精神保健福祉センター、保健所、医療機関等の医師、保健師、精神保健福祉士等に対して、PTSD(心的外傷後ストレス障害)専門家の養成研修等を実施している。さらに、各都道府県・指定都市・中核市等へ研修修了者名簿を提供し、人材の有効活用を図っている。平成20年度についても、引き続き事業を実施。(平成20年度予算額 PTSD・思春期精神保健対策事業費29百万円の内数)
	海上保安庁	i ◎「被害者支援連絡協議会」へ参画し、被害者支援ネットワークの構築に寄与している。
		ii ◎(再掲:第1-3-①-海-iii)被害者の心情に配慮した事情聴取室を確保
		iii ◎部署等において、「犯罪被害者等支援主任者」により、犯罪被害者等に対する支援を実施している。
iv ◎本庁及び管区本部において、犯罪被害者等支援に係る業務を専門的かつ総合的に取り扱う「警務管理官」により、犯罪被害者等に対する支援を実施している。		
③ 犯罪被害に対する啓発活動の推進	内閣府	i ◎ 犯罪被害者等への国民の理解を深めるため、平成19年度の犯罪被害者週間(11月25日～12月1日)の期間中、「国民のつどい」を東京及び熊本、茨城、愛知、北海道で開催した。平成20年度も、「国民のつどい」を全国各地で開催する。
		ii ◎ 平成20年度において、犯罪被害者等に対する国民理解の一層の増進を図るため、広報・啓発事業等に係る予算(25百万円)を措置。
		iii ◎「犯罪被害者等に対する国民意識調査」の結果等を活用し、「犯罪被害者等に関する青少年向け教材」を作成の上、教育現場への周知・活用を図っている。
		i ◎職員に対して、被害者の立場・心情への配慮や具体的対応の在り方等についての教育を推進するとともに、民間被害者支援団体と連携しての広報啓発活動を実施したほか、広報用パンフレット、ポスター、犯罪被害者対策広報用ホームページ等による広報啓発を推進している。

施策名	省庁名	実施状況
	警察庁	ii ◎平成20年度において、被害者対策について広報するため、広報用パンフレット「警察による犯罪被害者支援」の作成等に係る経費(14百万円)を措置した。
		iii ◎平成20年度において、警察安全相談経費及び相談業務専科の係る経費(37百万円)を措置した。
		iv ◎平成20年度において、学生を対象とした被害者支援に係る講義、犯罪被害者等による「命の大切さを学ぶ教室」の実施等、社会全体で犯罪被害者等を支え、犯罪被害者も加害者お出さない町づくり事業を推進に係る経費(9百万円)を措置した。
	法務省	i ◎刑事手続や被害者等通知制度等を分かりやすく説明した被害者向けパンフレットを更新し、内容をより一層充実させたほか、同パンフレットの英語版を作成した。また、法改正等に伴う被害者等通知制度の拡充等について説明した同パンフレットの追補版も作成した。同パンフレットについては、検察庁や警察署等において被害者に配布したり、イベントで配布するほか、法務省ホームページに掲載するなどしている。
	文部科学省	i ◎(再掲:第1-3-②-文-i)事件、事故後の心のケアの問題等への取組に係る予算(16百万円)を措置。
	厚生労働省	i ◎(再掲:第1-3-②-厚-i)保健所、医療機関等の医師、保健師、精神保健福祉士等へのPTSD専門家の養成研修等の実施等。平成20年度についても、引き続き事業を実施。(平成20年度予算額 PTSD・思春期精神保健対策事業費29百万円の内数)
	海上保安庁	i ◎初任者教育及び職員に対する再研修において、犯罪被害者の人格の尊重を含め、人権に関する教育を実施している。
		ii ◎海上保安官に対する階層別研修において海上保安業務に関する行政と法と人権の関わりを教授し犯罪被害者等への配慮を推進している。
		iii ○犯罪被害者等支援に関する一層の意識向上を図るため部内通達を発出したほか、職員向けのマニュアルを作成・配布することとしている。
		iv ◎海上保安庁が実施する犯罪被害者等のための施策を海上保安庁ホームページを活用して周知している。
		v ◎(再掲:第1-3-①-海-v)平成20年度予算において、リーフレット作成費を措置した。
④ 被害者等の安全確保		i ◎被害者との連絡を密にし、必要な助言を行うとともに、状況に応じて自宅や勤務先における身辺警戒やパトロール等を強化したり、緊急通報装置を貸し出すなどの再被害防止措置を推進している。
ii ◎平成16年10月、「組織犯罪対策要綱」を発出し、暴力団犯罪等の被害者等に対する危害行為を防圧するため、暴力団・暴力団関係企業・暴力団員等の動向を十分に把握し、的確な保護対策を実施することとした。		

施策名	省庁名	実施状況
	警察庁	iii ◎平成20年度において、犯罪被害直後の避難場所確保に係る経費(32百万円)を措置した。
		iv ◎平成20年度において、暴力団犯罪等の被害者等に対する危害行為を防圧するため、保護対策等に係る経費(134百万円)を措置した。
	法務省	i ◎検察当局において、被害者等への報復等を動機とする犯罪など、被害者等の安全を脅かす犯罪について、厳正な処罰の実現に努めている。
	海上保安庁	i ◎被害者の氏名等を推知されるような事項を被疑者その他の関係者に告げないよう配慮している。
		ii ◎必要に応じ、部署と被害者等との緊密な連絡体制を構築する等、被害者等の安全確保策を講じている。
⑤ ストーカー対策、配偶者からの暴力対策の推進	内閣府	i ◎ 女性に対する暴力に関する専門調査会及び女性に対する暴力に関する関係省庁課長会議の開催並びに女性に対する暴力をなくす運動をはじめとする広報啓発活動、女性に対する暴力に関する調査研究、配偶者からの暴力に関する相談担当者への研修及びアドバイザーの派遣、ホームページを通じた配偶者からの暴力の被害者支援に役立つ情報提供等を実施している。
		ii ◎ 平成20年度において、地方公共団体等との連携強化、広報・啓発活動の強化、配偶者からの暴力に関する調査研究等のため、女性に対する暴力に関する調査等経費(79百万円)を措置。
		iii ◎ 配偶者暴力防止法の見直しに向けた検討や基本方針の見直しに資するため、男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会では、平成18年6月以降、計8回の会合を開催し、同法及び関連する施策に関する課題を把握・整理し、平成19年3月に報告書として公表した。
	警察庁	i ◎ストーカー事案や配偶者からの暴力事案に対しては、「女性・子どもを守る施策実施要綱」等に基づき、刑罰法令に抵触する事案については、被害者の意思を踏まえ、検挙等の措置を講ずるとともに、抵触しない事案についても、適切な自衛・対応策の教示、関係機関の紹介、相手方への指導・警告等により、事案に応じた適切な措置を講ずるよう努めている。
		ii ◎平成18年10月、平成16年5月から運用を開始している被害者保護のための住民票の閲覧や写しの交付の制限に係る市町村との連携確保の在り方等について、被害者負担軽減を主眼とした見直しを行い、都道府県警察に対し指示した。
		iii ◎平成17年11月、迅速な警告等ストーカー行為等の規制等に関する法律の適正な運用について都道府県警察に指示した。

施策名	省庁名	実施状況
		iv ◎平成20年度において、ストーカー事案、配偶者からの暴力事案等に厳正に対処に係る経費(10百万円)を措置した。
		v ◎平成20年度において、配偶者暴力対策として、「監視警戒システム」に係る経費(10百万円)を措置した。
		vi ◎平成18年10月、ストーカー行為等の規制等に関する法律の適正な運用のためのストーカー対策マニュアルを作成し、都道府県警察に示した。
		vii ◎平成18年12月、警察署において相談を受けたストーカー事案、配偶者からの暴力事案等への的確な対応について都道府県警察に指示した。
	総務省	i ◎総務省において、「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー被害者保護のための住民基本台帳閲覧、写しの交付に係るガイドライン研究会」を、平成15年11月から開催し、平成16年3月、研究会において報告書を作成した。総務省は、平成16年5月31日に、当該報告書に基づき、省令及び事務処理要領の改正を行った。これらに基づき、平成16年7月1日より、地方公共団体において統一的に支援措置が講じられた。
	法務省	i ◎検察当局において、受理したこれら事案について、厳正な捜査及び処理を行っている。
	厚生労働省	i ◎平成20年度において、配偶者からの暴力対策として、一時保護委託先における被害者の処遇の改善を図り、自立に向けた支援を強化するため、婦人相談所が民間シェルター等へ一時保護委託を行う際の委託費の引上げを婦人保護事業費(2,174百万円)で措置した。また、支援を必要とする婦人保護施設退所者一人一人に継続的できめ細かな支援ができる体制の充実を図るため、婦人保護施設退所者自立生活援助事業について補助方式を改めて実施している。(児童虐待・DV対策等総合支援事業(2,329百万円))
	内閣府 警察庁 法務省 厚生労働省	i ◎保護命令制度の拡充、市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置及び基本計画の策定を努力義務として課す等を内容とする「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の一部改正法が議員立法により、平成19年7月に成立。平成20年1月に施行された。
		ii ◎平成16年11月には、一部改正された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく国家公安委員会規則である「配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための警察本部長等の援助に関する規則」を制定した。被害者から援助の申出を受けた場合には、必要な援助を実施している。(平成19年中の援助件数:5,208件)

施策名	省庁名	実施状況
		iii ◎ 配偶者暴力防止法に基づき、主務大臣(内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣)が策定する、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」について、同法改正法の趣旨等を踏まえ、同法改正法の施行(平成20年1月)に合わせて改定した。なお、同法の規定により設置されている配偶者暴力相談支援センターでは、配偶者からの暴力に係る相談、一時保護、自立支援等の業務を実施している。(平成18年度の一時保護件数: 4,565件)
⑥ 児童虐待への的確な対応	警察庁	i ◎平成16年1月、「児童虐待に対する適切な対応について」を都道府県警察に発出し、児童相談所等の関係機関とのより一層の連携の強化による児童虐待の早期発見と適切な対応について指示した。 ii ◎平成16年9月、「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行について」を都道府県警察に発出し、児童虐待の早期発見、迅速かつ確実な通告、関係機関・団体との連携の強化等について指示した。 iii ◎平成17年3月、「児童福祉法の一部を改正する法律の施行について」を都道府県警察に発出し、要保護児童対策地域協議会への積極的参加等による関係機関と連携した児童虐待への取組の推進について指示した。また、関係省庁と「要保護児童対策地域協議会設置・運用指針」を作成し、都道府県警察へ通知した。 iv ◎平成17年6月、平成16年中の被害児童が死に至った児童虐待事件の検挙状況、関係機関の関与状況等を調査し、調査結果を公表した。 v ◎(再掲:第1-3-②-警-viii)「犯罪被害者等基本計画への対応について」を発出し、児童虐待の早期発見等に資する職員への教育等犯罪被害者等基本計画に盛り込まれた施策を推進するよう都道府県警察に指示した。 vi ◎(再掲:第1-3-②-警-x)被害少年カウンセリングアドバイザー謝金等に係る経費を措置した。 vii ◎(再掲:第1-3-②-警-xi)児童虐待等の被害から少年を守るための被害抑止対策の充実強化に係る経費を措置した。 viii ◎(再掲:第1-1-③-警-vi)「子ども安全・安心加速化プラン」の策定により、都道府県警察に対し児童虐待等の被害から子どもを守るための対策の充実強化等について指示した。 ix ◎平成18年9月、「児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした児童虐待への対応について」を都道府県警察に発出し、児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした対応の徹底、児童の保護に向けた関係機関との連携の強化、厳正な捜査と被害児童の支援、情報の集約と組織としての的確な対応について指示した。

施策名	省庁名	実施状況
		x ◎児童虐待の防止等に関する法律の一部が改正され、平成20年4月1日から施行されることに伴い、児童虐待の防止等に関する施策を更に推進するため、担当者会議を開催するとともに各都道府県警察に關係通達及び關係資料を發出し、児童の安全確認を最優先とした対応等について指示した。
	警察庁 法務省 厚生労働省 文部科学省	i ◎平成17年3月「要保護児童対策地域協議会設置・運用指針」を作成し、その後平成19年1月及び平成20年3月には、同協議会の運営強化等を内容とした同指針の改正を行った。
		ii ◎平成19年4月現在、「要保護児童対策地域協議会」または虐待防止ネットワークを設置している市町村の割合は84.1%(前年度69.0%)であり、設置の促進が図られている。
		iii ◎平成19年11月、「児童虐待防止推進月間」において、關係機関と連携して、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るための広報啓発活動を実施した。
	法務省	i ◎検察当局において、受理したこれら事案について、厳正な捜査及び処理を行っている。
	文部科学省	i ◎平成20年度予算において、身近な地域において子育てサポーターリーダー等で構成する「家庭教育支援チーム」を設置し、情報や学習機会の提供、相談体制の充実をはじめとするきめ細かな家庭教育支援を行うことにより、家庭教育支援基盤の形成を促進するための予算(1,153百万円)を措置。
		ii ◎平成20年度予算において、一人ひとりの親が家庭を見つめ直し、それぞれ自信を持って子育てに取り組んでいく契機となるよう、家庭教育に関するヒント集(家庭教育手帳)を作成し、全国の教育委員会等に提供して、乳幼児や小学生等を持つ各家庭への配布や家庭教育に関する学習機会等での活用を促し、家庭の教育力の向上を図るため、「家庭教育手帳の作成」に係わる予算(64百万円)を措置。
		iii ◎平成20年度予算において、子どもの望ましい基本的な生活習慣を育成し、生活リズムを向上させる「早寝早起き朝ごはん」国民運動の全国各地における一層の取組が図られるよう、普及啓発や先進的な実践活動等の効果について調査研究を行うため、「子どもの生活リズム向上プロジェクト」に係わる予算(236百万円)を措置。
		iv ◎国内・諸外国の児童虐待防止に向けた先進的取組等を収集・分析した成果をまとめた「学校等における児童虐待防止に向けた取組について(報告書)」(平成18年5月)を踏まえ、平成18年度は、研修モデルプログラムの作成に向け「学校等における児童虐待防止に向けた取組に関する調査研究」を実施した。教職員向けの研修資料を作成しており、今後、学校や教育委員会等に配布することとしている。

施策名	省庁名	実施状況
		v ◎平成20年度において、不登校、暴力行為、いじめ、児童虐待、高校中退の未然防止、早期発見、早期対応など、児童生徒の支援を行うための効果的な取組について調査研究を行う「問題を抱える子ども等の自立支援事業」のため、855百万円を措置。
	厚生労働省	i ◎平成19年5月、議員提案により、児童虐待の防止等に関する法律等が改正され、児童の安全確認等のための立入調査等の強化、保護者に対する面会・通信等の制限の強化、保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化等の規定の整備等が行われた(平成19年6月公布、平成20年4月施行)。
		ii ◎平成19年1月、平成20年3月、児童虐待防止対策の強化を図る観点から「児童相談所運営指針」等の通知の改正を行い、児童相談所や市町村の相談体制の強化を図った。
		iii ◎平成19年度において、発生予防対策の観点から、生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)の創設(次世代育成支援対策交付金:34,500百万円の内数)、早期発見、早期対応の観点から、都道府県の要保護児童対策地域協議会に専門家を派遣、配置する事業を実施(児童虐待・DV対策等総合支援事業:2,307百万円の内数)、自立に向けた保護・支援の観点から、身元保証人確保対策事業(児童虐待・DV対策等総合支援事業:2,307百万円の内数)を創設した。 ◎平成20年度において、子どもを守る地域ネットワークの関係機関等の専門性強化や同ネットワークと訪問事業との連携を図り、児童虐待の早期発見・早期対応に資することを目的として、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(次世代育成支援対策交付金:37,500百万円の内数)を創設した。
		iv ◎一時保護施設の定員不足解消等のため、平成18年度補正予算において、児童虐待に対する迅速で確実な対応を確保するための車輛整備や施設整備を行う「児童虐待等緊急対策」を措置するとともに、平成19年度からは定員超過の状態の一時保護施設を有する自治体に対し「緊急整備計画の策定」を求めている。 ◎児童相談所の人的体制の強化を図るため、地方財政措置において、児童福祉司を標準人口170万人当たり平成19年度は3名、平成20年度は更に1名の増員が措置された。
		v ◎平成20年度において、児童福祉施設における小規模グループケアの推進(1,787百万円)や看護師の配置(137百万円)、里親の支援を総合的に行う里親支援機関事業の創設、施設を退所した児童等の就業・生活支援などを行うことにより地域生活を支援するモデル事業の創設、児童自立生活援助事業の推進(児童虐待・DV対策等総合支援事業2,329百万円の内数)等を図った。
⑦ 子どもに対する防犯教育の推進	総務省 警察庁	i ◎(再掲:第1-1-③-警・総-ii)スクールサポーターの導入に係る経費を措置した。
		i ◎各自治体等において、子どもに対する防犯教室等を開催しており、警察官を派遣するなどしている。

施策名	省庁名		実施状況
	警察庁	ii	◎平成20年度において、女性・子どもを犯罪から守るための施策等に係る経費(12百万円)を措置した。
		iii	◎広島県及び栃木県の女子児童が殺害される事件を受け、文部科学省と協議の上、平成17年12月6日「通学路等における子どもの犯罪被害を防止するための諸対策の徹底について」を都道府県警察に発出し、通学路等における犯罪被害防止を図るよう指示した。
		iv	◎(再掲:第1-1-③-警-v)スクールサポーターの任務追加と制度の普及推進
		v	◎(再掲:第1-1-③-警-vii)「学年末及び新学期における少年の非行及び犯罪被害防止対策の推進について」の発出
	文部科学省	i	◎平成20年度予算においては、防災教室の取組を支援するため、小学校低学年の児童向けの防犯教室用リーフレットを作成・配布するとともに、学校における防犯教室の開催を推進するため、31百万円を措置した。
	警察庁 総務省	i	◎平成20年度地方財政計画において、防犯教室・講座の開催に係る経費を措置した。
⑧ 被害児童へのメンタルサポート等の推進	文部科学省	i	◎(再掲:第1-3-②-文-ii)「スクールカウンセラー等活用事業補助」
		ii	◎(再掲:第1-3-②-文-iii)平成18年度において、「子どもと親の相談員」「生徒指導推進協力員」
第2 社会全体で取り組む少年犯罪の抑止			
1 少年犯罪への厳正・的確な対応			
① 少年犯罪対策のための体制の整備	警察庁	i	◎平成16年4月、「少年非行防止・保護総合対策推進要綱」を都道府県警察に発出し、少年非行防止・保護対策を行うための推進体制の整備等について指示した。
		ii	◎平成20年度において、少年犯罪及びぐ犯少年対策、触法少年・ぐ犯少年に係る事件の調査体制の充実強化に係る経費(9百万円)を措置した。
	法務省	i	◎検察当局において、少年事件及び少年の福祉に関係する事件を重点的に担当する少年係検事等を指名し、これらの事件の処理に十全を期している。
		ii	◎平成20年度において、少年院の教育処遇体制及び少年鑑別所の観護処遇体制の充実強化のため、少年院33人、少年鑑別所21人の増員及び33,667百万円を措置。
② 厳正かつ迅速な少年事件捜査の推進		i	◎平成17年5月、「非行少年に係る事案の適正な捜査及び調査の推進について」を都道府県警察に発出し、ち密かつ適正な捜査及び調査の徹底について指示した。



施策名	省庁名	実施状況
	警察庁	ii ◎平成17年7月、少年事件のうち軽微なものに関して行っている簡易送致について、その基準を見直すとともに、簡易送致に係る書類について犯罪捜査規範を改正した。
		iii ◎平成20年度において、厳正かつ迅速な少年事件捜査の推進に係る経費(2百万円)を措置した。
		iv ◎平成20年度において、非行少年等の立直り支援の充実強化に係る経費(6百万円)を措置した。
	法務省	i ◎非行事実を十分に解明し、少年に適切な保護を加えるため、検察当局において、所要の捜査を行った上、家裁に送致するなど、適切な処分を行っている。
		ii ◎平成20年度において、少年犯罪対策の推進を図るため、1,990百万円を措置した。
③ 非行少年の保護観察の在り方の見直し	法務省	i ◎平成19年5月、保護観察中の者が遵守事項を守らなかった場合の措置を設けることなどを内容とする「少年法等の一部を改正する法律案」が成立し、同年11月1日から施行されている。
ii ◎平成20年度において、少年保護観察対象者に対する処遇の強化のため、54百万円を措置した。		
④ 少年院における処遇の充実強化	法務省	i ◎少年院法を改正して、処遇の個別化を法定したほか、各種協議会や研修等を通じ、教育活動等の充実、職員の指導力向上等を図ることにより、在院者一人一人の特性に応じた処遇の個別化を推進し、特に、被害者の視点を取り入れた教育の充実及び就労支援の強化に努めている。また、少年法等の改正を受け、在院者の保護者に対する措置等を規定して、処遇内容の更なる充実を図った。
ii ◎(再掲:第2-1-①-法-iiの一部)平成20年度において、少年院の教育処遇体制の充実強化のため、33人の増員及び22,375百万円を措置。		
⑤ 触法少年事案に関する調査権限等の明確化	法務省	i ◎平成19年5月、いわゆる触法少年に係る事件の調査手続の整備等を内容とする「少年法等の一部を改正する法律」が成立し、同年11月1日から施行されている。
⑥ 少年法制とその運用上の問題点に関する検討	警察庁	i ◎平成16年12月、「少年非行防止法制に関する研究会」での検討を踏まえ、不良行為少年の補導手続等の在り方の提言である「少年非行防止法制の在り方について(提言)」を公表した。
ii ◎平成18年度、「少年対話会パイロット事業」を都道府県警察において実施した。		
iii ◎(再掲:第1-1-③-警-vi)「子ども安全・安心加速化プラン」の策定により、都道府県警察に対し「少年対話会」の推進等について指示。		

施策名	省庁名	実施状況
	法務省	<p>i ◎政府は、平成18年6月、少年法等の一部を改正する法律(平成12年法律第142号)附則第3条の規定に基づき、同法の施行日である平成13年4月から平成18年3月までの間における同法による改定後の規定の施行状況について、国会に報告した。</p> <p>ii ◎上記 i の施行状況や犯罪被害者等の意見・要望等を踏まえて検討した結果、平成20年3月7日、一定の重大事件の被害者等が少年審判を傍聴することができる制度の創設等を内容とする「少年法の一部を改正する法律案」を国会に提出した。</p>
2 少年の非行防止につながる健やかな育成への取組		
① 少年補導活動の強化による非行少年の早期発見・早期措置	<p>内閣府</p> <p>警察庁</p>	<p>i ◎少年補導センター機能の更なる充実強化を図るため、少年補導センター職員等を対象とした研修会を引き続き開催する。</p> <p>ii ◎平成20年度において、地域における青少年育成運動の中核的指導者の養成を行うとともに、少年補導センター機能の更なる充実強化を図るため、青少年育成施策推進体制充実強化事業費(134百万円)を措置。</p> <p>i ◎平成16年4月、「少年非行防止・保護総合対策推進要綱」を都道府県警察に発出し、街頭補導活動の強化による不良行為少年等の早期発見・早期措置の推進について指示した。</p> <p>ii ◎(再掲:第2-1-⑥-警-i)「少年非行防止法制の在り方について(提言)」の公表</p> <p>iii ◎平成17年7月、全国で活動している少年警察ボランティアの先進的な少年健全育成活動の取組事例等を電子教材としてまとめ、警察庁ホームページにて公表した。</p> <p>iv ◎(再掲:第1-1-③-警-vii)「学年末及び新学期における少年の非行及び犯罪被害防止対策の推進について」を発出し、不良行為少年の発見、補導活動の強化等について指示</p> <p>v ◎平成20年度において、少年補導職員の活動支援や、少年警察補導職員研修会等に係る経費(242百万円)を措置した。</p> <p>vi ◎平成20年度において、少年指導委員の活動の充実化を図り、歓楽街等における環境浄化対策の推進に係る経費(15百万円)を措置した。</p> <p>vii ◎(再掲:第1-3-②-警-x ii)「少年指導委員制度の運営に係る留意事項について」を発出し、少年の補導活動等を行う少年指導委員制度の適正かつ効果的な運営について指示</p> <p>viii ◎(再掲:第1-3-②-警-x iii)少年の補導活動等に従事する少年指導委員について、風俗営業の営業所等へ立ち入らせることができることなどを内容とする「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律」の施行</p>

施策名	省庁名	実施状況	
		ix ◎(再掲:第1-3-②-警-vi)家出少年及び福祉犯被害少年等の発見・保護活動の強化について都道府県警察に指示	
		x ◎(再掲:第1-1-③-警-vi)「子ども安全・安心加速化プラン」の策定により、都道府県警察に対し少年指導委員等ボランティアによる街頭補導活動の活性化等について指示	
		xi ◎平成20年度において、問題を抱える少年を支援するボランティア活動の活性化に関する調査研究に係る経費(3百万円)を措置した。	
	文部科学省	i ◎(再掲:1-3-⑥-文-v)「問題を抱える子ども等の自立支援事業」	
② 暴走族等の非行集団対策の推進	警察庁          法務省    環境省    警察庁 国土交通省	i ◎「暴走族対策関係省庁会議における申合せ」(平成13年2月)を踏まえ、違法行為の指導取締りを徹底して行う。	
ii ◎平成19年中、道路交通法違反、道路運送車両法違反等で36,642人の暴走族構成員を検挙(うち3,480人逮捕)。対前年同期比で、い集・走行回数は減少(-556回(-11.8%))し、暴走族に関する110番についても、1,463件(2.2%)減少した。なお、平成19年中における暴走族のグループ数・構成員数は対前年比で、それぞれ80グループ(9.4%)、1,093人(8.0%)減少している。			
iii ◎平成16年11月から施行された改正道路交通法の暴走族対策の強化(共同危険行為等の禁止違反に係る規定の見直し、騒音運転等に対する罰則の新設及び消音器不備に係る罰則の引上げ)に係る規定を活用した暴走族取締りを引き続き推進した。平成19年中は、共同危険行為等の禁止違反により288件2,619人を検挙した。			
i ◎検察当局において、暴走族対策条例違反を含め、暴走族関連事件について、厳正な捜査処理に努めている。			
i ◎平成20年度において、新たな規制を検討するため、自動車による市街地走行時における騒音対策についての検討調査のための経費(6百万円)を措置した。			
ii ◎不正改造による騒音を防止するため、平成17年6月に「今後の自動車単体騒音低減対策のあり方について」諮問を行い、現在、中央環境審議会において審議を行っている。			
iii ◎不正改造による騒音を防止するため、平成20年度において、騒音規制法に基づく規制強化のため、新たな自動車の定置騒音試験法について検討調査を行うための経費(10百万円)を措置した。			
i ◎暴走族の各種不法事案を抑止し、不正改造車を排除すべく、例年6月を「暴走族取締強化期間」及び「不正改造車排除強化月間」として警察と運輸支局の合同街頭検査等を実施しており、平成20年も6月に実施予定である。			
③ 少年に対する暴力団の影響の排除			i ◎平成16年4月、「少年非行防止・保護総合対策推進要綱」を都道府県警察に発出し、暴力団の影響の排除の推進について指示した。

施策名	省庁名	実施状況
	警察庁	ii ◎「少年に対する暴力団の影響の排除」への取組みを平成16年中における暴力団総合対策の重点の一つとして強化するよう全国都道府県警察に指示し、また、平成16年10月には、「組織犯罪対策要綱」を発出して、少年に対する加入強要等に対する暴力団対策法による命令の発出等の措置を的確に講じることとしているところであり、平成19年、全国で、暴力団対策法に基づく少年に対する加入強要・勧誘及び脱退妨害に係る中止命令を68件、再発防止命令を9件発出している。 iii ◎平成20年度において、少年福祉犯罪対策打ち合わせ会議等に係る経費(6百万円)を措置した。 iv ◎(再掲:第1-3-②-警-vii)家出少年及び福祉犯被害少年等の発見・保護活動の強化について、暴力団等が関与する福祉犯の積極的な取締り等を都道府県警察に指示
	法務省	i ◎検察当局において、関係諸機関と連携しつつ、児童買春、児童ポルノ、薬物乱用等にかかわる少年の福祉を害する暴力団犯罪について、厳正に対処している。
④ 深夜徘徊や家出を抑制するための取組の推進	警察庁	i ◎平成16年4月、「少年非行防止・保護総合対策推進要綱」を都道府県警察に発出し、深夜はいかいかや家出を抑制するための取組みの推進について指示した。 ii ◎「平成15年中におけるカラオケボックスに関係する少年非行等の状況について」を取りまとめ公表した。 iii ◎(再掲:第2-1-⑥-警-i)「少年非行防止法制の在り方について(提言)」の公表 iv ◎(再掲:第1-1-③-警-vii)「学年末及び新学期における少年の非行及び犯罪被害防止対策の推進について」を都道府県警察に発出し、不良行為少年が徘徊し、又は立ち寄り可能性が高い場所であるカラオケ店等における補導活動の強化等について指示した。 v ◎(再掲:第2-2-①-警-iii)少年警察ボランティアの先進的な少年健全育成活動の取組事例等の公表 vi ◎(再掲:第1-3-②-警-vii)「家出少年及び福祉犯被害少年等の発見・保護活動の強化について」の発出 vii ◎(再掲:第1-1-③-警-vii)「学年末及び新学期における少年の非行及び犯罪被害防止対策の推進について」の発出 viii ◎平成20年度において、少年の家出防止に係る広報啓発に係る経費(3百万円)を措置した。 ix ◎(再掲:第2-2-①-警-vi)歓楽街等における環境浄化対策の推進に係る経費を措置した。 x ◎(再掲:第1-3-②-警-x ii)「少年指導委員制度の運営に係る留意事項について」の発出

施策名	省庁名	実施状況
		x i ◎(再掲:第1-3-②-警-x iii)「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律」の施行
⑤ 有害図書、ピンクビラ等の有害環境の浄化	内閣府	i ◎平成20年2月、「青少年を取り巻く環境の整備に関する指針—情報化社会の進展に対応して—」(平成16年4月7日青少年育成推進課長会議申合せ)に基づく関係省庁、地方公共団体及び関係業界等における取組等の実施状況を取りまとめ、出版、広告、映画、ビデオ等関係業界に対して通知するとともに、自主的な取組を一層推進するよう依頼した。
		ii ◎平成20年度において、引き続き青少年を取り巻く有害環境の改善・浄化を図るため、青少年有害環境モニター事業を始めとした青少年有害環境対策推進事業費として予算(34百万円)を措置。
	警察庁	i ◎平成16年4月、「少年非行防止・保護総合対策推進要綱」を都道府県警察に発出し、有害図書、ピンクビラ等の有害環境の浄化の推進について指示した。
		ii ◎平成16年6月、「未成年者喫煙防止のための適切なたばこの販売方法の取組みについて(要請)」を全国たばこ販売協同組合連合会等にあてて発出し、関係業界に未成年者の喫煙防止に向けた取組みを要請した。
		iii ◎平成17年3月、「効果的な未成年者喫煙防止対策の推進について」を発出し、喫煙をしている少年に対する補導活動の推進等について指示した。
		iv ◎(再掲:第1-1-③-警-vii)「学年末及び新学期における少年の非行及び犯罪被害防止対策の推進について」を都道府県警察に発出し、有害図書、ピンクビラ等の少年を取り巻く有害環境の浄化対策の強化等について指示
		v ◎平成20年度において、青少年総合研究調査や、青少年非行防止総合対策に係る経費(34百万円)を措置した。
		vi ◎(再掲:第2-2-①-警-vi)歓楽街等における環境浄化対策の推進に係る経費を措置した。
		vii ◎平成18年4月、「映像送信型風俗特殊営業に係る年少者利用防止措置並びに店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業に係る年齢確認措置の徹底について」を発出し、これらの営業者による年少者利用防止措置及び年齢確認措置状況の確認等を都道府県警察に指示した。
		viii ◎(再掲:第1-3-②-警-x iii)性風俗関連特殊営業の違法広告に対する罰則の整備等を内容とする「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律」の施行

施策名	省庁名	実施状況
	文部科学省	i ◎平成20年度においては、引き続き全国レベル及び地域レベルの推進体制の整備するとともに、新たに、啓発のための映像資料の作成、携帯電話利用に係るルールづくりの方法等に関する調査研究に係る予算90百万円を措置した。 ii ◎平成19年3月、関係業界団体に対して、青少年の健全育成の観点から、有害な情報への自主的措置等に向けた適切な配慮について要請を行った。
⑥ インターネット上の有害コンテンツ対策の推進	内閣府	◎（再掲：第2-2-⑤-府-i）同指針等に基づき、フィルタリングサービスの普及促進等を始めとした、関係業界の自主的な取組を一層推進するよう依頼。
	内閣官房 関係府省	i ◎平成19年10月、IT安心会議において「インターネット上の違法・有害情報に関する集中対策」を決定し、同年11月のIT戦略本部に報告した。 ii ◎「生活安心プロジェクト」で取りまとめた「緊急に講ずる施策」の4つの国民運動の一つとして、「青少年を有害情報環境から守るための国民運動」を実施した。
		i ◎平成16年4月、「少年非行防止・保護総合対策推進要綱」を都道府県警察に発出し、インターネット上の有害コンテンツ対策の推進について指示した。 ii ◎「出会い系サイト」から少年を守るための広報啓発ビデオを作成し、都道府県警察本部に配布した。 iii ◎平成19年度において、児童による出会い系サイトの利用防止を推進するため、広報啓発ビデオを製作し、都道府県警察に配布した。 iv ◎平成19年7月、「出会い系サイト」から少年を守るための広報啓発用リーフレットを作成し、都道府県警察本部に配布した。 v ◎出会い系サイトを利用した犯罪から児童を守るため、児童、保護者等に対する広報啓発及び出会い系サイト事業者に対する適正な運用を促進する目的で、「出会い系サイトにかかる犯罪予防ホームページ」を平成17年12月に公開した。 vi ◎平成18年10月、全国少年補導員協会（現・全国少年警察ボランティア協会）が実施した研修会に講師を派遣し、同協会が行うサイバーパトロール活動推進上の留意事項等について情報提供するなどの支援を行った。 vii ◎（再掲：第1-1-③-警-vii）「学期末及び新学期における少年の非行及び犯罪被害防止対策の推進について」を都道府県警察に発出し、フィルタリング機能に関する広報啓発活動の強化について指示。

施策名	省庁名	実施状況
	警察庁	<p>viii ◎平成17年7月、「非行防止教室等を活用したインターネット上における違法・有害情報対策の強化について」を都道府県警察に発出し、非行防止教室等を活用したフィルタリングシステムの利用促進等について指示した。</p>
<p>ix ◎平成17年度総合セキュリティ対策会議(情報セキュリティに関する産業界等と警察との連携の在り方について検討を実施するため、平成13年度に設置した会議)において、「インターネット上の違法・有害情報への対応における官民の連携の在り方」として、インターネット利用者からインターネット上の違法・有害情報についての通報を受け付け、その情報について一定の基準に基づいて判断を行い、警察への通報やプロバイダや電子掲示板の管理者等に削除依頼等を行う仕組みであるインターネット上の「ホットライン」について検討を実施し、報告書を取りまとめた。</p>		
<p>x ◎子どものサイバー犯罪被害の抑止等について広報啓発活動を推進するよう都道府県警察に指示を行い、講習会等活動の積極的な実施を図った。</p>		
<p>xi ◎(再掲:第1-1-③-警-vii)「学年末及び新学期における少年の非行及び犯罪被害防止対策の推進について」を発出し、インターネット上の違法・有害情報対策等の推進を図るよう指示</p>		
<p>xii ◎平成20年度において、サイバーボランティア等による有害環境浄化活動の推進等に係る経費(3百万円)を措置した。</p>		
<p>xiii ◎平成20年度において、インターネット上の違法・有害サイト等への対策の強化等のため、ホットライン業務の外部委託等に係る経費(152百万円)を措置した。</p>		
<p>xiv ◎平成18年12月、有識者からなる「バーチャル社会がもたらす弊害から子どもを守る研究会」が携帯電話、ゲーム、子どもを性行為の対象とするコミック等がもたらす弊害やその対策の現状と問題点、今後の取組強化の方向性について取りまとめた最終報告書を基に、事業者、教育関係者等幅広い対象にそれぞれの立場での取組みを要請した。</p>		
<p>xv ◎(再掲:第2-2-⑤-警-vii)「映像送信型風俗特殊営業に係る年少者利用防止措置並びに店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業に係る年齢確認措置の徹底について」の発出</p>		
<p>xvi ◎平成18年5月、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく児童による利用の防止の徹底について」を発出し、児童による出会い系サイトの利用防止の徹底を図るため、同法に基づく出会い系サイト事業者に対する警告等の実施について都道府県警察に指示した。</p>		

施策名	省庁名	実施状況
		<p>xvii ◎有識者等からなる「出会い系サイト等による児童の犯罪被害者防止研究会」が平成20年1月に取りまとめた報告書「出会い系サイト等に係る児童の犯罪被害防止の在り方について」を踏まえ、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部を改正する法律案」を第169回国会に提出した(現在審議中)。</p> <p>xviii ◎平成18年5月、「インターネット・ホットラインセンター」の運用開始に伴う警察における対応について」を発出し、インターネット上の違法・有害情報対策を効果的かつ効率的に推進するための警察の対応について都道府県警察に指示し、同年6月、ホットライン業務の運用を開始した。</p> <p>xix ◎平成19年3月、警察庁からの業務委託を受けている(財)インターネット協会が、海外のINHOP E(各国のホットライン相互間の連絡組織)に加盟し、加盟団体と連携して、違法・有害情報対策を推進している。</p> <p>xx ◎インターネット上の違法情報について、都道府県警察からプロバイダや電子掲示板の管理者等への削除依頼を円滑に行うため、平成18年11月、削除依頼を行う際の手続や様式について整理した「インターネット上の違法情報に関する削除依頼実施要領の策定について」を発出し、都道府県警察に対して同要領に従った適切な運用を行うよう指示した。</p> <p>xxi ◎(再掲:第1-1-③-警-vi)「子ども安全・安心加速化プラン」の策定により、都道府県警察に対し、インターネット環境対策の推進、子どもの非行や犯罪被害を助長するおそれのある違法・有害情報への対策等の検討、学校における情報モラル教育等の推進等について指示</p> <p>xxii ◎平成19年度において、インターネット上の違法情報・有害情報から子どもを守るためのフィルタリング導入促進に係る広報啓発ポスターを作成し、都道府県警察に配布した。</p>
	警察庁 総務省 文部科学省	<p>i ◎平成20年3月、都道府県知事、教育委員会、都道府県警察等に対し、携帯電話等のフィルタリングの更なる利用促進に重点を置いた対策の強化に努めるよう指示・依頼した。</p> <p>i ◎サイトの開設者が、自らのサイトの安全を示すマークを活用する仕組みに関する民間の協議会の取組を促進した。</p> <p>ii ◎総務省では、インターネット上における自殺予告事案へのプロバイダ等の対応について、電気通信関連4団体及び警察庁と検討し、その結果、平成17年10月5日、電気通信関連4団体において、自殺企図者の人命保護の観点から、プロバイダ等による迅速かつ適切な対応を促すためのガイドラインを策定し、運用している。</p>



施策名	省庁名	実施状況
	総務省	<p>iii ◎平成17年8月から、学識経験者、プロバイダ等から成る「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する研究会」を開催し、インターネット上の違法・有害情報に対するプロバイダ等による自主的措置及びこれを効果的に支援する方策等について検討し、平成18年8月に最終報告書を公表した。これを受け、平成18年11月に、電気通信関連4団体によって「インターネット上の違法情報への対応に関するガイドライン」及び「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」が策定された。 平成19年11月に全国4会場で事業者向けの説明会を実施するなど、これら各種ガイドラインの周知及び適切な運用の支援を行っている。</p> <p>iv ◎平成18年11月、総務大臣から携帯電話事業者等に対し、フィルタリングサービスの利用に関する親権者の意思を確実に確認することなどを内容とする自主的取組を強化するよう要請した。 ◎平成19年12月、総務大臣から携帯電話・PHS事業者等に対し、青少年が使用する携帯電話・PHSにおけるフィルタリングサービスの更なる導入促進について要請した。 ◎平成20年4月、総務大臣から携帯電話・PHS事業者等に対し、「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会」中間取りまとめを踏まえ、フィルタリングサービスの改善等に取り組むよう要請した。</p> <p>v ◎総務省は、関係事業者による「フィルタリングの普及啓発アクションプラン」の取組を支援するとともに、平成19年3月には、フィルタリングの普及を図るため、フィルタリングの周知啓発リーフレットを作成・配付した。また、平成19年6月に同アクションプランは改訂され、総務省は、関係事業者と連携してフィルタリングの普及啓発共同キャンペーンを行っている。</p> <p>vi ◎（再掲：第1-2-⑬-総-iv）インターネット上の違法・有害情報等の実態調査・分析強化のための予算を措置。</p> <p>vii ◎平成19年11月26日より「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会」を開催し、受信者側において一定の情報に関しアクセスを制限するフィルタリングの更なる導入促進やプロバイダ等による削除等の措置、インターネット利用に関する啓発などの違法・有害情報に対する総合的な対応について検討しているところであり、平成20年4月には中間取りまとめが取りまとめられた。</p>
	文部科学省	<p>i ◎平成20年2月、昨年度に引き続いて携帯電話のインターネット利用に際して留意点やトラブル、対応方法等のアドバイスなどを盛り込んだ子ども向けリーフレットを作成し、全国の小学校6年生に配布した。</p> <p>ii ◎（再掲：第2-2-⑤-文-i）「青少年を取り巻く有害環境対策の推進」</p> <p>iii ◎（再掲：第2-2-⑤-文-ii）関係業界団体に対する青少年の健全育成の観点から有害な情報への自主的措置等に係る要請。</p>
	経済産業省	<p>i ◎インターネット上の違法・有害なコンテンツ（性・暴力）に対応したレイティング基準（Safety Online3）の整備を進めるとともに、関係事業者による「フィルタリングの普及啓発アクションプラン」の実施と合わせ、セミナーの開催等を通じ普及啓発を進めているところ。</p>

施策名	省庁名	実施状況
⑦ 少年及び保護者に対する相談活動の強化	内閣府	i ◎平成20年度において、少年補導センターが、様々な問題を抱える若者を関係機関・団体等と連携して個別的・継続的に支援するモデル事業を行い、その成果を普及するため、地域における若者支援のための体制整備モデル事業費として予算(58百万円)を新たに措置。
	警察庁	i ◎平成16年4月、「少年非行防止・保護総合対策推進要綱」を都道府県警察に発出し、少年及び保護者に対する相談活動の強化について指示した。
		ii ◎平成17年3月、「社団法人全国少年補導員協会による「インターネット利用による少年相談活動」への協力について」を都道府県警察に発出し、少年警察ボランティアの行うインターネット利用の少年相談への協力を都道府県警察に指示した。
		iii ◎（再掲：第1-1-③-警-vii）「学年末及び新学期における少年の非行及び犯罪被害防止対策の推進について」を発出し、少年及び保護者に対する相談活動の強化等について指示
		iv ◎平成20年度において、全国少年相談フォーラムの開催など、少年及び保護者に対する相談活動の強化に係る経費(56百万円)を措置した。
		v ◎（再掲：第1-1-③-警-vi）「子ども安全・安心加速化プラン」の策定により、都道府県警察に対し相談しやすい窓口の整備、ボランティアによる相談活動等のための教材の作成等について指示。
		vii ◎平成19年1月、「都道府県・指定都市教育委員会における教育相談窓口との連携協力及び少年相談窓口の夜間、休日における対応の強化について」を都道府県警察に発出し、都道府県教育委員会等の教育相談窓口との連携協力及び少年相談窓口の執務時間外における対応の強化等について指示した。
	文部科学省	i ◎（再掲：第1-3-②-文-ii）「スクールカウンセラー等活用事業補助」
		ii ◎（再掲：第1-3-②-文-iii）「子どもと親の相談員」「生徒指導推進協力員」
		iii ◎平成19年2月から、子どもたちが全国どこからでも、夜間休日を含めて、いつでもいじめ等の悩みをより簡単に相談できるよう、全国統一の電話番号により、全都道府県及び指定都市教育委員会で24時間いじめ相談ダイヤルを実施（「スクールカウンセラー等活用事業補助」の内数）。
	厚生労働省	i ◎（一部再掲：第1-3-⑥-厚-iv）「児童虐待緊急対策」の措置、一時保護施設「緊急整備計画の策定」、児童福祉司の増員措置。
		ii 「児童虐待防止対策支援事業」を実施。
		iii ◎平成18年度から児童相談所一時保護所において、心理療法担当職員の配置の充実を図っている。

施策名	省庁名	実施状況
⑧ 非行防止教室等の教育・啓発による少年の規範意識の向上	警察庁	i ◎平成16年4月、「少年非行防止・保護総合対策推進要綱」を都道府県警察に発出し、非行防止教室等の開催による教育及び啓発について指示した。
		ii ◎平成16年9月、「麻薬・覚せい剤乱用防止運動への協力について(通達)」を都道府県警察に発出し、厚生労働省及び都道府県が主催する麻薬・覚せい剤乱用防止運動に協力し、薬物乱用防止に対する国民の理解と協力の確保に努めるよう指示した。
		iii ◎平成16年10月、「非行防止教室等の積極的な実施・開催について」を都道府県警察に発出し、非行防止教室等の実施・開催の推進について指示した。
		iv ◎(再掲:第1-1-③-警-vii)「学期末及び新学期における少年の非行及び犯罪被害防止対策の推進について」を都道府県警察に発出し、非行防止教室等の少年の規範意識の向上に資する活動の強化について指示
		v ◎(再掲:第2-2-⑥-警-vii)「非行防止教室等を活用したインターネット上における違法・有害情報対策の強化について」の発出
		vi ◎平成20年度において、少年非行防止に関する広報啓発活動に係る経費(7百万円)を措置した。
		vii ◎(再掲:第2-2-⑤-警-v)青少年非行防止総合対策費等に係る経費を措置した。
		viii ◎(再掲:第1-1-③-警-vi)「子ども安全・安心加速化プラン」の策定により、都道府県警察に対し、学校における非行防止教室の充実等について指示
	法務省	i ◎検察当局においては、検察に関する説明・質疑応答を行う移動教室、出前教室等を実施しているほか、法務省ホームページ及び検察庁ホームページにおいても、少年層を対象としたコーナーを作成している。
		ii ◎「学校担当保護司」による非行防止教室、問題を抱えた生徒の指導についての保護司と教師との協議など、少年の規範意識の向上を目的とした保護司と中学校との行動連携を進めている。
		iii ◎平成20年度において、「中学生サポート・アクションプラン」推進のため、58百万円を措置した。
	文部科学省	i ◎平成20年度予算において、学校における薬物乱用防止教育の充実を図るため①薬物乱用防止教室の推進、②シンポジウムの開催、③広報啓発活動の推進に関する予算として(26百万円)を措置。

施策名	省庁名	実施状況
	警察庁 文部科学省	i ◎平成18年5月、学校現場での非行防止教室を実施する際の教師用資料として「児童生徒の規範意識を育むための指導資料(非行防止教室を中心とした取組)」を作成し、小中学校等に配付し、会議等において各教育委員会等に対して周知した。 ii ◎平成19年9月に都道府県教育委員会等の生徒指導担当者を集めた会議において、インターネット上の違法・有害情報やナイフ・銃器の持つ危険性などを非行防止教室のテーマの一つとして取り上げるよう依頼した。
	厚生労働省	i ◎薬物乱用防止キャラバンカーの派遣や「『ダメ。ゼッタイ。』普及運動」の全国展開による広報啓発活動等を実施している。 ii ◎平成20年度において、引き続き薬物乱用防止キャラバンカーの派遣等を実施するための予算(158百万円)を措置した。 iii ◎平成20年度において、引き続き近年増加傾向にあるMDMAや大麻、違法ドラッグ(いわゆる脱法ドラッグ)の乱用に対応するための予算(24百万円)を措置した。
⑨ 学校における道徳教育の推進	文部科学省	i ◎平成20年度予算において、道徳教育の充実・強化のため、「道徳教育実践研究事業」等に係る予算(812百万円)を措置した。
⑩ 家庭における教育・啓発の充実	文部科学省	i ◎(再掲:第1-3-⑥-文-i)地域における家庭教育支援基盤形成事業 ii ◎(再掲:第1-3-⑥-文-ii)家庭教育手帳の作成 iii ◎(再掲:第1-3-⑥-文-iii)子どもの生活リズム向上プロジェクト
	厚生労働省	i ◎小学生の保護者向け薬物乱用防止読本を作成・配布した。 ii ◎平成20年度予算概算要求において、小学生の保護者向け薬物乱用防止読本を作成・配布するための予算(16百万円)を措置した。
⑪ 地域社会における教育と少年の居場所づくりの促進	警察庁	i ◎平成16年4月、「少年非行防止・保護総合対策推進要綱」を都道府県警察に発出し、少年の活動機会・場所づくりの促進及び立直り支援の推進について指示した。 ii ◎(再掲:第2-2-①-警-iii)少年警察ボランティアの先進的な少年健全育成活動の取組事例等の公表 iii ◎平成20年度において、非行少年の早期発見・立直り支援対策関係機関担当者ブロック別研修に係る経費(3百万円)を措置した。

施策名	省庁名	実施状況
	文部科学省	i ◎平成20年度において、放課後等に小学校等を活用して、子どもたちの居場所を設け、地域の方の参画を得ながら、体験・交流活動等を推進する「放課後子ども教室推進事業(放課後子どもプラン)」を実施するための必要経費として、7,765百万円を措置した。
		ii ◎(再掲:第1-1-①-文-i)「学びあい、支えあい」地域活性化推進事業」の実施
		iii ◎学校における体験活動を一層推進するため、他校のモデルとなる様々な体験活動を行い、その成果を広く全国に普及する「豊かな体験活動推進事業」を引き続き実施する。平成20年度においては、小学生の農山漁村における長期宿泊体験活動をはじめとした様々な体験活動を推進するため、1,012百万円を措置した。
	厚生労働省	i ◎小学生の保護者向け薬物乱用防止読本を作成・配布した。
		ii ◎平成20年度において、小学生の保護者向け薬物乱用防止読本を作成・配布するための予算(16百万円)を措置した。
	⑫ 社会適応上支援を必要とする少年への積極的対応	警察庁
ii ◎(再掲:第2-2-①-警-iii)少年警察ボランティアの先進的な少年健全育成活動の取組事例等の公表		
iii ◎(再掲:第2-2-⑪-警-iii)非行少年の早期発見・立直り支援対策関係機関担当者ブロック別研修に係る経費を措置した。		
iv ◎平成20年度において、少年の活動機会・場所づくりの促進及び立直り支援の推進に係る経費(7百万円)を措置した。		
文部科学省	i ◎平成20年度においては、非行等問題を抱える青少年に対して、あらたな社会活動の場を開拓する取組や地域全体で立ち直りを支援する体制づくりに関する調査研究を行うため、「非行等青少年のための立ち直り支援推進事業」に係る予算17百万円を措置した。	
⑬ 不登校、ひきこもりの少年に対する社会参加の支援	文部科学省	i ◎(再掲:1-3-⑥-文-v)「問題を抱える子ども等の自立支援事業」
ii ◎平成20年度において、不登校児童生徒等に多様な支援を行うため、不登校児童生徒及び保護者への指導・支援を行っている実績のあるNPO、民間施設、公的施設に対し、効果的な学習カリキュラム、活動プログラム等の研究を委託する「不登校等への対応におけるNPO等の活用に関する実践研究事業」のため、100百万円を措置。		

施策名	省庁名	実施状況
		iii ◎平成20年度において、ひきこもりなど社会との関係が希薄な青年、いわゆるニートや不登校等の青少年が、社会体験、自然体験及び生活体験等に取り組む事業を実施することを通じて、青少年の社会的自立の遅れや不適応に対応した取組等の推進を図る「青少年体験活動総合プラン」意欲を育む自然体験推進事業」にかかる経費として45万円を措置した。
	厚生労働省	i ◎精神保健福祉センター及び保健所において、精神保健福祉相談を実施。
		ii ◎精神保健福祉センター、保健所、医療機関等の医師、保健師、精神保健福祉士等に対して、思春期精神保健専門家研修を実施している。さらに、各都道府県・指定都市・中核市等へ研修了者名簿を提供し、人材の有効活用を図っている。平成20年度についても、引き続き事業を実施。(平成20年度予算額 PTSD・思春期精神保健対策事業費29百万円の内数)
⑭ 児童自立支援施設の充実等	厚生労働省	i ◎平成19年度予算において、児童自立支援施設の充実を図るため、国立更生援護所運営費(804百万円)、児童入所施設措置費等負担金(児童自立支援施設関係(3,503百万円))、児童自立生活援助事業費(児童虐待・DV対策等総合支援事業(2,307百万円の内数))を措置した。
3 少年を非行から守るための関係機関の連携強化		
① 関係機関等の連携による少年サポートチームの普及促進	内閣府	i ◎ 非行少年等に対して、予兆の把握、深刻化する前の段階での対応等を可能とするための少年サポート体制の在り方に関する政府としての基本的な考え方をまとめた「関係機関等の連携による少年サポート体制の構築について」を平成16年9月10日、少年非行対策課長会議において申し合わせ、地方公共団体に対して周知し、取組の一層の普及促進を図っている。
	警察庁	i ◎平成16年4月、「少年非行防止・保護総合対策推進要綱」を都道府県警察に発出し、少年サポートチームの普及促進及び活動の活性化について指示した。
		ii ◎各都道府県において進められている関係機関との連携のうち、実効性の高い施策を「関係機関と連携した少年非行防止対策の在り方と先進事例」としてまとめた。
		iii ◎(再掲:第2-1-⑥-警-i)「少年非行防止法制の在り方について(提言)」の公表
		iv ◎(再掲:第2-2-⑪-警-iii)非行少年の早期発見・立直り支援対策関係機関担当者ブロック別研修に係る経費を措置した。
	v ◎(再掲:第1-1-③-警-vi)「子ども安全・安心加速化プラン」の策定により、都道府県警察に対し、関係機関の連携した少年サポートチームの拡充等について指示	
文部科学省	i ◎(再掲:1-3-⑥-文-v)「問題を抱える子ども等の自立支援事業」	

施策名	省庁名	実施状況
② 少年問題に関する共同研究	内閣府 警察庁	i ◎平成17年度より、学識経験者及び関係省庁等の職員で構成する「少年非行事例等に関する調査研究」企画分析会議を開催し、少年による非行事案の再発予防・少年非行の防止に資する継続的な調査研究を行っている。
		ii ◎平成20年度において、引き続き関係省庁等連携による非行等の少年問題に関する継続的な共同研究を実施するため、少年非行事例等に関する調査研究事業費(8百万円)を措置した。
第3 国境を越える脅威への対応		
1 水際における監視、取締りの推進		
① 国際海空港における連携体制の確立	内閣官房	i ◎平成16年1月に内閣官房に設置された「空港・港湾水際危機管理チーム」の会合を適宜行い、必要な情報共有、対処体制の確認等を実施。(平成20年4月現在、14回実施)
		ii ◎同時に枢要な国際空港(2)・港湾(6)に設置された空港・港湾危機管理官により、当該空港・港湾における事態対応合同訓練等を逐次実施するとともに、保安委員会等において必要な調整等を推進。
		iii ◎その他の国際空港(25)・港湾(116)においては、管轄警察機関等から指名された空港・港湾危機管理担当官により、訓練・調整等を逐次実施。
② 海上警備・沿岸警備の強化	内閣府 水産庁	i ◎漁船を利用した密輸等の犯罪防止に資するため、漁業取締船による操業許可の確認等の取締活動を通じた不審船か否かの見極め、関係機関への迅速な情報提供を実施。
	警察庁	i ◎平成19年中に、覚せい剤密輸入事件65件を検挙するなど、薬物の密輸を水際で阻止するため、関係機関等と連携した水際対策を推進している。
		ii ◎平成19年中に、けん銃等密輸入事件6件を検挙し、けん銃3丁を押収するなど、けん銃の密輸を水際で阻止するため、関係機関等と連携した水際対策を推進している。
	財務省	iii ◎平成20年度において、沿岸対策の強化のため、密航監視哨に係る経費(530百万円)を措置した。 i ◎財務省及び各税関において「密輸防止に関する覚書」(MOU)等を締結している国内の関係業界団体に対し、不審情報の提供を求めている。

施策名	省庁名	実施状況
		ii ◎洋上取引や不開港等からの密輸を取り締まるため、税関監視艇による巡回を強化している。また、平成19年3月には、先島諸島の取締強化に向けて大型監視艇を石垣島に配備した。
	海上保安庁	i ◎密輸・密航の水際阻止、不法出入国等の重大犯罪の関与が疑われる不審船・工作船への確実な対処による警備体制を万全とするため、関係機関等との合同パトロール、警戒活動を実施。また、情報収集、機動的な広域捜査の展開、外国船舶への立入検査の実施を強化している。さらに、海上からの不法入国事案等については、漁業協同組合等関係機関との連携、一般市民からの協力を得て対応している。
		ii ◎平成20年度予算概算要求において、海上警察力の充実強化のための経費(1,521百万円)を措置した。
③ 改正SOLAS条約への対応	内閣府	i ◎平成20年度において、船舶油濁損害賠償保障法に基づく入港通報処理業務等及び立ち入り検査、国際船舶・港湾保安法に基づく船舶保安立ち入り検査のための経費(6百万円の内数)を措置。
		ii ◎保安規程の承認を受けた国際埠頭施設の立入検査を行っている。
	国土交通省	i ◎国際航海船舶の検査を実施し、船舶保安証書の交付を行っている。
		ii ◎保安規程の承認を受けた国際埠頭施設の立入検査を行っている。
		iii ◎平成20年度において、ポートステートコントロールの体制整備等海事保安体制の整備・強化のため、経費(100百万円)を措置。また、港湾施設におけるフェンスや監視カメラの設置等港湾保安体制の整備・強化を引き続き図るとともに、さらにその質を向上するため、閉鎖性海域におけるテロ事案対応の共同訓練の実施等の経費として(約22百万円)を措置。
		iv ◎平成20年度において、港湾保安体制の整備・強化のため港湾保安調査官等の増員(9人)を措置。
	海上保安庁	i ◎国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に基づく本邦の港に入港する船舶に対する規制を適切に実施し、もって船舶や港湾施設等に対するテロ防止に努めている。
		ii ◎平成20年度予算において、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に基づく事前入港通報に対応するための経費(23百万円)を措置した。
	国土交通省 海上保安庁	i ◎改正されたSOLAS条約の附属書の国内担保法として「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(国際船舶・港湾保安法)」が、平成16年4月に公布され、同年7月に施行された(一部4月施行)。



施策名	省庁名	実施状況
④ 物流セキュリティの強化	総務省 外務省 財務省 経済産業省 国土交通省	i ◎国土交通省を中心に関係省庁で「安全かつ効率的な国際物流の実現のための施策パッケージ」を平成17年3月30日に策定し、連携して施策を推進中。平成17年8月9日に、関係省庁及び関係団体からなる「安全かつ効率的な国際物流施策推進協議会」を設置し、施策パッケージに基づく施策の推進状況の点検・評価を行い、平成18年3月に「物流事業者による保安措置の強化に関するガイドライン」、「情報交換の方法及び責任分担のあり方に関するガイドライン」等を取りまとめた。 ○現在、前述ガイドラインの実施状況に関する評価方法及び認定スキームについて検討中。
		ii ◎物流全体における貨物のセキュリティ管理とコンプライアンス(法令遵守)の体制の整備を一層推進するとともに、国際物流の更なる円滑化を図る観点から、平成20年度関税改正において、輸出入者や倉庫業者に加え、通関業者、船会社、航空会社、貨物利用運送事業者等の貿易関連事業者をAEO(Authorized Economic Operators)制度の対象とした。 ◎平成19年2月から、外国から本邦に到着する外国貿易船等の積荷に関する事項等の事前報告を義務化した。さらに、平成19年度関税改正において、輸入混載貨物等について、その貨物情報を有する者に対して、具体的な情報の報告を求めることを措置し、平成19年6月1日から施行した。(財務省)
		iii ◎平成20年度予算において、施策パッケージ全体の推進や電子タグを活用したコンテナセキュリティに関する検討調査等を行うための経費(67百万円)を措置した。(財務省・国土交通省)
		iv ○港において放射性物質検知能力を強化することにより核物質等の拡散防止を目的とする、米国が主導しているメガポート・イニシアティブに関して、現在パイロット・プロジェクトの早期実施に向けて準備中(外務省・財務省・国土交通省)。また、平成20年度において、パイロットプロジェクト実施経費を措置した。(財務省・国土交通省)。
⑤ 社会悪物品等の密輸入の防止	警察庁	i ◎(再掲:第3-1-②-警-i)薬物の密輸を水際で阻止するため、関係機関等と連携した水際対策を推進
		ii ◎(再掲:第3-1-②-警-ii)けん銃の密輸を水際で阻止するため、関係機関等と連携した水際対策を推進
		i ◎X線検査装置(出力可変式・車載式後方散乱線X線検査装置)などの検査機器及び大型監視艇を増配備し、監視・取締体制の強化を図るとともに、警察、海上保安庁等関係機関との合同船内検査等を実施している。

施策名	省庁名	実施状況
	財務省	ii ◎社会・犯罪情勢の変化に対応するため、平成19年度関税改正において、不正薬物・銃砲等の社会悪物品等の輸入してはならない貨物に係る罰則水準等を引き上げ、平成19年6月1日から施行した。さらに、平成20年度関税改正において、①犯則事件の調査における民間団体への照会に係る規定及び②学識経験者に犯則物件の鑑定を嘱託できる規定の整備を行い、平成20年4月1日から施行した。(②については、平成20年7月1日施行) ◎平成19年度関税改正において、外国貿易船に交通する者に係る許可要件を厳格にするための規定の整備を行い、平成19年6月1日から施行した。
		iii ◎平成18年度関税改正において、生物テロに使用されるおそれのある病原体等を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の改正に併せて、輸入してはならない貨物に追加し、平成19年6月1日から施行した。
		iv ◎平成20年度予算において、テロ対策・密輸取締機器整備経費(7,796百万円)を措置した。
		v ◎平成20年度予算において、監視艇運航経費等その他監視取締関係経費(2,653百万円)を措置した。
		vi ◎平成20年度予算において、密輸ダイヤル等PR経費(8百万円)を措置した。
		厚生労働省
	ii ◎平成20年度において、薬物密輸・密売組織等による薬物事犯に対処すべく、組織犯罪対策の強化のため麻薬取締官の増員(16人)を措置した。	
	海上保安庁	i ◎情報収集・分析及び機動的な広域捜査を推進し、国内外関係機関との連携を強化している。
		ii ◎平成20年度予算において、薬物銃器の密輸入対策の強化等のための経費(547百万円)を措置した。
		iii ◎職員を周辺国等に派遣するなど、国外における情報収集活動を強化している。
	⑥ 希少野生動植物の密輸入・違法取引の防止	警察庁
財務省		i ◎ワシントン条約の規定の適正な運用を図るため、輸入規制物品に該当するおそれのある貨物については、条約の管理当局である経済産業省に確認するなど、慎重な審査・検査を実施し、輸入規制物品の不正輸入の防止に努めている。

施策名	省庁名	実施状況
	経済産業省	i ◎ワシントン条約締約国会合等での決議及び議論を踏まえて、適正な手続きを確保するとともに、関係国管理当局や条約事務局と緊密な連絡をとり、適正かつ厳格な審査を行い、違法取引の防止に努めている。また、ワシントン条約に違反する違法輸入を防止するためにパンフレットの作成・配布等を行い、また我が国におけるワシントン条約の輸出入手続き等に関するホームページを整備し、広く啓蒙普及を図っている。
	環境省	i ◎ペット業者等への立入検査や実地調査、インターネットでの希少野生動植物種の違法陳列等の有無の確認を行い、必要に応じて指導するとともに、普及啓発パンフレットの作成・配布を実施している。また、関係省庁と連携し、違法取引等についての情報交換、監視、捜査協力等を行っている。
	内閣官房 警察庁 環境省 外務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 林野庁 水産庁 経済産業省	i ◎関係省庁間で構成する「ワシントン条約関係省庁連絡会議」を開催し、条約の適切な執行に努めているほか、違法取引の取締り及び対応等について関係省庁において積極的な情報交換を行っている。
⑦ 国際郵便を利用した密輸入の防止	総務省	i ◎財務省の発表資料に基づき、引き続き、銃器及び不正薬物の密輸仕出国の郵政庁に対し、我が国における銃器及び不正薬物の輸入制限について郵便職員のほか、利用者へも周知を図るよう協力を要請する旨の文書を個別に発出したところ、多数の国から徹底する旨の回答を得た
ii ◎万国郵便連合（UPU）国際事務局を通じて、引き続き、全加盟国郵政庁に対し、我が国の銃器及び不正薬物の輸入制限を通報するとともに、郵便物の引受検査の徹底による我が国への銃器及び不正薬物の密輸防止への協力を要請した。		
iii ◎国際郵便関係施設内において、税関による国際郵便物の検査が効果的に行われるよう、日本郵政公社に対して要請したところ、公社から、X線検査装置等の設置場所の税関への施設提供、税関からの要請に応じた郵便物の差出国別提示などの協力を行い、両者の連携により検査が効果的に行われた旨の報告を受けた。また、日本郵政公社が民営化されたことに伴い、国際郵便事業を引き継ぐ郵便事業株式会社に対して、国際郵便関係施設内において税関による国際郵便物の検査が引き続き効果的に行われるよう要請した。		

施策名	省庁名	実施状況
	財務省	<p>◎日本郵政公社に対し、薬物及び銃器等の密輸仕出国の可能性が高い国からの郵便物をそれ以外の国の郵便物とは別に呈示を行うこと、X線検査装置や麻薬探知犬による検査に必要な場所を確保することを要請するなど連携を図っている。</p>
⑧ 文化財の不法な輸出入の防止	財務省	<p>◎不法に窃取された文化財のおそれのある貨物を発見したときは、「文化財の不法な輸出入等の規制に関する法律」等の所管官庁である文化庁に確認するなど、盗難文化財の輸出入の防止に努めている。</p>
	文部科学省 経済産業省	<p>◎平成20年度において、引き続き、特定外国文化財の鑑査作業の充実及び国内の関係機関への周知徹底等を図るため、「文化財不法輸出入等防止推進費」(4百万円)を措置した。</p>
⑨ 盗難自動車等の不正輸出の防止	財務省	<p>◎盗難自動車等の不正輸出を水際で阻止するため、警察からの盗難自動車等に係る情報及び国土交通省からの自動車登録情報を活用し、審査・検査を強化している。また、大型X線検査装置を活用し、効果的かつ効率的な検査を実施している。</p> <p>◎改正道路運送車両法の施行に伴い、平成17年7月から税関においては、関税法第70条の規定に基づき、輸出抹消仮登録証明書等の確認ができない限り輸出を許可していない。また、同年7月以降、旅具通関扱いする輸出貨物の範囲から、船舶乗組員等が携帯して輸出する自動車(自動二輪車及び原動機付自転車を含む。)を除外し、業務通関に一本化を図った。</p>
	警察庁 財務省 国土交通省	<p>◎自動車盗難等防止に関する官民プロジェクトチームにおいて、不正輸出防止を目的として、「埠頭の管理強化マニュアル」を策定し、同マニュアルに沿って、情報交換等を推進している。</p>
2 不法入国・不法滞在対策等の推進		
① 出入国管理に係る体制・施設・装備等の充実強化	法務省	<p>i ◎平成20年度において、出入国審査の一層の厳格化、不法入国者・不法滞在者の大幅な縮減等を図るため、入国管理官署職員の増員(193人)及び44,505百万円を措置した。</p> <p>ii ◎平成17年2月、名古屋入国管理局中部空港支局に偽変造文書対策室を設置した。</p> <p>iii ◎平成18年5月、東京入国管理局成田空港支局の収容場を拡充し、収容定員を48人から350人とした。</p> <p>iv ◎平成19年4月1日、東京入国管理局に新宿出張所に続く摘発専従型の出張所として東部出張所(江戸川区)を新設した。</p> <p>v ◎平成19年4月1日、東京入国管理局に東京都の西部等を所管する摘発方面隊を設置した。</p>

施策名	省庁名		実施状況
		vi	◎平成19年11月、大阪入国管理局の収容場を拡充し、収容定員を42人から200人とした。
		vii	◎テロリスト、犯罪者あるいは不法滞在を目的とする外国人の流入を水際で確実に阻止するため、「出入国管理及び難民認定法」の一部改正を受け、平成19年11月20日から、上陸申請時に外国人(特別永住者等を除く。)に対する指紋及び顔写真の提供の義務付けを開始した。
		viii	◎平成20年4月28日、名古屋入国管理局は、名古屋市港区所在の新庁舎に移転し、収容定員を120人から400人とした。
	外務省	i	◎平成20年度において、査証審査の強化のため、査証官の増員(5人)を措置。
② 査証審査の厳格化と査証免除措置の見直し等	外務省	i	◎平成16年2月1日より、査証免除国であるコロンビアに対し、査証取得勧奨措置を実施。(マレーシア、ペルーについては、これ以前より実施)
		ii	◎人身取引防止等の観点から、平成17年9月より短期滞在を目的とするフィリピン人女性、平成18年2月より全ての日系人、同年3月より短期滞在を目的とするロシア人女性、同年5月より興行を目的とするインドネシア人女性、平成19年5月より短期滞在を目的とするインドネシア人女性、同年11月より通過を目的とするロシア人女性に対して、査証審査の厳格化を実施。
③ 査証広域ネットワーク(査証WAN)の導入	外務省	i	◎平成20年度において、査証WANの利用公館拡充などのため、予算(754百万円)を措置。
④ 入国審査時における在留資格審査等の厳格化	法務省	i	◎留学生・就学生が、真に勉学の意思や能力、また、経費支弁能力を有しているか否かを重要な審査項目とし、平成20年度も引き続き留学生・就学生に係る審査を厳格に行っている。
		ii	◎平成20年度において、上陸審査の厳格化を図るとともに、関係機関相互の情報交換を密にして取締りを強化するため、2,323百万円を措置した。
⑤ 出入国関連情報の相互利活用の推進	海上保安庁	i	◎情報収集・分析及び機動的な広域捜査を推進し、国内外関係機関との連携を強化
		ii	◎平成20年度予算において、外国関係機関との連携強化のための経費(3百万円)を措置した。
		iii	◎(再掲:第3-1-⑤-海-iii)職員を周辺国等に派遣するなど、国外における情報収集活動を強化している。
⑥ 事前旅客情報システム(APIS)の導入・活用		i	◎入国管理の厳格化及び国際犯罪等に係る捜査・調査の効率化を図るため、事前旅客情報システムの運用を平成17年1月から開始した。
		ii	◎平成19年中において、指名手配被疑者を始めとして合計66人を検挙した。(警察庁)

施策名	省庁名	実施状況
	警察庁 法務省 財務省	iii ◎平成19年(1年間)にAPIS情報を基に上陸拒否事由に該当する等として退去命令を発出した事案は1,292件(人)である。(法務省)
		iv ◎平成20年度において、事前旅客情報システムの更新に係る経費(67百万円)を措置した。(警察庁)
		v ◎平成20年度において、事前旅客情報システム運用のため、112百万円を措置した。(法務省)
		vi ◎平成20年度予算において、事前旅客情報システム等整備運営経費(236百万円)を措置した。(財務省)
		vii ◎APISの運用状況を踏まえ、平成18年5月17日、第164回通常国会において、航空機及び船舶の長等に乗員・乗客に関する事項の事前報告の義務化等を内容とする出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律が成立し、平成19年2月1日から施行されている。(法務省)
		viii ◎税関における水際取締りの強化及び通関手続の迅速化を図るため、外国から本邦に到着する外国貿易船等の旅客及び乗組員に関する事項の事前報告制度を平成19年2月1日から開始した。(財務省)
⑦ 旅券等の偽変造対策及び不正受給対策の推進	警察庁	i ◎平成15年度から4カ年計画で、旅券等の偽変造対策の強化のため、不法滞在対策用装備品(可搬式偽変造旅券判定機等)の整備を行った。さらに、平成20年度において、同判定機でIC旅券の偽変造判定を可能にする資機材の整備に係る経費(13百万円)を措置した。
	法務省	i ◎平成20年度において、上陸申請時に外国人から個人識別情報を取得する入国審査手続の運用のため、4,346百万円を措置した。
		ii ◎個人識別情報提供義務化の周知を目的とする広報ビデオ(6か国語版)を制作し、関係団体に広く配布した。さらに、施行後の上陸審査手続についての広報ビデオ(6か国語版)も制作し、同じく関係団体に広く配布した。なお、両ビデオとも政府インターネットテレビの海外向けチャンネルで現在も配信しているところである。
		iii ◎平成20年度において、偽変造文書発見のための鑑識機器等を強化するため、47百万円を措置した。
		iv ◎(再掲:第3-2-①-法-ii)名古屋入国管理局中部空港支局に偽変造文書対策室を設置。
		i ◎平成20年度において、IC旅券発給に係る経費(9,091百万円)を措置。

施策名	省庁名	実施状況
	外務省	ii ◎券面情報の一部及び顔画像を電磁的方法により記録することができる旨規定した改正旅券法の施行により、平成18年3月20日の申請分からIC旅券を発行している。
	経済産業省	i ◎(財)ニューメディア開発協会において、各国の電子パスポート及び読み取り装置を対象に相互運用性の検証をしており、各国の電子パスポート等の相互運用性検証を実施した。本事業はH19年度をもって終了した。
	内閣官房 警察庁 法務省 外務省	i ◎旅券のIC化とそれを活用した出入国管理の強化等を検討するために設置された「e-Passportの導入・活用に関する関係府省連絡会議」(平成16年5月25日関係各府省申合せ)において緊密な意見交換を行っている。
	経済産業省 国土交通省	ii ◎(再掲:第3-2-⑦-経-i)平成17年11月に、(財)ニューメディア開発協会において、各国の電子パスポート及び読み取り装置を対象に相互運用性の検証を開始し、検討を行った。
⑧ 不法滞在者の摘発強化と退去強制の効率化	警察庁	i ◎毎年6月中を「来日外国人犯罪対策及び不法滞在・不法就労防止のための活動強化月間」に指定しており、平成19年は来日外国人犯罪の取締りの徹底、国際犯罪組織の実態解明の推進及び不法滞在・不法就労防止のための指導啓発活動の推進等を図った。
		ii ◎平成19年中における来日外国人に係る出入国管理及び難民認定法違反の検挙件数は7,335件、検挙人員は6,270人で、そのほかに同法第65条の規定に基づき、6,199人を逮捕後に入国警備官に引き渡した。これらを合わせると、同年中における同法違反の被疑者数は12,469人で、前年に比べ2,868人減少した。
		iii ◎(再掲:第3-2-⑦-警-i)平成15年度から4カ年計画で、不法滞在者対策用装備品の整備を行った。さらに、平成20年度において、IC旅券の偽変造判定を行う資機材の整備に係る経費を措置した。
	法務省	i ◎検察当局において、関係諸機関と連携しつつ、悪質な不法滞在事件について、厳正に対処している。
		ii ◎平成20年度において、不法滞在者の摘発を強化し、退去強制を効率的に行うため、4,734百万円を措置した。
		iii ◎平成20年度において、名古屋入国管理局の摘発方面隊等を拡充するため、入国警備官の増員(39人)を措置した。
		iv ◎平成18年5月17日、第164回通常国会において、退去強制の迅速・円滑化を図るため、退去強制令書の発付を受けた者のうち自費出国の許可を受けた者については、本国送還の原則を緩和して本国以外の受入れ国への送還を可能とすること等を内容とする出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律が成立し、同年11月24日から施行されている。

施策名	省庁名	実施状況
	警察庁 法務省	i ◎効率的な退去強制手続を推進するため、全国警察と法務省との間で、平成17年9月1日までに、出入国管理及び難民認定法第65条の活用拡大について合意し、実施している。 ii ◎平成20年3月に開催された「不法就労外国人対策等関係局長連絡会議」において、悪質な不法滞在・不法就労事犯等に対する取締り等の強化等に重点を置き、不法就労等外国人対策への取組みを強力に推進することとされた。
⑨ 外国人登録制度の運用の厳格化	法務省	i ◎外国人登録証明書の見方及び不法就労防止に関する広報パンフレットを作成・配布し、法務省ホームページ及び入国管理局ホームページにも掲載している。 ii ◎不法滞在者からの新規登録申請について、居住事実確認の厳格化を行った。 iii ◎平成20年度において、外国人登録証明書を合法滞在を装うために悪用されないよう外国人登録制度の運用を厳格化等するため、5,521百万円を措置した。 iv ◎偽変造防止対策のため、外国人登録証明書のデザインを一部変更した。
⑩ 留学生・就学生、研修生等の受入れに関する諸対策の推進	文部科学省	◎平成20年度予算、真に勉学を目的とした留学生等の受入れを一層図るため、留学生交流関係予算(40,661百万円)を措置した。
	法務省	◎平成20年度において、外国人研修生等に対する指導及び実態調査を充実させるため、99百万円を措置した。
	警察庁 法務省	◎警察庁、法務省等からなる「調査・捜査協力プロジェクト調整会議」を設置し、不法就労等の目的で「日本人の配偶者等」、「留学」、「就学」等の在留資格で入国する者やこれらの者を仲介しているブローカー等の徹底した取締りを図るための緊密な情報交換等を実施している。
	警察庁 法務省 外務省 文部科学省 厚生労働省 国土交通省	◎留学生の受入れに関し、諸施策の充実及びその円滑かつ効果的な推進を図るため、平成17年2月、関係省庁からなる「留学生交流に関する関係省庁連絡会議」(課長級)を開催し、留学生を装った不正入国・不正滞在を防止するための実行ある具体的施策について討議した。
⑪ 日系外国人の就労・就学の支援		i ◎平成19年度より、日本語指導について、その初期指導から教科学習につながる段階を支援する「学校教育におけるJSL(第二言語としての日本語)カリキュラム」の普及・促進のため、「JSLカリキュラム実践支援事業」を実施(平成20年度予算額:35百万円)。



施策名	省庁名	実施状況
	文部科学省	ii ◎平成19年度より、外国人児童生徒の受入体制の包括的な整備を行うため、地域における日本語指導、適応指導の充実を図る支援体制モデルの在り方や不就学の外国人の子どもに対する就学促進に関する調査研究を行う「帰国・外国人児童生徒受入促進事業」を実施（平成20年度予算額：223百万円）。
	厚生労働省	i ◎日系人失業者及び不就学又は不就労の若年者が多く集住する地域における、職業ガイダンス、キャリア形成相談等、これらの者の早期就職を支援するための施策を実施しているところである。
⑫ 在留資格取消し制度の新設	法務省	i ◎平成16年5月、第159回通常国会において、在留資格取消し制度の新設等を内容とする出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律が成立し、施行されている。
⑬ 外国人の就労、宿泊時の身分確認の厳格化等	法務省	i ◎平成20年度において、外国人が就労等を行う際に、不法に就労させないよう雇用主等に対する広報を充実・強化するため、13百万円を措置した。
	厚生労働省	i ◎旅館業法施行規則を改正し、日本国内に住所を有しない外国人が旅館等に宿泊する場合について国籍及び旅券番号を宿泊者名簿の記載事項とした（平成17年4月1日施行）。
		ii ◎都道府県等に対し、旅館等の営業者に、日本国内に住所を有しない外国人宿泊客についてはその旅券の写しの保存を求める旨の通知を発出するとともに、関係業界団体に対して各営業者への周知を依頼（平成17年2月）し、さらに平成17年7月、11月、平成19年10月及び平成20年1月にも都道府県に対して営業者に対する周知を依頼するなど、継続的な周知に努めている。
		iii ◎外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針を策定し、外国人労働者の採用に当たって、在留資格の確認をするよう事業主指導を行っている。
		iv ◎平成19年6月に成立した改正雇用対策法に基づき、雇用管理改善や不法就労防止の観点から、平成19年10月1日より、新たに外国人雇用状況届出の義務化等を行った。
⑭ 不法滞在・不法就労防止のための広報啓発活動の推進	内閣官房 内閣府	i ◎ 政府が行う施策について、政府広報等を活用した重点的な広報を実施している。
		i ◎平成19年中、人身取引事犯として40件、41人を検挙し、43人の被害女性を確認した。

施策名	省庁名	実施状況
	警察庁	ii ◎(再掲:第3-2-⑧-警- i)「来日外国人犯罪対策及び不法滞在・不法就労防止のための活動強化月間」における取締りの徹底及び不法滞在・不法就労防止のための指導啓発活動等の推進
		iii ◎平成20年度において、人身取引の被害者に警察が保護する旨を呼び掛けるリーフレット製作のための経費(1百万円)を措置した。
		iv ◎人身取引事犯の取締り強化と被害者保護の適正を図るため、平成19年12月に人身取引対策事務担当者による第4回コンタクトポイント会議を開催した。
	法務省	i ◎(再掲:第3-2-⑬-法- i)平成20年度において、外国人が就労等を行う際に、不法に就労させないよう雇用主等に対する広報を充実・強化するため、13百万円を措置した。
	厚生労働省	i ◎(再掲:第3-2-⑬- iii)事業主に対する啓発指導を推進しているところである。
	警察庁 法務省 厚生労働省	i ◎「不法就労外国人対策等関係局長連絡会議」(局長級)(平成19年3月)及び「不法就労外国人対策等協議会」(課長級)(同年5月)を開催し、「事業主団体等に対する行政指導及び啓発活動の強化」「不法就労防止に向けた国内及び海外広報の積極的実施」等について重点的に取り組むことを合意した。
⑮ 悪質ブローカー、雇用主等の摘発・指導の強化	警察庁	i ◎毎年11月に「風俗関係事犯取締り強化期間」を設定し、人身取引事犯を含めた外国人雇用関係事犯における悪質ブローカー、雇用主等の摘発を強化している。
ii ◎平成19年中、外国人労働者に係る雇用関係事犯として390件、455人を検挙した。		
iii ◎(再掲:第3-2-⑧-警- i)「来日外国人犯罪対策及び不法滞在・不法就労防止のための活動強化月間」における取締りの徹底及び不法滞在・不法就労防止のための指導啓発活動等の推進		
iv ◎(再掲:第1-3-②-警- x iii)風俗営業の許可の欠格事由への人身売買罪(刑法に新設)の追加、店舗型性風俗特殊営業等を営む者に対する接客従業者の就労資格確認の義務付け等を内容とする「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律」の施行		
v ◎平成20年3月31日現在、人身取引等の被害者の早期保護を図るための匿名通報モデル事業(通称「匿名通報ダイヤル」)において307件の通報を受理し、そのうち4件が被疑者の検挙や被害者の保護につながった。		

施策名	省庁名	実施状況
	法務省	i ◎検察当局において、関係諸機関と連携しつつ、悪質な不法就労助長事件等について、厳正に対処している。
		ii ◎平成20年度において、悪質ブローカー、雇用主等の摘発・指導の強化を含む不法就労対策のため、353百万円を措置した。
	厚生労働省	i ◎（再掲：第3-2-⑭-i）事業主に対する啓発指導を推進しているところである。
		ii ◎（再掲：第3-2-⑬-iv）平成19年6月に成立した改正雇用対策法に基づき、雇用管理改善や不法就労防止の観点から、平成19年10月1日より、新たに外国人雇用状況届出の義務化等を行った。
	警察庁 法務省	i ◎（再掲：第3-2-⑩-警法-i）警察庁、法務省等からなる「調査・捜査協力プロジェクト調整会議」において緊密な情報交換等を実施
⑩ 人身取引等に係る行為を処罰するための法整備に関する検討	法務省	i ◎平成17年6月16日、第162回通常国会において、人身売買罪及び旅券等の不正受交付罪等を新設するなどするとともに、上陸拒否事由、退去強制事由、運送業者の旅券等の確認義務及び外国入国管理当局に対する情報提供に係る規定の整備等を内容とする刑法等の一部を改正する法律が成立し、一部の規定（条約刑法関連）を除き施行されている。
	ii ◎平成18年3月13日、「人身取引対策行動計画」に基づき、在留資格「興行」に係る出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の一部改正を行った（同年6月1日施行）。	
外務省	i ◎平成17年の通常国会において、国際組織犯罪防止条約人身取引議定書及び密入国議定書の締結につき国会の承認を得た。	
内閣官房 内閣府 警察庁 法務省 外務省 厚生労働省	i ◎平成16年4月に、内閣官房副長官補を議長とし、関係省庁の局長級を構成員とする、「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」が設置され、平成16年12月に、人身取引の防止・撲滅と被害者の保護を含む包括的・総合的な人身取引対策を早急に講じることを目指して策定された「人身取引対策行動計画」に基づき、関係省庁が連携して、行動計画に掲げられた施策の着実な推進を図っている。	

施策名	省庁名	実施状況
⑰ 不法滞在外国人を減少させるための法整備	法務省	i ◎平成16年5月、第159回通常国会において、不法滞在者に係る罰則の強化、出国命令制度の新設及び在留資格取消制度の新設等を内容とする出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律が成立し、施行されている。
		ii ◎平成18年5月17日、第164回通常国会において、出入国の公正な管理を図り、ひいては国民の生命と安全を守るため、①上陸審査時に特別永住者等を除く外国人に指紋等の個人識別情報の提供を義務付け、②テロリストの入国時の規制を適切に行うための退去強制事由の整備等を行い、③本邦に入る船舶等の長に乗員・乗客に関する事項の事前報告を義務付けることを内容とする出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律が成立した(①は平成19年11月20日から、②は平成18年6月13日から、③は平成19年2月1日から、それぞれ施行されている。)
⑱ 犯罪情勢を見据えた外国人受入れ方策の検討	厚生労働省	i ◎平成18年6月、関係副大臣による「外国人労働者問題に関する副大臣プロジェクトチーム」においてとりまとめを行い、「専門的・技術的分野」以外の分野の受入れを検討するにあたっては、在留管理の観点も含め、慎重に検討すべきとの結論が示されたところである。
	警察庁 外務省 法務省 国土交通省 公安調査庁	i ◎中国国民訪日団体観光の対象地域拡大に関して、本制度の適正運用、濫用された場合の対処措置、不法滞在・不法就労等各種犯罪の問題解決のため、日中関係者間の協力・協議の仕組みを立ち上げ、平成17年7月、日中治安当局間協議において団体観光分科会を開催した。
3 来日外国人犯罪捜査		
① 来日外国人犯罪の取締りと適切な刑事処分の推進	警察庁	i ◎警察庁の組織改正により、来日外国人犯罪対策、薬物銃器犯罪対策、暴力団対策等の組織犯罪対策を一元的に所掌する組織犯罪対策部を設置したほか、来日外国人犯罪に関する高度な捜査指導等による統一的な対策等を推進するとともに、海外捜査機関との高度な折衝事務を的確に実施するため、同部に政令職である国際捜査管理官を設置した。
		ii ◎(再掲:第1-3-④-警-ii)平成16年10月、「組織犯罪対策要綱」を発出し、来日外国人犯罪の捜査に当たっては、国際犯罪組織、暴力団その他の犯罪組織との関係を視野に入れ、国際犯罪組織については、その活動実態、組織の運営方法及び資金獲得活動の実態等について説明を行うとともに、組織実態に即した効果的な取締りを重点を定めて行うよう指示した。
		iii ◎来日外国人犯罪の取締りを強力に推進しているところ、平成19年中における検挙状況(刑法犯及び特別法犯)は、35,782件、15,914人で、前年比でそれぞれ4,346件、2,958人減少した。
		iv ◎平成19年度において、繁華街における組織犯罪集中取締り対策等に係る経費(70百万円)を措置した。

施策名	省庁名	実施状況
		v ◎平成20年度において、来日外国人犯罪組織の実態解明・摘発の推進に要する経費(63百万円)、南米系日系人犯罪対策等の推進に要する経費(35百万円)を措置した。
	法務省	i ◎検察当局において、関係諸機関と連携しつつ、悪質な来日外国人犯罪について、厳正に対処している。
		ii ◎平成20年度において、外国人犯罪対策の充実強化を図るため、630百万円を措置した。
② 通訳体制の確立	警察庁	i ◎警察職員の語学能力向上のため、警察庁では、国際警察センターにおいて国際捜査に関する語学教養、海外研修等を実施したほか、都道府県警察においても、実務的な語学教養等を実施した。
		ii ◎都道府県警察においては、高い語学能力を備えた者を警察職員として採用し、通訳体制の整備に努めた。
		iii ◎警察部内で対応することが困難な言語については、部外の通訳人の協力を確保する体制の整備に努めた。
		iv ◎部内通訳人に対しては、各種研修会の開催等により刑事手続等への理解を深められるよう努めた。
		v ◎通訳人の運用に当たっては、都道府県警察の通訳センターにおいて効率的な派遣に努めるなどして、その体制整備に努めた。
		vi ◎外国人被疑者等との意思疎通の困難性が円滑な捜査活動の妨げとなっている現状等を踏まえ、平成19年度において、通訳体制の確立に係る経費(1,328百万円)を措置した。平成20年度予算においても同経費(1,297百万円)を措置した。
		vii ◎平成19年度において、管区警察局単位で、通訳担当者、部内通訳人が参加する通訳能力向上のための講習等を行うなど警察通訳の能力の維持向上等に要する経費(5百万円)を措置し、平成20年度予算も同額を措置した。
	法務省	i ◎検察当局における有能な通訳人の確保という観点から、通訳人セミナーの開催等を講じ、通訳人の質的・量的な充実を図っている。
		ii ◎（再掲：第3-3-①-法-iiの一部）通訳体制の充実強化を図るため、549百万円を措置した。
	厚生労働省	i ◎平成20年度において、引き続き通訳体制の確立・維持のための予算(17百万円)を措置した。
	海上保安庁	i ◎密輸・密航、その他外国人犯罪の被疑者との意思疎通の困難性が円滑な捜査活動の妨げとなっている現状に鑑み、多様な言語に対応した通訳担当職員の育成、有能な民間通訳人の確保等を積極的に実施している。

施策名	省庁名	実施状況
		ii ◎平成20年度予算概算要求において、通訳体制の充実強化のための経費(29百万円)を措置した。
4 外国関係機関との連携		
①国際捜査共助の充実化と条約締結の検討	法務省	◎平成20年度において、国際捜査共助の充実を図るため、32百万円を措置した。
	外務省	○諸外国・地域との刑事共助条約の締結につき積極的に検討していくこととしている。
	外務省 警察庁 法務省	i ◎平成18年7月21日、日米刑事共助条約が発効し、同条約の下での共助が行われている。
		ii ◎平成19年1月26日、日韓刑事共助条約が発効し、同条約の下での共助が行われている。
		iii ◎平成19年1月、中国との間で刑事共助条約の締結交渉を開始し、同年12月の高村外務大臣訪中の際に同条約に署名した。同20年5月、国会において、締結に必要な承認を得た。
		iv ◎平成18年12月、ロシアとの間で刑事共助条約の締結交渉を開始し、計5回の協議を重ね、同20年5月に実質合意した。
		v 平成18年9月、香港との間で刑事共助協定の締結交渉を開始し、同20年5月に同条約に署名した。
	警察庁 法務省	i ◎日米刑事共助条約の締結に向けて、国際捜査共助の充実を図るため、警察庁と法務省の共同請議により「国際捜査共助法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案」を第159回通常国会に提出し、平成16年6月に成立した。(6月9日公布、同月29日施行(ただし、一部につき12月9日施行))また、この法改正に伴い、「国際捜査共助等に関する法律施行令」を同年11月に公布した。(12月9日施行)
② 外国関係機関との連携の強化		i ◎外国の関係機関との連携については、ICPOルート、外交ルートによる捜査共助、情報交換を実施した。特に、中国公安部との間では連携を強化しており、出張捜査による捜査協力を始め緊密な情報交換等の国際捜査共助を実施した。  ii ◎平成17年1月、国家公安委員会委員長が訪中し、中国公安部長との会談で、日中警察協力を更に発展強化させることを確認した。これを受け、同年7月、第4回日中治安当局間協議が開催され、日中警察協力に関する意見交換等を行った。また、平成20年2月、警察庁次長が訪中し、中国公安部副部長と日中警察協力に関する意見交換等を行った。なお、平成16年から毎年開催している警察庁と中国公安部との協議については、平成19年12月、4回目の協議を開催し、情報交換等を行った。

施策名	省庁名	実施状況
	警察庁	iii ◎平成17年9月、昨今の国際組織犯罪や国際テロの広がりに対抗するためには、世界各国が相互に協力して取り組むことが急務になっていること、また、我が国の治安を確保する観点からも国内対策を充実させるだけでは十分でなくなっていること等の事情から、「国際協力推進要綱」を制定し、これに基づいて、知識、技術の移転を始めとする国際協力に従来以上に積極的に取り組んでいくこととした。
iv 平成18年12月、中国公安部幹部らと、東京においてICPOルートによる捜査協力の迅速化、来日中国人犯罪対策に関する相互協力の推進等について協議を行った。		
v ◎平成19年11月、「第4回東アジア地域組織犯罪対策会議」を開催し、巧妙化、凶悪化、国際化する組織犯罪に対処するため、韓国、フィリピン、ロシア等東アジア各国の治安機関と組織犯罪に関する情報交換を行い、国際的な連携を図った。		
vi ◎平成19年10月、第10回日韓ICPO実務担当者会議を福井市で開催し、ICPOルートを通じた捜査協力体制の強化等について協議を行った。		
vii ◎「国境を越える犯罪に関するASEAN+3閣僚会合」に、日本政府代表(平成16年及び平成17年は国家公安委員会委員長、平成19年は警察庁次長)が出席し、テロリズム、薬物犯罪その他の国境を越える犯罪に対する参加国関係機関間の連携強化の重要性を確認した。		
viii ◎毎年G8サミット議長国において開催される「G8司法・内務大臣会議」に警察庁次長が出席し、テロ対策を始めとする様々な議題について、積極的に議論を行っている。		
ix ◎平成20年2月及び4月に我が国で開催された「G8ローマ/リヨン・グループ会合」に担当職員が出席し、国内治安対策の推進を見据えた課題を主導するなど積極的に関与した。		
x ◎平成19年1月、ロシア極東連邦管区内務総局を訪問し、日口間の警察協力に関する意見交換等を行った。平成20年4月、東京において、ロシア内務省及び極東連邦管区内務総局幹部と日口間の警察協力に関する意見交換等を行った。		
xi ◎外国警察への技術協力として、平成16年には26人、平成17年には38人、平成18年には41人、平成19年には47人、平成20年には15人(4月22日現在)の職員を派遣し、また、海外からは平成16年には220人、平成17年には245人、平成18年には215人、平成19年には236人、平成20年には93人(4月22日現在)の外国警察職員を受け入れて研修を行い、外国警察との関係を強化した。		
xii ◎平成18、19年度予算において、我が国の治安対策として重要な国又は地域を選定し、戦略的な外国警察職員に対する研修の実施に係る経費(12百万円)を措置し、フィリピンから平成19年2月に5人、平成20年1月に3人の研修員を、中国から平成20年3月に公安部若手幹部ら5人を招聘し、犯罪捜査や警察行政に関する本邦研修を実施した。平成20年度も予算措置(14百万円)しており、研修受入れを今後計画していく予定。		

施策名	省庁名	実施状況
		xiii ◎平成17年度において、ICPO犯罪情報システムが利用可能となるI-24/7システムを整備した。
		xix ◎平成19年度において、ICPO派遣者が派遣後に業務を円滑に遂行できるようにするため、外国語委託教養に要する経費(3百万円)を措置した。
		xv ◎平成19年度において、国際的な犯罪に係る情報交換及び捜査協力の推進のため、「国際刑事警察機構憲章」第38条、第39条に基づく国際会議分担金等に係る経費(714百万円)を措置した。
		xvi ◎犯罪による収益の移転防止を図るため、外国FIUとの疑わしい取引に関する情報等の交換、犯罪収益対策に係る国際勧告の改訂及び外国による国際勧告の履行のための支援等の様々な側面での国際連携の強化に努めている。
	財務省	i ◎日中韓3か国の税関当局としての初めての試みとなる「日中韓3か国関税局長・長官会議」を我が国主催で開催し(平成19年4月)、社会悪物品等の効果的な水際取締対策の分野についても、一層協力関係を強化することで一致した。
		ii ◎アジア開発銀行(ADB)／世界税関機構(WCO)と協力して、「アジア太平洋地域22か国・地域の関税局長・長官等との政策対話」を行い(平成19年2月)、税関当局間の情報交換の促進、連携強化について議論を行った。
		iii ◎世界税関機構(WCO)のアジア大洋州地域内における情報交換ネットワークの拠点である地域情報連絡事務所(RILO)や、薬物等の仕出地又は中継地となっている国・地域へ職員を派遣し、薬物等の密輸情報の収集や情報交換に努めている。
		iv ◎主としてアジア・大洋州地域の開発途上国の税関職員を我が国に受け入れ、密輸の取締りに資するため、情報分析能力の強化等を目的とした研修を実施するとともに、我が国税関職員の専門家を海外に派遣して技術協力を実施した。
	財務省 外務省	i ◎不正薬物、銃器、知的財産侵害物品等の水際取締りに関する各国税関との協力が重要であることから、不正薬物等の情報交換を盛り込んだ2国間税関相互支援協定等の締結に努めており、香港との間の税関協力取決めが平成20年1月8日に発効、また、ECとの間の税関相互支援協定が平成20年2月1日に発効した。 更にロシア、オランダとの間の税関相互支援協定締結に向け、平成20年3月に日蘭税関相互支援協定第一回協議を行い、また、平成20年4月に日露税関相互支援協定第三回協議を行った。
	厚生労働省	i ◎アジア・太平洋地域麻薬取締機関長会議(HONLEA)等に参加し、情報交換を実施するとともに国際協力の促進に努めた。



施策名	省庁名	実施状況
		ii ◎平成20年度において、引き続き外国捜査機関との連携強化のための予算(7百万円)を措置した。
	海上保安庁	i ◎日本周辺国である中国、韓国、ロシア及び東南アジア諸国等の関係取締機関との間で国際会合や合同訓練を実施するなど、多国間及び二国間での連携・協力を強化している。
		ii ◎(再掲:第3-1-⑤-海-iii)職員を周辺国等に派遣するなど、国外における情報収集活動を強化している。
	外務省	i ◎平成17年8月、治安問題に関する日韓協議を行い、偽変造旅券対策、犯罪対策、刑事共助等の協力体制強化を両国で確認した。
		ii ◎平成19年12月、日韓領事当局間協議を行い、査証免除後のレビューを行うと共に、双方は、日本国内における韓国人による犯罪や不法残留者問題の解決のため、相互協力していくことを確認した。
		iii ◎平成19年3月、日比領事当局間協議を行い、比政府に対し、比国人の不法残留及び偽造旅券等の問題、並びに、比国内の人身取引ブローカー等の犯罪組織の取り締まりの強化を申し入れた。
		iv ◎平成19年3月、日タイ領事当局間協議を行い、タイ政府に対し、我が国への不法入国及びタイにおける偽造旅券の問題につき申し入れた。また、双方は、人身取引対策の強化に向けた一層の協力を確認した。
		v ◎平成19年7月、日中領事当局間協議を行い、中国政府に対し、中国人の不法出入国、不法滞在、犯罪の問題につき中国側が取るべき措置を申し入れた。
		vi ◎平成19年9月、日イラン領事当局間協議を行い、イラン政府に対し、イラン人被退去強制の送還問題につき、職権による渡航文書の発給等、円滑な送還ができるよう申し入れた。
		vii ◎平成19年9月、日・トルコ領事当局間協議を行い、トルコ政府に対し、我が国へ入国したトルコ人の不法滞在、犯罪の問題につき、トルコ側が取るべき措置を申し入れた。
外務省 警察庁	i ◎平成18年8月、政府はブラジル政府に対し、日本国内で犯罪を犯し、ブラジルに逃亡しているブラジル国籍を有する被疑者について、ブラジルにおける国外犯処罰規定の適用に向けて、外交ルートを通じ申し入れるなど、ブラジル側への働き掛けを行った。この結果、平成19年1月及び2月、我が国からの要請を受け、ブラジル検察当局はブラジル人被疑者2名を起訴した。現在、ブラジルにて公判中。	

施策名	省庁名		実施状況
	法務省	ii	◎平成19年8月の日ブラジル外相会談にて、両国政府間で司法協力に関する作業部会を実施することに合意し、同年10月に第1回会合を実施。
③ 被退去強制者についての中国当局による管理の徹底の要請	法務省	i	◎平成16年6月、法務当局において訪中の上、中国公安当局等に対して不法滞在防止策等について申し入れた。
	法務省 外務省	i	◎平成17年7月、日中治安当局間協議(第4回)において、組織的な密航者の送付、受入に対する取締強化につき一致。旅券発給手続の厳格化、管理の強化を要請。包括的個別送還の具体的協議の推進で一致。
④ 日中間における領事関係国際約束の早期締結	外務省	i	◎平成20年3月に日中政府間において領事協定締結交渉(第7回)を実施し、実質合意に至った。
⑤ 日中間における受刑者移送条約の早期締結等	法務省 外務省	i	◎平成19年1月から同20年3月にかけて、日中刑事共助条約締結交渉等の機会を捉え、計5回受刑者移送に関する国際約束の締結の可能性について、中国外交部及び司法部の担当者との間で意見交換。
	外務省	i	◎平成19年4月、日中首脳会談において、受刑者移送条約の締結についての協議推進について一致。
	法務省	i	◎平成18年7月、法務大臣が訪中して中国司法部長と会談し、日中間における受刑者移送条約に関して、今後とも、中国側と引き続き協議していくことを日本側より提起した。
⑥ 日中間における税関相互支援協定締結の検討	外務省 財務省	i	◎日中税関相互支援協定(平成18年4月2日締結)を通じて、薬物等の密輸入に関する情報交換の促進に努めている。
<b>第4 組織犯罪等からの経済、社会の防護</b>			
<b>1 組織犯罪対策、暴力団対策の推進</b>			
① 組織犯罪情報の集約、相互利活用等の推進	警察庁	i	◎(再掲:第3-3-①-警-i及び第1-3-④-警-ii)組織犯罪対策部の設置及び「組織犯罪対策要綱」の発出
		ii	◎平成20年度において、暴力団情報等の効果的・効率的な活用のための調査研究に係る経費(13百万円)を措置した。
		iii	◎(再掲:第3-3-①-警-iv)繁華街における組織犯罪集中取締り対策等に係る経費を措置した。

施策名	省庁名	実施状況
		iv ◎平成20年度において、犯罪組織に係る分析体制の強化に係る経費(21百万円)を措置した。
	法務省	i ◎検察当局において、担当検察官・検察事務官の設置や、関係諸機関との連携強化を通じて、組織犯罪情報の集約・活用を図っている。
	財務省	i ◎「密輸出入取締対策会議」等を通じて、最新の密輸手口及び新たな形態の薬物等に関する情報の共有化を図っている。
	厚生労働省	i ◎密輸出入取締対策会議や薬物対策関係取締機関情報交換会等の会議に積極的に参加し、関係機関との積極的な情報交換を実施し、取締りの効率化を図った。
	海上保安庁	i ◎(再掲:第3-1-⑤-海-i)情報収集・分析及び機動的な広域捜査を推進し、国内外関係機関との連携を強化している。
		ii ◎平成20年度予算において、薬物銃器の密輸入対策、不法入国者対策の強化等のための経費(579百万円)を措置した。
		iii ◎(再掲:第3-1-⑤-海-iii)職員を周辺国等に派遣するなど、国外における情報収集活動を強化している。
② 組織犯罪の取締り強化と厳正な処分	警察庁	i ◎平成19年中において、規制薬物の密輸入に関してコントロールド・デリバリーを39件実施して組織の中枢に至るまでの摘発に努めているほか、同年において、組織的犯罪処罰法の組織的な犯罪の加重処罰に係る規定を適用して16件検挙するなどし、厳正な科刑が実現されるよう努めている。
		ii ◎(再掲:第1-3-④-警-ii)「組織犯罪対策要綱」の発出
		iii ◎平成20年度において、暴力団壊滅に向けた戦略的情報収集活動の強化に係る経費(48百万円)を措置した。
		iv ◎(再掲:第3-3-①-警-v)平成19年度予算において、来日外国人犯罪組織の実態解明・摘発の推進に要する経費を措置
		v ◎平成20年度において、組織の中枢に至るまでの摘発のための特殊な捜査手法の活用に係る経費(13百万円)を措置した。
		vi ◎平成19年4月、犯罪収益対策推進要綱を制定し、都道府県警察に対し、効果的な犯罪収益対策を推進するために必要な基本的事項を示した。
		vii ◎平成19年4月、「銃器対策及び暴力団対策の徹底について」(通達)を発出し、暴力団等犯罪組織の幹部等に対する情報収集の強化、犯罪組織が組織的に管理・隠匿する銃器及び武器庫の摘発等を徹底している。

施策名	省庁名	実施状況	
	viii	◎平成20年度において、暴力団によるみかじめ料要求等の取締りの強化を目的として、都道府県警察の担当者を対象とする、暴力団対策法に基づく効果的な行政命令の発出等に関する教養を行うため、「暴力団対策法運用専科」に係る経費を措置した。	
	法務省	i	◎全国から検察官が参加して行う会議等を開催するなどして情報及び意見の交換等を行う一方、関係諸機関と連携しつつ、マネー・ロンダリング犯罪をも含む各種法令を積極的に活用するとともに、疑わしい取引に関する情報の活用を含め、様々な捜査手法を駆使して犯罪組織の中枢に至るまでの捜査を行い、厳正な科刑の実現及び犯罪収益等の的確なはく奪を図っている。
		ii	◎従前、いわゆる組織的犯罪処罰法上、犯罪被害財産の没収・追徴は禁止されていたが、平成18年12月1日施行の同法一部改正法等によって、組織的犯罪等一定の場合に犯罪被害財産の没収・追徴が可能となり、これを被害者に対して支給することが可能となった。
		iii	◎(再掲:第3-3-①-法-ii)組織犯罪対策の推進を図るため、630百万円を措置した。
	厚生労働省	i	◎(再掲:第3-1-⑤-厚-i)大量の薬物を密輸入しようとした者を検挙する等、密輸入事犯を摘発した。
		ii	◎薬物密売組織の摘発に当たって麻薬特例法の加重処罰規定の適用に努めた結果、同法の「業としての譲渡罪」等の規定を適用した事件を摘発した。
		iii	◎インターネットを利用する等の組織的な薬物密売に対しては、おとり捜査等の捜査手法を活用して、効果的な摘発に努めている。
		iv	◎平成20年度において、引き続き組織犯罪等に対する取締りのための予算(573百万円)を措置した。
	海上保安庁	i	◎組織犯罪に対しては、様々な捜査手法を駆使して、組織の中枢に至るまでの摘発に努めている。
		ii	◎(再掲:第4-1-①-海-ii)平成20年度予算において、薬物銃器の密輸入対策、不法入国者対策の強化等のための経費(579百万円)を措置した。
③ 組織犯罪に対する有効な捜査手法等の活用・検討	警察庁	i	◎組織犯罪に対する有効な捜査手法等の導入・活用に向けた制度や捜査運営の在り方についての検討を実施している。
		ii	◎平成17年4月、警察大学校に組織犯罪対策教養部を新設したほか、採用時教育、各級昇任時教育等のカリキュラムを見直し、組織犯罪に関する捜査要領等の教育を充実・強化した。

施策名	省庁名	実施状況
		iii ◎平成19年12月、組織的なけん銃等の発射又は所持の加重処罰等を内容とする「銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律」が施行された。
	法務省	i ◎おとり捜査、通信傍受及びコントロールドデリバリー等の活用方策等について検討を行っている。
		ii ◎いわゆる前提犯罪の拡大等の犯罪収益規制関係規定の整備を含む「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」を第163回特別国会に提出し、第169回通常国会において継続審議中。
	厚生労働省	i ◎（再掲：第4-1-②-厚-iii）インターネットを利用する等の組織的な薬物密売に対しては、おとり捜査等の捜査手法を活用して、効果的な摘発に努めている。
	海上保安庁	i ◎犯罪組織等に関する情報の収集、集約、分析を行い組織犯罪の組織の中枢に至る摘発に努めている。
		ii ◎平成20年度において、国際組織犯罪取締強化のため、管区国際刑事課等に10名の定員を配置した。
		iii ◎組織犯罪に有効な立入検査や捜査手法等について取りまとめ、これを全管区に周知・徹底させることにより、摘発水準の向上を図っている。
④ 犯罪収益の剥奪	警察庁	i ◎犯罪収益の剥奪の徹底を図るため、平成19年中において、組織的犯罪処罰法、麻薬特例法に基づく警察の請求による起訴前の没収保全命令をそれぞれ21件、4件請求し、犯罪組織から剥奪すべき犯罪収益の確実な保全に努めている。
		ii ◎（再掲：第4-1-②-警-vi）「犯罪収益対策推進要綱」の発出
	法務省	i ◎（再掲：第4-1-②-法-i）検察部内の意見交換等及び関係諸機関との連携をするとともに、各種法令の積極的な活用等により厳正な科刑の実現・犯罪収益等の的確な剥奪を図っている。なお、平成18年6月に成立した「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律」により、それまで禁止されていた犯罪被害財産（財産犯等の犯罪行為により被害者から得た財産）の没収・追徴が、一定の場合に可能となったが、新設された規定についても、適切な運用に努めている。
	厚生労働省	i ◎薬物密売組織の摘発には、積極的に麻薬特例法の適用を行い、犯罪収益の剥奪に努めた。
	海上保安庁	i ◎資金獲得活動に関わる違法行為を徹底的に検挙する等により、犯罪組織が保有する犯罪収益の剥奪に努めている。
		ii ◎（再掲：第4-1-①-海-ii）平成20年度予算において、薬物銃器の密輸入対策、不法入国者対策の強化等のための経費（579百万円）を措置した。

施策名	省庁名	実施状況
		iii ◎(再掲:第4-1-③-海-ii)平成20年度において、国際組織犯罪取締強化のため、管区国際刑事課等に10名の定員を配置した。
⑤ マネー・ローンダリング対策の推進	警察庁	i ◎平成19年中において、組織的犯罪処罰法、麻薬特例法に基づく(薬物)犯罪収益等隠匿・收受事件をそれぞれ177件、7件検挙するなど、マネー・ローンダリング犯罪等の摘発の徹底を図っている。
		ii ◎犯罪による収益の移転防止に関する法律の全面施行に伴い、疑わしい取引に関する情報の集約、整理及び分析並びに関係機関に対する提供を的確に行うため、一部の分析業務を自動化するなど、平成20年3月1日からシステムを強化した。
		iii ◎(再掲:第4-1-①-警-ii)暴力団情報等の効果的・効率的な活用のための調査研究に係る経費を措置
		iv ◎(再掲:第1-2-⑫-警-v)FIUを金融庁から国家公安委員会に移管
		v ◎(再掲:第4-1-②-警-vi)「犯罪収益対策推進要綱」の発出
		vi ◎平成20年度において、マネー・ローンダリング対策強化に係る経費(59百万円)を措置した。
	金融庁	i ◎犯罪収益移転防止法(平成20年3月施行)により、金融機関等はマネー・ローンダリングに係る疑わしい取引の届出義務が課されており(疑わしい取引の届出制度)、金融庁は、金融機関等からの届出を受理し、国家公安委員会(警察庁)へ通知している。(なお、平成19年4月1日付で、警察庁へFIUは移管した。)
	法務省	i ◎(再掲:第4-1-②-法-i)検察部内の意見交換等及び関係諸機関との連携をするとともに、各種法令の積極的な活用等により厳正な科刑の実現・犯罪収益等の的確な剥奪を図っている。
	厚生労働省	i ◎マネー・ローンダリング犯罪の前提犯罪となる暴力団やイラン人等外国人密売組織等の薬物密売組織の摘発に努めるとともに、警察庁から提供を受けた疑わしい取引の情報の分析に努めた。
	海上保安庁	i ◎マネー・ローンダリング犯罪及びその前提犯罪に関し、組織的犯罪処罰法に基づいて金融機関等から届出された疑わしい取引の情報で、警察庁において的確に集約・整理・分析された情報を活用するとともに、そのより効果的な活用法について見直しを実施している。

施策名	省庁名		実施状況
		ii	◎(再掲:第4-1-①-海-ii)平成20年度予算において、薬物銃器の密輸入対策、不法入国者対策の強化等のための経費(579)百万円を措置した。
⑥ 都道府県警察の行う国際組織犯罪捜査への積極的関与	警察庁	i	◎(再掲:第3-3-①-警-i)組織犯罪対策部及び国際捜査管理官の設置
		ii	◎国際捜査管理官においては、都道府県警察の行う国際組織犯罪捜査の推進状況を的確に把握し、広域的に敢行される国際組織犯罪に対して、積極的な合同・共同捜査を推進させるなど、戦略的な事件調整を行うとともに、それらに関するICPOルート等による外国捜査機関との捜査協力を一層推進し、被疑者検挙のために必要な情報交換等を行っている。
⑦ 国際組織犯罪防止条約の早期締結及び関連法の整備	法務省	i	◎組織的犯罪の共謀罪及び証人等買収罪の新設並びに犯罪収益規制関係規定及び国外犯処罰規定の整備を含む「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」を第163回特別国会に提出し、第169回通常国会において継続審議中。
	外務省	i	◎平成15年5月、国際組織犯罪防止条約の締結につき国会の承認を得た。
⑧ 執行妨害犯罪及び倒産犯罪に関する罰則の整備	法務省	i	◎①強制執行妨害については、「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」を第163回特別国会に提出し、第169回通常国会において継続審議中。②倒産犯罪については、破産法案及び破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案を同国会に提出し、平成16年5月成立した。(6月2日公布)
⑨ 暴力団排除活動と行政対象暴力対策の推進		i	◎全国都道府県警察に対して、各地方公共団体に対しコンプライアンス条例・要綱等の制定に向けた働き掛けを強化するよう指示した。平成19年12月末現在、全国の地方公共団体の99.1%において制定されている。
		ii	◎プロ野球暴力団等排除対策協議会において暴力団排除対策官が現状と対策について説明を行うなど、プロ野球球場等からの暴力団等排除活動を推進した。
		iii	◎民事介入暴力対策啓発ビデオ「シャットアウト」(平成20年3月完成)を制作し、全国の企業等に広く反社会的勢力による被害を防止するための基本原則を周知させることにより、暴力団排除を啓発した。
		iv	◎平成19年中、廃棄物処理法の規定に基づき22業者を産業廃棄物処理業から排除し、また、平成15年に改正され、平成16年1月から施行された貸金業法の規定に基づき10業者を貸金業から排除するなど暴力団等による各種業への介入を阻止している。
		v	◎平成15年7月に設置された関係省庁等からなる「行政対象暴力に対する関係省庁等連絡会議」(平成19年7月)を開催し、行政対象暴力対策の取組みの強化を図った。

施策名	省庁名	実施状況	
	警察庁	vi ◎暴力団排除を推進するため、警察大学校において、都道府県警察の暴力団排除対策の担当者に対し、「暴力団排除対策専科」を実施(平成19年10月)し、暴力団排除対策の施策に関する効果的な施策の運用等について教養を行った。	
		vii ◎全国暴力追放運動推進センター、都道府県警察及び都道府県暴力追放運動推進センターとともに、関係機関・団体の後援を得て、「全国暴力追放運動中央大会」(平成19年11月)を開催し、暴力排除意識の高揚と暴力追放運動の活性化を図った。	
		viii ◎全国暴力追放運動推進センター等と連携し、国の行政機関に対し、「行政対象暴力に関するアンケート」(平成17年8月)を実施し、暴力団の行政対象暴力の実態把握を推進した。	
		ix ◎全国暴力追放運動推進センター等と連携し、地方自治体に対し、「行政対象暴力に関するアンケート」(平成19年5月)を実施し、暴力団の行政対象暴力の実態把握を推進した。	
		x ◎平成19年2月、「証券取引からの暴力団等排除対策の推進について」を都道府県警察に発出し、証券取引所等の関係機関と緊密な連携を図り、証券取引からの暴力団等排除対策を推進するよう指示した。	
		xi ◎平成20年4月、行政庁に対する一定の不当な要求行為を暴力的要求行為として規制する行為に追加すること等を内容とした暴力団対策法の一部を改正する法律が成立した。	
	警察庁 国土交通省	i ◎公共工事からの暴力団排除を推進するため、警察庁とそれぞれの省庁が協議を行い、平成20年5月までに、指名を行わない業者の対象の明確化、暴力団員等による不当介入に対する通報義務制度、都道府県警察との連携強化等について、それぞれの省庁が発注する公共工事において導入することとされた。	
		ii ◎公営住宅等における暴力団排除を推進するため、警察庁と国土交通省が協議を行い、国土交通省から全国都道府県に対し、公営住宅等における暴力団排除の基本方針等を示す通知が発出された。	
	警察庁 財務省	i ◎国有地等の一般競争入札等において、暴力団が売り払われた不動産を利用することを防ぐため、警察庁と財務省が協議を行い、平成19年9月から、国有地等の一般競争入札等において、「暴力団員等に入札資格を与えない」、「落札後の契約において、暴力団事務所等としての利用を禁止などを明記する」ことなど仕組みの運用を開始した。	
	⑩ 暴力団の代表者等に対する責任追及の徹底	警察庁	i ◎対立抗争等に伴う指定暴力団員による凶器を使用しての暴力行為により生じた損害につき、当該指定暴力団の代表者等が無過失損害賠償責任を負うこととする内容とする暴力団対策法の一部を改正する法律を第159回通常国会に提出し、平成16年4月に成立した。





施策名	省庁名	実施状況	
	x	◎(再掲:第1-1-③-警-vi)「子ども安全・安心加速化プラン」の策定により、都道府県警察に対し、薬物乱用防止教育の推進について指示	
	財務省	◎青少年等に対する税関職員による講演会や税関見学会等において、薬物乱用防止を含めた社会悪物品等の密輸防止啓発ビデオを上映するとともに、「模造麻薬見本」を展示した。	
	文部科学省	◎(再掲:第2-2-⑧-文-i)学校における薬物乱用防止教育の充実に係る予算を措置。	
	厚生労働省	i	◎(再掲:第2-2-⑧-厚-i)薬物乱用防止キャラバンカーの派遣や『『ダメ。ゼッタイ。』普及運動』の全国展開による広報啓発活動等を実施している。
		ii	◎(再掲:第2-2-⑧-厚-ii)平成20年度において、引き続き薬物乱用防止キャラバンカーの派遣等を実施するための予算(193百万円)を措置した。
		iii	◎(再掲:第2-2-⑧-厚-iii)平成20年度において、引き続きMDMAや大麻及び違法ドラッグ(いわゆる脱法ドラッグ)の乱用に対応するための予算(24百万円)を措置した。
② 薬物密売組織の壊滅	警察庁	i	◎平成19年中において、麻薬特例法第5条(業としての薬物の譲渡し等)違反37件を検挙し、麻薬特例法の活用等による総合的な組織犯罪対策を推進し、薬物密売組織の壊滅に努めている。
		ii	◎平成19年度において、薬物密売組織を壊滅するための薬物取締用車の増強整備等のための経費(39百万円)を措置した。
		iii	◎(再掲:第3-3-①-警-iv)繁華街における組織犯罪集中取締り対策等に係る経費を措置
		iv	◎(再掲:第4-1-②-警-v)平成20年度において、組織の中核に至るまでの摘発を図るための特殊な捜査手法の活用に係る経費を措置
		v	◎(再掲:第4-1-⑤-警-vi)平成20年度において、マネー・ローンダリング対策の強化のため、FIUに係る経費を措置
	法務省	i	◎検察当局において、関係諸機関と連携しつつ、麻薬特例法等を積極的に活用するなどして、厳正な科刑の獲得及び薬物犯罪収益のはく奪に努めている。
		ii	◎平成20年度において、薬物犯罪対策の強化を図るため、5百万円を措置した。

施策名	省庁名	実施状況
	厚生労働省	i ◎(再掲:第4-1-④-厚)薬物密売組織の摘発には、積極的に麻薬特例法の適用を行い、犯罪収益の剥奪に努めた。
		ii ◎(再掲:第4-1-②-厚-iii)インターネットを利用する等の組織的な薬物密売に対しては、おとり捜査等の捜査手法を活用して、効果的な摘発に努めている。
		iii ◎(再掲:第3-1-⑤-厚-ii)平成20年度において、薬物密輸・密売組織等による薬物事犯に対処すべく、組織犯罪対策の強化のため麻薬取締官の増員(13人)を措置した。
③ 末端薬物乱用者の取締りの徹底	警察庁	i ◎平成19年中において、覚せい剤事犯被疑者12,009人を検挙するなど、覚せい剤事犯の大半を占める末端薬物乱用者に対する取締りを徹底するとともに、広報誌「DRUG」の作成、配布等を行い、薬物の乱用を許さない環境作りに努めている。
		ii ◎(再掲:第4-2-①-警-x)平成19年度において、インターネットのポータルサイトを利用した薬物銃器関連の情報収集を実施。
		iii ◎平成19年10月から、薬物再乱用の防止、末端乱用者の減少を図るため、薬物再乱防止モデル事業を実施している。
	厚生労働省	i ◎末端乱用者に対する徹底した取締りとともに、各地方厚生局麻薬取締部に設置されている「麻薬・覚せい剤」相談電話等の相談窓口を活用し、相談業務を実施している。
④ 薬物密輸の水際での阻止	警察庁	i ◎平成16年10月、「組織犯罪対策要綱」を発出し、薬物の密輸入の実態解明に努め、国内外の関係機関等との連携の下に、水際検挙の徹底を図り、我が国への薬物の供給を遮断することを薬物対策の重点の一つとしている。
		ii ◎(再掲:第3-1-②-警-i)薬物の密輸を水際で阻止するため、関係機関等と連携した水際対策を推進
		iii ◎平成20年度において、薬物密輸を水際で阻止するなどのため、高解像度衛星画像解析システムの運用に係る経費(217百万円)を措置した。
		iv ◎プロファイリングデータのデータベースのデータを活用することによって、薬物犯罪捜査の現場における錠剤のスクリーニング法を開発した。
		v ◎(再掲:第4-2-②-警-ii)薬物取締り用車の増強整備等に係る経費を措置

施策名	省庁名	実施状況
	財務省	i ◎密輸情報提供リーフレットや、密輸ダイヤル周知CM等を活用して、密輸ダイヤル(0120-461-961)を積極的に広報し、薬物・銃器等の密輸入情報の提供を一般国民に対し広く要請している。また、平成19年11月に密輸防止を訴える新たなポスターを、平成20年3月に密輸情報提供リーフレットを制作し、各所等において貼り出し、配布を実施した。
		ii ◎インターネット上の「税関ホームページ( <a href="http://www.customs.go.jp">http://www.customs.go.jp</a> )」等により、広く一般国民に対し税関における水際取締対策等を広報している。また、平成19年9月には税関において摘発した事件の概略を税関ホームページに新たに掲載した。
		iii ◎(再掲:第3-1-②-財-i)MOU締結団体に対する不審情報の提供依頼。
		iv ◎(再掲:第4-1-①-財-i)会議等を通じての情報の共有。
		v ◎(再掲:第3-1-⑤-財-iv)平成20年度予算において、テロ対策・密輸取締機器整備経費(7,796百万円)を措置した。
		vi ◎(再掲:第3-1-⑤-財-v)平成20年度予算において、監視艇運航経費等その他監視取締関係経費(2,653百万円)を措置した。
		vii ◎(再掲:第3-1-⑤-財-vi)平成20年度予算において、密輸ダイヤル等PR経費(8百万円)を措置した。
	財務省 外務省	i ◎(再掲:第3-1-②-財-i)MOUを締結した国内の関連業界団体に対する不審情報の提供依頼。
	厚生労働省	i ◎関係機関との情報交換会を密にし、情報の共有及び連携の強化を推進している。
		ii ◎麻薬・覚せい剤原料物質の輸出入や国内における流通について法令に基づく審査を厳格に行う等横流しの防止に努めている。
	経済産業省	i ◎麻薬等原料物質の不正輸出入を防止するため、国内法(麻薬及び向精神薬取締法:厚生労働省所管)で麻薬向精神薬原料と指定されている物質を外為法に基づく輸出入の承認制等の対象とし、厳格な審査を実施。
	海上保安庁	i ◎(再掲:第3-1-⑤-海-i)情報収集・分析及び機動的な広域捜査を推進し、国内外関係機関との連携を強化している。
		ii ◎(再掲:第3-1-⑤-海-ii)平成20年度において、薬物銃器の密輸入対策の強化等のための経費(547百万)を措置した。



施策名	省庁名	実施状況	
⑥ 治療、社会復帰支援による薬物再乱用の防止等	警察庁	i ◎覚せい剤110番等を通じて、薬物乱用に関する相談を受理するなど、薬物の再乱用防止に向けた取組みを推進している。	
		ii ◎（再掲：第4-2-③-警-iii）薬物再乱用防止モデル事業を実施。	
	法務省	i ◎覚せい剤等薬物事犯者に対する保護観察処遇の充実強化の一環として、覚せい剤事犯仮釈放者に対して本人の自発的意思に基づく簡易薬物検出検査を平成16年度から実施している。	
		ii ◎平成20年度において、保護観察付執行猶予者を含む覚せい剤等薬物事犯者に対する保護観察の充実強化のため、61百万円（うち再掲2百万円）を措置した。	
	厚生労働省	i ◎保健所、精神保健福祉センターで実施されている薬物相談窓口事業に全国から多数の相談を受け付けるとともに、精神保健福祉センターでは、家族教室、個別相談、指導等を実施し、薬物依存・中毒者の社会復帰支援と再乱用防止を継続して推進した。	
		ii ○薬物再乱用防止を図るため、平成19年度に引き続き、全国6ヶ所において再乱用防止対策講習会を開催する予定である。	
		iii ◎薬物中毒者の社会復帰を支援するため、薬物中毒者の家族を対象とした家族読本を作成して配布した。	
		iv ◎薬物相談窓口業務を更に充実させるため、薬物問題相談員マニュアルを作成して配布した。	
	⑦ いわゆる脱法ドラッグ対策の推進	警察庁	i ◎広報啓発活動等を通じて、違法ドラッグ（いわゆる脱法ドラッグ）の有害性・危険性についての周知徹底を図るとともに、関係機関との情報交換等を行うなど、違法ドラッグ対策を推進している。
		厚生労働省	i ◎インターネット広告監視や製品の買上調査を通じて、違法ドラッグ（いわゆる脱法ドラッグ）の把握に努め、薬事法違反事例については、関係都道府県による指導取締りの強化を図った。
ii ◎平成19年度において、幻覚等の作用を有する5物質を指定薬物として新たに指定した。			
iii ◎指定薬物のうち3物質について、科学的根拠に基づく依存性、精神毒性等が確認されたため、麻薬に指定した。			

施策名	省庁名	実施状況
		iv ◎平成20年度において、引き続き違法ドラッグ(いわゆる脱法ドラッグ)とされている物質のうち、麻薬と同様の有害性を有する物質を速やかに麻薬に指定するための予算(26百万円)を措置した。
⑧ 水際対策を始めとする銃器事犯捜査等の徹底	内閣府	i ◎平成19年6月、「銃器対策の更なる施策検討のためのプロジェクトチーム」において、関係省庁が緊密に連携して、銃器対策を一層強化することを内容とする「銃器犯罪抑止のための更なる施策について」を取りまとめた。
	警察庁	i ◎平成16年10月、「組織犯罪対策要綱」を発出し、国内外の関係機関等との連携を強化し、水際における密輸事犯の摘発や密売・密造事犯の摘発を徹底し、国外からはもとより国内においても銃器の供給を遮断することを銃器対策の重点の一つとしている。
		ii ◎平成19年中において、暴力団構成員等から231丁のけん銃を押収するなど、犯罪組織等による銃器事犯の摘発を推進するとともに、国内外関係機関と情報交換等を行い、銃器密輸・密売組織及びルートの解明、摘発に努めている。
		iii ◎(再掲:第4-1-②-警-vii)平成19年4月、「銃器対策及び暴力団対策の徹底について」(通達)を発出し、暴力団等犯罪組織の幹部等に対する情報収集の強化、犯罪組織が組織的に管理・隠匿する銃器及び武器庫の摘発等を徹底している。
		iv ◎(再掲:第4-2-④-警-iii)水際対策等を始めとする銃器事犯捜査等の徹底を図るなどのため、高解像度衛星画像解析システムの運用に係る経費を措置した。
		v ◎(再掲:第4-1-③-警-iii)平成19年12月、組織的なけん銃等の発射及び所持の過重処罰等を内容とする「銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造等取締法の一部を改正する法律」が施行された。
		vi ◎平成20年度において、広く国民に銃器犯罪に関する情報提供を促し、有力な情報提供者に対し報奨金を支払うための「けん銃110番報奨制度」の導入に係る経費(2百万円)を措置した。
		vii ◎平成19年7月に設置された「銃器・暴力団犯罪取締り・対策チーム」に参加し、銃器・暴力団犯罪の取締り現場における連携強化等について検討している。
	法務省	i ◎検察当局において、関係諸機関と連携しつつ、銃器事犯について厳正に対処している。
		ii ◎(再掲:第3-3-①-法-ii)銃器犯罪対策の推進を図るため、630百万円を措置した。
		i ◎(再掲:第3-1-⑤-財-i)取締機器を活用した検査の実施

施策名	省庁名	実施状況
	財務省	ii ◎(再掲:第3-1-⑤-財-iv)平成20年度予算において、テロ対策・密輸取締機器整備経費(7,796百万円)を措置した。
		iii ◎(再掲:第3-1-⑤-財-v)平成20年度予算において、監視艇運航経費等その他監視取締関係経費(2,653百万円)を措置した。
	海上保安庁	i ◎(再掲:第3-1-⑤-海-i)情報収集・分析及び機動的な広域捜査を推進し、国内外関係機関との連携を強化している。
		ii ◎(再掲:第3-1-⑤-海-ii)平成20年度において、薬物銃器の密輸入対策の強化等(547百万円)のための経費を措置した。
		iii ◎(再掲:第3-1-⑤-海-iii)職員を周辺国等に派遣するなど、国外における情報収集活動を強化している。
		iv ◎(再掲:第4-1-③-海-ii)平成20年度において、国際組織犯罪取締強化のため、管区国際刑事課等に10名の定員を配置した。
⑨ 適正な銃砲・火薬行政の推進	警察庁	i ◎照会機能を充実させた新システムによる銃砲登録照会業務が平成17年1月4日から運用されたことに伴い、その機能を効果的に活用するため、各都道府県警察に対し、銃全長等の測定方法の統一を指示した。
		ii ◎猟銃等所持許可時の厳格な審査、的確な行政処分による不適格者の排除、火薬類取扱場所、武器又は猟銃等の保管場所への立入検査等を推進している(平成18年中の取消処分194丁)。
		iii ◎エアガン等のうち一定以上の威力を有する「準空気銃」の所持の禁止等を内容とする銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律が成立し、平成18年8月に施行されたことから、改正内容を記載したリーフレット50万枚を作成・配布する等して広報・啓発に努めた。
		iv ◎平成19年度において、「準空気銃」の取締りの強化のため、警察本部及び全警察署に弾速測定器等を配備するための補助金(28百万円)を措置した。
		v ◎平成19年12月に施行された「銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律」により、許可を受けた銃砲による発射制限違反の罰則も強化した。
		◎平成19年12月、組織的なけん銃等の発射及び所持の加重処罰等を内容とする「銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造等取締法の一部を改正する法律」が施行されたことから、改正内容を記載したポスター16万枚を作成・配布するなどして、改正内容の広報啓発に努めた。



施策名	省庁名	実施状況
		<p>◎平成19年12月に長崎県佐世保市で発生した散弾銃使用殺傷事件を受けて、許可を受けた猟銃及び空気銃並びにその所持者すべてを対象とした「17万人／30万丁・総点検」を実施するとともに、警察庁内にプロジェクトチームを立ち上げ、幅広い観点から銃砲行政全般について見直しを行う「銃砲行政の総点検」を実施した。</p>
	経済産業省	<p>i ◎平成19年11月、第168回国会において、銃砲又は銃砲弾の無許可製造に関する罰則の強化等を内容とする銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律が成立し、同年12月から施行されている。</p>
⑩ 銃器対策に関する国民の理解と協力の確保等	内閣府	<p>i ◎（再掲：第4-2-①-府-i）各種媒体を活用して重点的な広報を実施している。</p> <p>ii ◎（再掲：第4-2-⑧-府-i）「銃器対策の更なる施策検討のためのプロジェクトチーム」では、銃器対策について、学校教育の場において講じる教育施策を取りまとめた。</p>
	警察庁	<p>i ◎猟銃等講習会、一斉検査、関係団体への資料提供等により、猟銃の所持許可者等に対し、関係法令の遵守を徹底している。</p> <p>ii ◎銃器犯罪根絶意識の醸成を図るため、民間ボランティア団体等と連携し、市民参加型の「銃器犯罪根絶の集い」（平成19年10月）を開催し、また、銃器対策用パンフレットを作成、配布するなど、官民一体となった積極的かつ効果的な広報啓発活動の実施に努めている。</p> <p>iii ◎平成19年度において、銃器対策に関する国民の理解と協力の確保等を図るための銃器シンポジウムの開催等ための経費（6百万円）を措置した。</p> <p>iv ○（再掲：第4-2-①-警-x）インターネット上のポータルサイトを利用した薬物銃器関連の情報収集を実施。</p> <p>v ◎改造エアガンに係る犯罪を防止するため、関係団体等との連携を図るとともに、取締りを強化している。</p> <p>vi ◎「準空気銃」の所持を禁止する銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律が施行され、同法律に設けられていた所持禁止の一部を猶予する期間が終了したことから、その取締りを強化している。</p> <p>vii ◎（再掲：第4-2-⑧-警-vi）「けん銃110番報奨制度」の導入に係る経費を措置した。</p>
		<p>i ◎（再掲：第4-2-④-財-i）密輸情報の提供の要請。</p>

施策名	省庁名	実施状況
	財務省	ii ◎(再掲:第4-2-④-財-ii)税関ホームページ( <a href="http://www.customs.go.jp">http://www.customs.go.jp</a> )等による水際取締対策の広報。
		iii ◎(再掲:第3-1-⑤-財-vi)平成20年度予算において、密輸ダイヤル等PR経費(8百万円)を措置した。
	水産庁	i ◎都道府県に対し銃器犯罪に関する情報提供について、漁業者等への広報・啓発活動を積極的、計画的に行うよう関係会議を通じ要請した。
	経済産業省	i ◎モデルガン、エアソフトガンの製造、販売等の関連業界団体を通じて、製造・販売業者等に対し、モデルガン、エアソフトガンの生産・販売の慎重な対応、消費者に対する銃器対策の啓発等を推進するよう指導している。
		ii ◎猟銃等の製造・販売事業者を対象とした保安対策等に関する講習会を実施。
	海上保安庁	i ◎海の情報提供ボランティア組織「海守」等との連携協力等により、銃器対策に関する、広報・啓発活動を積極的に実施し、国民の理解と協力の確保に努めている。
		ii ◎密輸・密航防止に関するリーフレットを作成し、海守会員等に配布した。
	⑪ 銃器対策に関する国際協力の推進	警察庁 外務省 経済産業省
外務省		i ◎小型武器関連会合や国際会議に参加し、制度の確立、各国の取組支援を行った。国連総会に小型武器に関する決議を共同提案国の一つとして提出し、同決議は平成19年12月5日に総会で採択された。
3 組織的に敢行される各種事犯の対策の推進		
① 消費者保護対策の強化	内閣府	i ◎5月の消費者月間に啓発ポスターを作成し、都道府県・政令指定都市、全国の事業者団体、消費者団体に配布した。また、鉄道会社の主要駅へもポスター掲出を実施。
		ii ◎平成20年度において、消費者問題に対する啓発及び5月が消費者月間であることについての周知強化のため、消費者啓発用のポスター作成等に係る消費者月間関連事業費(12百万円)を措置。
		i ◎訪問販売によるリフォーム等の悪質商法に対する取締りを引き続き強化するとともに、平成19年5月に行われた政府の「消費者月間」に合わせて、消費者被害の未然防止・拡大防止のため、政府広報、ホームページ等を活用した広報啓発活動を推進し、消費者の防犯意識を高めるよう努めた。

施策名	省庁名	実施状況
	警察庁	ii ◎平成18年1月及び4月、高齢者を対象とした住宅リフォームなどの悪質商法被害防止に関して、関係省庁担当課長会議に参加した。
		iii ◎平成19年中、特定商取引等事犯として112事件、299人を検挙し、そのうち訪販リフォーム事犯については45事件、90人を検挙した(被害人員等は41万2,730人、被害額等は約38億円であった。)
		iv ◎平成19年中、資産形成事犯として12事件、86人を検挙した(被害人員等は3万230人、被害額等は約808億円)。
		◎平成20年3月、悪質商法による消費者被害防止に関して、悪徳商法関係省庁担当課長会議に参加した。
		◎平成19年12月及び20年4月、悪質ファンドによる消費者被害防止等に関して、集団投資スキーム(ファンド)連絡協議会に参加した。
	経済産業省	i ◎高齢者等における消費者トラブルの深刻化等に対処するため、特定商取引法の大幅な見直しを行うべく、産業構造審議会の関係小委員会で検討が進められ、「規制の後追い」からの脱却を目指した指定商品・指定役務制の廃止、次々販売などの訪問販売被害に対する救済策としての過量販売契約の解除権等の導入などについて提言をする報告書が平成19年12月にとりまとめられ、平成20年3月に改正法案が国会に提出された。
		ii ◎平成16年12月以降、訪問販売業者や電話勧誘販売業者に対し、指示処分を経ずに業務停止命令を行う等の抜本的な執行強化を図っている。また、都道府県との連携強化を行っており、平成19年6月の政令改正においては、通信販売及び電話勧誘販売に関して、立入検査や業務停止命令等の行政処分に係る主務大臣の権限が都道府県知事に移譲された。 以上のような取組の結果、行政処分件数は国と都道府県を併せて、平成17年度に80件、平成18年度では84件、平成19年度で180件と大幅に増加している。さらに、経済産業省本省・地方経済産業局等・都道府県等の執行情報の共有を図るためのネットワーク「特定商取引法NET」の構築により、さらなる連携強化を図っている。 なお、平成20年度においては、執行体制のさらなる強化のため、6名の増員が行われた。 また、「知的財産推進計画2005」(平成17年6月10日決定)を踏まえたインターネット・オークションにおける特定商取引法執行強化のため、特定商取引法の規制対象となる「販売業者」の判断基準を明確化するガイドラインに基づき、表示義務に違反する出品者についてIDの公表を行っている。 さらに、迷惑メールについては迷惑メール追放支援プロジェクトに基づき、モニタリング等の取組を行っている。

施策名	省庁名	実施状況
② 改正貸金業法の厳正・適正な運用	警察庁	i ◎都道府県警察において、15年改正法を踏まえた厳正な取締りに努めた結果、平成18年中は、無登録業者の広告禁止違反12事件、13人、高金利要求罪14事件、33人及び取立て行為規制違反9事件、20人をそれぞれ検挙した。さらに、平成18年12月に公布された改正貸金業法等に対応したマニュアルの改訂版を作成して、都道府県警察に配布するとともに、平成18年12月25日、「貸金業の規制等に関する法律等の一部改正に伴うヤミ金融事犯取締りの強化について」を発出し、改正内容の周知・徹底及び取締りの推進等について都道府県警察に指示した。
		ii ◎都道府県警察において、18年改正法を踏まえた厳正な取締りに努めた結果、平成19年中は、改正で罰則が引き上げられた無登録営業違反171事件、新設された超高金利違反事件233事件をそれぞれ検挙した。
	金融庁	i ◎登録要件の強化に伴う的確な登録審査の実施など改正貸金業規制法に基づく厳正かつ適切な監督に努めるとともに、ヤミ金融対策法パンフレットの作成・配布、貸金業者への説明会の実施など改正法の周知を行った。
	③ ヤミ金融事犯の徹底した取締り	警察庁
ii ◎平成19年中、知的財産権侵害事犯として441事件、756人を検挙した。		
④ ヤミ金融被害対策の推進	警察庁 金融庁	i ◎15年の貸金業法等の改正を受けて、「ヤミ金融等被害対策会議」を全国に設置し、情報の共有等、関係当局・団体間の連携強化を図るとともに、金融庁、警察庁連名で、広告掲載関係団体に対して無登録業者や携帯電話番号を記載した広告の掲載自粛に係る要請や、ヤミ金融被害の防止のための政府広報を行った。また、ヤミ金融等に関する預金口座不正利用に係る情報は金融機関へ速やかに提供しており、当該金融機関において口座凍結等の措置が講じられている。
		ii ◎ヤミ金融に対する罰則を強化するため、年109.5%を上回る超高金利の貸付けに対する罰則を新設するとともに、無登録営業に対する罰則を懲役5年以下から10年以下へ引き上げること等、所要の措置を講ずる「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案」を国会に提出し、平成18年12月20日に公布され、罰則の引き上げに係る部分は、平成19年1月20日に施行された。(金融庁)
		iii ◎平成18年12月28日に貸金業監督事務ガイドラインの改正を行い、無登録業者による貸付や取立の被害にかかる苦情を受け付けた場合に、当該無登録業者に警告等を行い、捜査当局への積極的な情報提供を行っている。



施策名	省庁名	実施状況
	財務省	v ◎平成18年4月より、法律的・技術的専門性を伴った侵害判断を行うため、税関が専門委員に意見を聴く制度を導入している。また、平成19年6月に専門委員の運用指針を策定し、7月1日より実施している。
vi ◎著作(隣接)権について、輸出に関する規定を整備するための著作権法改正を踏まえ、著作(隣接)権を侵害する物品の輸出取締り対象への追加した。(平成19年7月1日施行)		
vii ◎平成19年度関税改正により、輸入差止申立てが受理された商標権、著作権等を侵害するおそれのある貨物について認定手続を執る際に、輸入者及び権利者にその旨を通知し、10執務日以内に、輸入者から何ら意思が示されない場合に、権利者及び輸入者からの証拠・意見の提出を不要とする仕組みを導入し、平成19年6月1日から施行した。		
viii ◎平成20年1月、ASEAN諸国及び中国の税関職員を対象に、知的財産侵害物品の効果的な水際取締りに関する受入研修を実施した。		
ix ◎税関ホームページ( <a href="http://www.customs.go.jp">http://www.customs.go.jp</a> )に税関の知的財産侵害物品取締りに関するサイト(認定手続や申立手続等を案内)を作成し掲載している。		
x ◎海外旅行者に向けて、知的財産侵害物品を輸入しないよう注意を呼びかけるポスター及びリーフレットを作成し、空港等において掲示及び配布している。また、合わせて海外旅行者向けの啓発イベントを検討中。		
xi ◎財務省税関研修所において、専門事務研修「知的財産コース」を実施する等職員の能力向上を図っている。なお、平成20年より知的財産法の理解を目的とした新たな研修を実施予定。		
xii ◎平成20年度予算において、外部専門家を活用した侵害認定経費や税関職員の能力向上を図るための知的財産担当職員研修外部委託経費、知的財産侵害物品持込防止PRポスター作製経費など知的財産侵害物品取締対策経費(34百万円)を措置した。		
xiii ◎平成20年度予算において、途上国税関職員の能力構築のため、知的財産侵害物品取締等に関する経済協力費及びWCO(世界税関機構)への模倣品・海賊版拡散防止拠出金として(225百万円)を措置した。		
xiv ◎平成20年度関税改正において、我が国を経由して第3国に輸送される知的財産侵害物品を取締対象に追加した。(平成20年6月1日施行)		
xv 平成19年の税関における知的財産侵害物品の輸入差止件数は22,661件で、前年と比較して15.7%増加し、過去最高の件数となった。		

施策名	省庁名	実施状況
	外務省 財務省	◎(再掲:第3-4-②-財-iii)税関相互支援協定等の締結への取組みの推進。
	外務省	◎我が国が提唱した「模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA)」について、平成19年10月、米国やEU等とともにその実現に向けた報道発表を行い、本条約で実現すべき具体的内容について知的財産権保護に高い志を有する関係国との集中的な協議を開始した。その後、条約の早期実現に向け、本条約の提唱国として関係国との協議に参画し、議論を積極的にリードし、主導的な役割を果たしてきた。また、これまでの取組を通じて、我が国は、本条約参加国の拡大に向けて、関係国に対し種々の働きかけを積極的に実施した。
		◎海外における模倣品・海賊版対策の強化を図るため全在外公館に知的財産担当官を任命しているが、在外公館の機能向上のため、平成19年11月にタイにてASEANとインドの知的財産担当官を、平成20年3月に中国にて中国の知的財産担当官を対象に知的財産担当官会議を開催し、本省、在外公館、JETRO、民間企業との間で情報交換を行い連携を強化した。
		◎G8サミット、APEC、OECD等における多数国間での模倣品・海賊版対策へ向けた積極的働きかけを実施している。具体的には、G8については、平成20年は議長国として、G8知財専門家会合などを通じ、模倣品・海賊版対策を含む知的財産イシューの議論をリードし、模倣品・海賊版対策の取組みを強化した。APECについては、「模倣品・海賊版対策イニシアティブ」の各ガイドライン及び知的財産権サービスセンターの早期設置等の着実な実施に向け各エコノミーに働きかけを行った。OECDについては、模倣品被害の実情の把握・事例の収集等を内容とする「OECD模倣品対策プロジェクト」に積極的に参加した。
		◎日米、日EU、日中、日韓間等で知財をイシューとして取上げ、二国間対話を行っている。日米間では、平成19年4月の日米首脳会談において、知的財産権の保護について協力を強化していくことを確認した。日EU間では、平成20年4月の日・EU定期首脳協議において、前年6月に合意した「知的財産権の保護及び執行に関する日・EU行動計画」のイニシアティブの実施によって、知的財産権に関する協力を引き続き強化していくことを確認した。日中間では、平成19年12月の日中ハイレベル経済対話において、知的財産権執行強化の方策について協議した。日韓間では、平成19年7月の日韓ハイレベル経済協議において、知的財産権の保護について協力を要請した。
	文部科学省	◎平成20年度において、二国間協議による侵害発生国への取締強化の要請、途上国対象の研修事業等の実施、我が国権利者の侵害発生国での権利執行の支援、官民の連携の強化等を実施するため、「海賊版対策事業費」(46百万円)を措置した。
		◎平成20年度において、世界知的所有権機関(WIPO)の要請により、主としてアジア地域諸国を対象とした著作権法制度の整備、集中管理団体の育成、著作権のエンフォースメントの充実を目的として、国際シンポジウム、研修等の開催等を実施するため、「アジア地域著作権制度普及促進事業費」(585,807スイスフラン、58百万円相当)を措置した。

施策名	省庁名	実施状況
	経済産業省	<p>i ◎中国商務部等との政府間定期協議や官民合同での訪中ミッションの派遣などを通じて、中国政府に対し模倣品・海賊版対策の強化を要請。また、JETRO等を活用し、現地取締機関職員を対象とするセミナーの開催等の人材育成支援事業を行うとともに、日本国内の消費者を対象とした啓発活動を実施。</p> <p>ii ◎平成16年8月末、知的財産推進計画2004に基づき、経済産業省内に政府模倣品・海賊版対策総合窓口を設置し、平成20年3月末までに857件の相談を受理した。国内においては警察と連携して対応しているものもある。</p> <p>iii ◎平成20年度において、模倣品・海賊版対策として、アジアを中心とした各国における知的財産関連行政庁等関係者の人材育成支援、海外におけるわが国企業の模倣品被害実態調査・分析の実施等に必要となる予算1,708百万円を措置。</p>
⑥ 不法投棄の撲滅と環境犯罪の取締りの強化	警察庁	<p>i ◎改正廃棄物処理法・地方税法を適用した強力な取締りを推進している。</p> <p>ii ◎平成19年中、廃棄物事犯として6,107事件、7,797人を検挙した。検挙事件数、検挙人員とも統計開始(平成2年)以降最多であった。</p>
	海上保安庁	<p>i ◎関係機関等と連携しつつ、一斉取締りの実施等により、廃棄物不法投棄事犯等の海上環境事犯の取締りを強化。併せて情報収集・分析能力の強化、監視体制の検討を行うとともに、より効果的な証拠保全のための現場鑑識の実施方法について検討を実施している。</p> <p>ii ◎平成20年度予算において、環境犯罪取締り強化等のための経費(185百万円)を措置した。</p>
	環境省	<p>i ◎廃棄物の無確認輸出や無許可営業、マニフェスト制度違反に対する罰則強化等を盛り込んだ「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律」を第162回通常国会に提出し、平成17年5月11日に成立した。</p> <p>ii ◎産業廃棄物の不適正処理事案への迅速な対応を図るとともに、廃棄物処理システムの透明性を向上させるため、電子マニフェスト普及促進事業を実施している。平成20年度において、ITを活用した循環型地域づくり基盤整備事業として、154,647千円を措置。</p> <p>iii ◎産業廃棄物処理業の優良化を推進し、さらには資源循環ビジネスの育成と活性化を図るため、産業廃棄物処理業優良化推進事業を実施している。平成20年度において、産業廃棄物処理業優良化推進事業費として、49,711千円を措置。</p> <p>iv ◎不法投棄現場等への緊急時の立入検査など法令上の権限を機動的に行使するため、平成17年10月に現行の地方環境対策調査官事務所と自然保護事務所を統合整理した地方環境事務所が発足した。</p>



施策名	省庁名	実施状況
		v ◎全国7カ所の地方環境事務所を中心にブロック内関係機関とのネットワークを構築し、不法投棄の撲滅と環境犯罪の取締り強化を図るため、産業廃棄物不法投棄防止ネットワーク強化事業を実施している。
		iv ◎不法投棄を発生させない環境づくりを強化するため、本年の5月30日から6月5日を「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」として設定し、国、自治体、市民等が連携して監視活動や啓発活動を一斉に実施した。
	警察庁 環境省	i ◎産業廃棄物処理業からの暴力団排除を徹底するため、産業廃棄物処理業暴力団対策連絡協議会を開き、暴力団対策の強化を図っている。
	警察庁 環境省 海上保安庁	i ◎環境犯罪の取締りを強化するため、環境犯罪対策連絡会議等を開催する等、関係省庁間の連携を図っている。
	環境省 総務省 警察庁 経済産業省	i ◎硫酸ピッチの不法投棄を撲滅するため、硫酸ピッチ不適正処理事案関係省庁連絡会議を開催する等、関係省庁間の連携を図っている。
⑦ 不正軽油の撲滅	警察庁	i ◎(再掲:第4-3-⑥-警-i)改正廃棄物処理法・地方税法を適用した強力な取締りの推進
		ii ◎平成19年中、硫酸ピッチやスラッジの不適正処理事犯として6事件、1法人、44人を検挙した。
	総務省	i ◎軽油引取税の脱税防止対策の強化(不正軽油の撲滅に向けた取組) 平成16年度以降累次の税制改正において、脱税防止対策の強化の観点から、罰則の引上げ・創設、夜間の強制調査権限の付与、質問検査権の強化等所要の制度改正を行った。
		ii ◎不正軽油対策協議会等については、全47都道府県において設置済である。
	環境省	i ◎不法投棄又は不法焼却を目的とする廃棄物の収集運搬を行った者に対する罰則の創設等を盛り込んだ「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」を第159回通常国会に提出し、平成16年4月21日に成立した。

施策名	省庁名	実施状況
	環境省 総務省 警察庁 経済産業省	i ◎(再掲:第4-3-⑥-環、総、警、経-i)硫酸ピッチ不適正処分事案関係省庁連絡会議を開催等、関係省庁間の連携
⑧ 密漁事犯の根絶	内閣府	i ◎平成20年度に、沖縄総合事務局所管の排他的水域内の漁業の指導・取締体制の強化のため、漁業監督指導官2人の増員を措置した。
	警察庁	i ◎平成20年3月、平成19年度第2回密漁防止等推進委員会に参加し、密漁事犯の実態、防止対策等について情報交換を行い、関係団体との連携強化を図った。 ii ◎平成19年中、密漁事犯として712事件、849人を検挙した。
	水産庁	i ◎関係機関等と連携を図りつつ、悪質・巧妙化、かつ広域化する違反操業に対する取締りを強化した。 ii ◎平成20年度において、我が国200海里水域内等における漁業の指導・取締強化のため、指導監督及び取締費10,907百万円、漁業監督指導官2人の増員等を措置した。 iii ◎密漁に対する罰則を強化するため、農林水産省令又は都道府県漁業調整規則に違反した無許可操業等に対する罰則の上限を、懲役3年、罰金200万円に大幅に引き上げること等所要の措置を講ずる「漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律案」を第166回国会に提出し、平成19年6月に公布された。
	海上保安庁	i ◎関係機関等と連携しつつ、悪質な密漁事犯の取締りを強化している。併せて情報収集・分析能力の強化監視体制の検討、捕捉能力の向上等に向けた検討を行うとともに、より効果的な証拠保全のための現場鑑識の実施方法について検討を実施している。 ii ◎平成20年度予算において、密漁事犯取締りの強化等のための経費(141百万円)を措置した。
4 サイバー犯罪対策の推進		
① 情報セキュリティに関する知識及び対策の普及啓発		i ◎「第1次情報セキュリティ基本計画」(平成18年2月情報セキュリティ政策会議決定)及び「セキア・ジャパン2007」(平成19年6月情報セキュリティ政策会議決定)に基づき、情報セキュリティに関する知識及び対策の普及促進のため、情報セキュリティ政策会議及び内閣官房情報セキュリティセンターの活動のWWW( <a href="http://www.nisc.go.jp/">http://www.nisc.go.jp/</a> )における公開やメールマガジンの発行を行っている。

施策名	省庁名	実施状況
	内閣官房	ii ◎「情報セキュリティの日」(2月2日)に際し、情報セキュリティへの取り組みに関して特に顕著な功績又は功労のあった個人及び団体について、情報セキュリティ政策会議議長(内閣官房長官)による表彰を実施、また、その前後に当たる1月26日から3月2日までの間、全国47の全ての都道府県において593件の関連行事を開催。
		iii ◎ 我が国の情報セキュリティ政策の平成20年度における実施計画等を定めた「セキュア・ジャパン2008」(案)においても、「情報セキュリティに関する周知・啓発活動の推進」等の施策が盛り込まれた。
	警察庁	i ◎警察庁セキュリティポータルサイトを通じて、コンピュータ・ウイルス等に関する情報を迅速に提供するとともに、国民個々のレベルに合わせたセキュリティ講座等のコンテンツの充実を図った。
		ii ◎国民の情報セキュリティに対する知識の向上及び対策の普及啓発のため、サイバー犯罪の現状、対策等について周知を図るサイバーセキュリティ・カレッジ及びアクセス制御機能に関する技術の研究開発の状況等に関する調査を実施しているほか、ホームページを随時更新し、情報セキュリティに関する情報提供を行っている。
		iii ◎フィッシングの早期把握と被害防止の徹底を図るため、全都道府県警察に「フィッシング110番」を設置している。
		iv ◎IT社会における相談需要に的確に対応し、効果的な防犯対策を推進するため「インターネット安全・安心相談システム」を運用している。
		v ◎平成20年度において、情報セキュリティに関する広報啓発等を実施するため、総合セキュリティ対策会議等に係る経費(237百万円)を措置した。
		vi ◎平成17年7月、「警察庁情報セキュリティ重点施策プログラムー2005」を策定し、警察庁として当面、具体的に取り組むべき重点施策及びその内容を取りまとめた。
	経済産業省	i ◎警察庁及び都道府県警察の協力の下、経済産業省がNPO日本ネットワークセキュリティ協会や各地のNPO等と連携して実施している「インターネット安全教室」を本年度も引き続き全国各地で開催。また、一般競争入札により募集した事業者により、メディア等を活用した情報セキュリティ対策に係る広報活動等を実施するとともに、「フィッシング対策協議会」を運営し、フィッシングに対する情報収集・提供、注意喚起等の活動を行っている。
② インターネット上の防犯技術の開発・普及		i ◎インターネット上の防犯技術の開発・普及のため、フィッシング対策協議会への参加等を通じ、防犯設備に係る民間事業者等と情報セキュリティに関する情報交換等を推進している。

施策名	省庁名	実施状況
	警察庁	ii ◎インターネット・オークションを利用した詐欺事件が多発している現状を踏まえ、インターネット・オークション事業者に対し、エスクローサービスを始めとした取引の安全確保のための手段等について普及を促している。
	総務省	i ◎平成20年度において、サイバー攻撃の予防や不正アクセスやなりすまし等を防ぎ、利用者が安心して安全にネットワークを利用することのできる環境を実現する技術の研究開発を実施するため、次の施策につき、予算措置した。 ・情報セキュリティ基盤技術に関する研究開発(独立行政法人情報通信研究機構運営費交付金35,330百万円の内数)
	経済産業省	i ◎ネットワーク上の異常発生を早期に検知するため、民間事業者等の協力のもと、定点観測システムを用いてネットワーク・トラフィック状況をリアルタイムで観測・監視している。
③ 情報通信ネットワーク等の安全性及び信頼性の確保	内閣官房	i ◎「第1次情報セキュリティ基本計画」及び「セキュア・ジャパン2007」に基づき、現在のOSやアプリケーション等の利用環境を維持しつつ、これに依存しない形で情報セキュリティ機能を集約用に提供することのできる仮想機械(VM: Virtual Machine)機能及びこれを稼働させるための最小限のOS機能(これらの機能を併せて「セキュアVM」と呼ぶ。)の開発に、産官学の連携の下、平成18年7月から着手、平成19年3月には機能検証用のα版を開発完了、β版は、計画通り平成20年3月に完成。
		ii ◎ 我が国の情報セキュリティ政策の平成20年度における実施計画等を定めた「セキュア・ジャパン2008」(案)においても、情報セキュリティ技術戦略に関連する研究開発・技術開発の施策を推進することとされた。
	総務省	i ◎(再掲: 第4-4-②-総-i)次の施策につき、予算措置した。 ・情報セキュリティ基盤技術に関する研究開発(独立行政法人情報通信研究機構運営費交付金35,330百万円の内数)
	経済産業省	i ◎コンピュータウイルス、不正アクセス、脆弱性等日々進化する情報セキュリティ問題に関して、関係者間における迅速な情報共有、円滑な対応を確保するため、関係団体と協力し、「コンピュータセキュリティ早期警戒体制」を運用している。
④ 重要インフラを標的としたサイバー攻撃への的確な対応		i ◎平成17年12月、情報セキュリティ政策会議において、重要インフラの各事業において発生するIT障害から国民生活や社会経済活動に重大な影響を及ぼさないよう重要インフラを防護し、重要インフラ事業者等のサービスの維持及びIT障害発生時の迅速な復旧等の確保を図るため、内閣官房を中心とした政府及び各重要インフラ分野において実施することが望ましい施策を具体化した「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る行動計画」を決定した。

施策名	省庁名	実施状況
	内閣官房	ii ◎平成18年2月、情報セキュリティ政策会議において、重要インフラ分野ごとの規範となる「安全基準等」を策定するに当たり、規定が望まれる事項(対策を行うべき事項)について横断的に示した「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る『安全基準等』策定にあたっての指針」を決定、平成19年6月には平成18年度の取組みを踏まえ、情報セキュリティ政策会議において、これを改定した。
		iii ◎平成17年12月、情報セキュリティ政策会議において、各府省庁の情報セキュリティ対策の整合化・共通化を促進し、政府機関全体としての情報セキュリティ水準の向上を図るため、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準(2005年12月版(全体版初版))」を決定。平成19年6月及び平成20年2月には、これまでの取組みを踏まえ、情報セキュリティ政策会議において、これを改定した。
	警察庁	i ◎サイバーテロ対策に従事する警察職員に対する技能向上のための教育等を実施している。
		ii ◎都道府県警察及びサイバーフォース(機動的技術部隊)が各重要インフラ事業者等を訪問し、システム管理者に対する指導・助言、ペネトレーションテスト及び技術情報の提供等を実施した。また、重要インフラ事業者等との連携の深化を図るため、サイバーテロ対策セミナー、共同訓練等を実施している。
		iii ◎FIRSTの全体会議等に参加し、参加機関との情報共有等を実施した。
		iv ◎平成20年度において、サイバー攻撃に関する情報交換のため、FIRST参加等に係る経費(200万円)を措置した。
		v ◎平成20年度において、サイバーフォース活動及びサイバーテロの情報収集・分析に係る資機材等体制の強化のため、サイバーフォースの設置等に係る経費(5200万円)を措置した。
		vi ◎平成20年度において、サイバーテロ・サイバー犯罪対策に係る総合的な情報収集ネットワークシステムを構築するため、リアルタイム検知ネットワークシステムの更新・高度化に係る経費(3280万円)を措置した。
	総務省	i ◎通信業界における情報セキュリティ侵害事案の情報の収集、分析及び共有を目的として、平成14年7月に電気通信事業者が中心となって設立されたTelecom-ISAC Japanを中核とした連携・協力体制の確立を支援中。
	経済産業省	i ◎我が国の電力業界において、制御システムへの汎用技術の適用が進んだ際にも現在と同等以上の信頼性を確保するため、汎用技術を用いた制御システムのセキュリティ評価等を実施している。
⑤ サイバー犯罪の徹底検挙と捜査の高度化		i ◎平成16年度より、生活安全局に情報技術犯罪対策課を設置し、サイバー犯罪に関する情報の収集、分析や都道府県警察における捜査の指導体制の充実強化を図った。

施策名	省庁名	実施状況
	警察庁	ii ◎平成18年度において、生活安全局情報技術犯罪対策課に情報技術犯罪捜査指導官を設置した。
iii ◎サイバー犯罪捜査に係る各種資機材及び体制の整備、技能向上のための警察職員に対する教育及び海外法執行機関との連携を通じたサイバー犯罪に係る技術対策の強化を実施した。		
iv ◎犯罪の立証のための情報技術の解析に係る知見の集約・体系化を推進するとともに、デジタルフォレンジック連絡会の開催等を通じた国内関係機関との連携を強化するなど、デジタルフォレンジック(犯罪の立証のための電磁的記録の解析技術及びその手続)の確立に向けた取組みを推進した。		
v ◎(再掲:第4-4-④-警-iii)FIRSTの全体会議等に参加し、参加機関との情報共有等を実施した。		
vi ◎平成20年度において、高度化、複雑化する犯罪に適切に対処するため、デジタルフォレンジック用資機材(情報技術解析用資機材)の増強に係る経費(46百万円)を措置した。		
vii ◎(再掲:第4-4-④-警-iv)サイバー攻撃に関する情報交換のため、FIRST参加等に係る経費を措置した。		
viii ◎平成20年度において、ハイテク犯罪に関する技術対策要員の能力向上を図るため、ハイテク犯罪対策技術要員外部教養に係る経費(4百万円)を措置した。		
ix ◎平成20年度において、サイバー犯罪捜査に係る国際的な連携を強化するため、アジア大洋州地域サイバー犯罪捜査技術会議に係る経費(8百万円)を措置した。		
x ◎(再掲:第4-4-④-警-vi)リアルタイム検知ネットワークシステムの更新・高度化に係る経費を措置した。		
xi ◎平成20年度において、サイバー犯罪に係る資機材整備等のため、ファイル共有ソフト「ウィニー」監視端末等に係る経費(241百万円)を措置した。		
xii ◎(再掲:第4-4-①-警-vi)「警察庁情報セキュリティ重点施策プログラム-2005」の策定		
xiii ◎平成18年10月、サイバー犯罪に対する警察官の買受け捜査による積極的な取締りを推進するとともに、サイバー犯罪の抑止効果をねらい、警察の取組み強化について効果的な広報を実施するよう、都道府県警察に指示した。		
xiv ◎平成19年6月から、違法情報を掲載するインターネット上のサイトの利用の抑止を図るものとして、摘発したサイトに警告を発信するサイトの構築を開始し、サイバー空間の浄化を推進している。		

施策名	省庁名		実施状況
	法務省	i	◎検察当局において、この種犯罪への検察官等の知識教養の習得向上に努め、不正アクセス行為の禁止等に関する法律等関係罰則の厳正な運用に努めている。
⑥ サイバー犯罪条約の早期締結及び関連刑事法の整備	総務省	i	◎サイバー犯罪に関する条約を担保するため、第159回国会に違法な傍受に関する罰則の制定等を内容とする「電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案」を平成16年5月に提出した。(平成16年5月12日成立、同年5月19日公布、同年6月7日一部施行)
	外務省	i	◎平成16年4月、サイバー犯罪条約の締結につき国会の承認を得た。
	警察庁 総務省 法務省 外務省 経済産業省	i	◎第163回国会において、「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」を国会に提出し、第169回国会において継続審議中。
	警察庁		◎平成19年度総合セキュリティ対策会議において、Winny等ファイル共有ソフトを用いた著作権侵害問題とその対応策について検討を行い、著作権侵害者に対する対処方法等について報告書を取りまとめた。
第5 治安回復のための基盤整備			
① 地方警察官等の増員	警察庁	i	◎深刻化する治安情勢に的確に対応するため、平成17年度から平成19年度までの間に地方警察官1万人を増員した。また、平成20年度において、警察庁職員等の増員(170人)を措置した。
		ii	◎平成20年度において、警察庁職員等の増員に係る経費を措置した。
② 検察官等、税関職員、海上保安官等、麻薬取締官の増員	法務省	i	◎平成20年度において、検察庁職員の増員(269人)を措置した。
		ii	◎平成20年度において、検察庁職員の増員に係る予算(564百万円)を措置した。
	財務省	i	◎平成20年度予算概算要求において、水際における治安対策の強化を図るため(200人)の新規増員を措置した。
	厚生労働省	i	◎(再掲:第3-1-⑤-厚-ii)平成20年度において、薬物密輸・密売組織等による薬物事犯に対処すべく、組織犯罪対策の強化のため麻薬取締官の増員(16人)を措置した。

施策名	省庁名	実施状況
	国土交通省	◎(再掲:第3-1-③-国-iv)平成20年度において、港湾保安体制の整備・強化のため港湾保安調査官等の増員(9人)を措置。
	海上保安庁	◎平成20年度予算において、巡視艇の複数クルー制拡充による海上保安体制の強化、銃器・海上テロの水際対策の強化等を図るため現場要員を中心に295名の増員を措置した。
③ 出入国管理に係る体制・施設・装備等の充実強化(再掲)	法務省	<p>i ◎(再掲:第3-2-①-法-i)平成20年度において、出入国審査の一層の厳格化、不法入国者・不法滞在者の大幅な縮減等を図るため、入国管理官署職員の増員(193人)及び44,505百万円を措置した。</p> <p>ii ◎(再掲:第3-2-①-法-ii)名古屋入国管理局中部空港支局に偽変造文書対策室を設置。</p> <p>iii ◎(再掲:第3-2-①-法-iii)平成18年5月、東京入国管理局成田空港支局の収容場を拡充し、収容定員を48人から350人とした。</p> <p>iv ◎(再掲:第3-2-①-法-iv)平成19年4月1日、東京入国管理局に新宿出張所に続く摘発専従型の出張所として東部出張所(江戸川区)を新設した。</p> <p>v ◎(再掲:第3-2-①-法-v)平成19年4月1日、東京入国管理局に東京都の西部等を所管する摘発方面隊を設置した。</p> <p>vi ◎(再掲:第3-2-①-法-vi)平成19年11月、大阪入国管理局の収容場を拡充し、収容定員を42人から200人とした。</p> <p>vii ◎(再掲:第3-2-①-法-vii)テロリスト、犯罪者あるいは不法滞在を目的とする外国人の流入を水際で確実に阻止するため、「出入国管理及び難民認定法」の一部改正を受け、平成19年11月20日から、上陸申請時に外国人(特別永住者等を除く。)に対する指紋及び顔写真の提供の義務付けを開始した。</p> <p>viii ◎(再掲:第3-2-①-法-viii)平成20年4月28日、名古屋入国管理局は、名古屋市港区所在の新庁舎に移転し、収容定員を120人から400人とした。</p>
	外務省	◎(再掲:第3-2-①-外-i)査証審査の強化のため、査証官の増員(5人)を措置。
④ 迅速・的確な犯罪捜査への協力の確保		◎ 携帯電話、IP電話やATMが犯罪に使用されたときに、捜査への的確な協力を得られるよう、関係事業者に対し必要な働きかけを継続的に行っている。



施策名	省庁名	実施状況
	警察庁	ii ◎犯罪捜査への国民の協力を確保するため、各種広報媒体を通じ、事件発生時の速やかな通報、聞き込み捜査に対する協力、事件に関する情報提供等を広く国民に呼び掛けているほか、犯罪捜査への国民の協力を確保するため、必要に応じ、指名手配被疑者の写真を掲載したポスターを掲示している。
		iii ◎平成20年度において、広く国民から重要凶悪犯罪の被疑者検挙に資する情報の提供を受けるため、捜査特別報奨金制度(公的懸賞金制度)に係る経費(12百万円)を措置した。
	総務省	i ◎(再掲:第1-2-⑬-総-i)総務省では、プリペイド式携帯電話の販売時における本人確認の徹底について携帯電話事業者各社に対し要請を行った。
		ii ◎(再掲:第1-2-⑬-総-iii) 携帯電話不正利用防止法の周知及び適切な運用に努める。
	法務省	i ◎検察官等において、捜査や刑事裁判について国民に対する啓発に努めており、犯罪捜査への協力を求めている。
	海上保安庁	i ◎捜査に必要不可欠な情報をより迅速・的確に収集するために関係機関・事業者に対し、捜査関係事項照会への迅速・的確な対応を促し、携帯電話やIP電話が犯罪に使用されたときに捜査への的確な協力が得られるよう、関係事業者に対し必要な働きかけを行うなど関係機関との連携を強化している。
	警察庁 法務省 総務省 厚生労働省 経済産業省	i ◎警察庁及び法務省において、刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項照会には回答義務があることを前提にして、以下の各省庁と協議し、必要な措置をとった。 ①社会保険庁:個人情報観点からも提供が可能であることを確認し、平成17年1月、全国の社会保険事務局長あてに所要の通知。 ②総務省:回答しても地方税法上の守秘義務違反には当たらないことを確認し、平成17年3月、地方公共団体あてに所要の通知。 ③厚生労働省:医療機関では個人情報保護法施行後も従来どおりの対応が可能であることを確認し、平成18年4月、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」について所要の改正を実施。 ④経済産業省:本人の同意なく提供が可能であることを確認し、平成19年3月、「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」について所要の改正を実施した。
		ii ○警察庁、法務省が協力・連携し、捜査関係事項照会の実情について実態把握を進め、その結果を踏まえ、関係省庁とともに具体的な対応を検討している。
⑤ 組織犯罪等の取締りのための関係機関の連携強化	法務省	i ◎検察当局において、検察・警察間で派遣研修を行ったり、関係諸機関と情報・意見交換を密に行うなどして、関係諸機関との連携の強化を図っている。
	財務省	i ◎(再掲:第4-1-①-財-i)会議等を通じての情報の共有。

施策名	省庁名	実施状況
	海上保安庁	i ◎国内関係機関と相互に国際犯罪組織等に関する情報を交換する等、一層の連携の強化を図っている。
	警察庁 法務省 財務省	i ◎(再掲:第3-2-⑥-警法財-i)事前旅客情報システムの運用開始
		ii ◎(再掲)平成18年、指名手配被疑者を始めとして合計23人を検挙
		iii ◎(再掲:第3-2-⑥-警法財-iii)平成19年(1年間)にAPIS情報を基に上陸拒否事由に該当する等として退去命令を発出した事案は1,292件(人)である。
		iv ◎(再掲:第3-2-⑥-警法財-iv)平成20年度において、事前旅客情報システムの更新等に係る経費を措置した。(警察庁)
		v ◎(再掲:第3-2-⑥-警法財-v)平成20年度において、事前旅客情報システム運用のため、112百万円(法務省)を措置した。
		vi ◎平成19年度において、外国人個人識別情報認証システム(BICS)の整備に係る経費(264百万円)を措置した。(警察庁)
		vii ◎(再掲:第3-2-⑥-警法財-vi)平成20年度予算において、事前旅客情報システム等整備運営経費(236百万円)を措置した。(財務省)
		viii ◎(再掲:第3-2-⑥-警法財-viii)外国貿易船等の旅客及び乗組員に関する事項の事前報告制度の開始。(財務省)
⑥ 先進的な捜査技術の確立	警察庁	i ◎防犯ビデオ等に撮影された犯人の二次元顔画像と、被疑者から取得した三次元画像をスーパーインポーズにより異同識別する三次元顔画像識別システムを、平成18年度までに6道府県に拠点整備した。
		ii ◎犯罪現場等に残された資料に係るDNA型データベースを構築し、平成16年12月から運用を開始した。また、DNA型鑑定の結果から得られた被疑者に係るDNA型情報についてもデータベース化すべく、17年9月に「DNA型記録取扱規則」を施行し、同規則に基づいて「DNA型記録検索システム」の運用を開始した。さらに18年11月からは、従来の検査部位に6座位を加えた16座位を同時に検査する新たな検査試薬を順次導入するとともに、DNA型記録取扱規則を改正し、新たに判明するこれら6座位についてもDNA型記録検索システムに登録することとした。
		iii ◎平成20年度において、一度に16資料の分析を行うことができる自動分析装置(新型フラグメントアナライザー)等、DNA型鑑定の効率化を図り、増加する鑑定依頼に対応するため、各種鑑定機材の増強に係る経費(1,500百万円)を措置した。

施策名	省庁名	実施状況
		<p>iv ◎DNA型情報の犯罪捜査への積極的活用を図るための調査・研究を行っている。</p> <p>v ◎平成20年度において、科学捜査に関する研究・実験及びこれらを活用する鑑定・検査により、先進的な捜査技術、犯罪及び少年の非行防止手法を確立するための経費(1,150百万円)を措置した。</p> <p>海上保安庁</p> <p>i ◎過去の犯罪捜査関連情報を整理・分析し、事件捜査等への効果的な活用を推進するとともに、犯罪捜査をより効率的に遂行するための先進的な情報技術の活用方策について検討を実施している。</p> <p>ii ◎平成20年度予算において、犯罪者に関する情報分析の推進のための経費等(15百万円)を措置した。</p> <p>警察庁 法務省</p> <p>i ○DNA型鑑定結果の捜査への活用に向け、現状を踏まえ、意見交換を実施している。</p>
⑦ 産学官の技術力を結集した競争的資金等による研究開発の推進	<p>文部科学省</p> <p>警察庁 文部科学省</p>	<p>i ◎平成16年度より、科学技術振興調整費「重要課題解決型研究等の推進」プログラムの対象課題の一つとして犯罪やテロ対策に資する研究開発を実施。また、平成19年度より、「科学技術連携施策群の効果的・効率的な推進プログラム」において、「テロ対策のための研究開発－現場探知システムの実現－」を実施。</p> <p>ii ◎平成17年度より、(独)科学技術振興機構の戦略的創造研究推進事業において、戦略目標「安全・安心な社会を実現するための先進的統合センシング技術の創出」を定め、研究開発を実施。</p> <p>iii ◎平成19年度より、テロ対策等の重要研究開発課題の研究開発を行う「安全・安心科学技術プロジェクト」(20年度予算額625百万円)を実施。</p> <p>i ◎テロ・犯罪対策のための研究開発をより効果的に推進するとともに、幅広い研究開発の成果の積極的な活用を促進するため、文部科学省及び警察庁は、「テロ・犯罪対策のための研究開発推進会議」を平成19年4月に設置。</p>
⑧ 留置施設の過剰収容の解消と留置管理業務の効率化	警察庁	<p>i ◎留置施設の整備に関しては、警察署の新築等に伴う留置施設の整備、単独留置施設の建設等を推進しており、平成20年度において、新たに9施設約290人分の収容力の増強に要する経費を措置した。</p> <p>ii ◎集中護送制度に関しては、平成15年4月においては21都道府県が実施していたところ、平成20年4月現在、36都道府県で導入されている。</p>

施策名	省庁名	実施状況
		iii ◎集中護送制度に関しては、平成15年4月においては21都道府県が実施していたところ、平成19年4月現在、36都道府県で導入されている。
	法務省	i ◎平成20年度において、都道府県警察から拡充要請のあった地方検察庁の同行室整備のため、37百万円を措置した。
⑨ 刑務所等矯正施設の過剰収容の解消と矯正処遇の強化	法務省	i ◎平成20年度において、刑務所(1庁)の増設等、少年院の教育処遇体制及び少年鑑別所の観護処遇体制の充実強化のため、刑事施設609人、少年院33人、少年鑑別所21人の増員及び245,419百万円を措置。
⑩ 更生保護制度の充実強化	警察庁	i ◎(再掲:第4-2-③-警察-iv)薬物再乱用防止モデル事業を実施。
		i ◎平成20年度において、再犯防止のための特別処遇体制の充実強化のため、更生保護官署職員の増員(保護観察所72人)及び21,923百万円(うち再掲297百万円)を措置した。
		ii ◎平成18年度から再犯防止対策の一環として、保護観察中に所在不明となった者に対する所在調査の体制を強化したほか、性犯罪者処遇プログラムを実施している。
		iii ◎平成19年6月、第166回国会において、更生保護の機能を充実強化するため、更生保護の目的を明確化し、保護観察における遵守事項を整理・充実させること等を内容とする「更生保護法」が成立し、公布された(平成20年6月1日施行)。
		iv ◎保護観察官による直接、濃密かつ専門的な指導監督と充実した就労支援を行う施設と体制(自立更生促進センター構想)のうち、平成19年10月に1施設が運営を開始し、平成20年8月には、1施設が運営を開始する予定である。
	法務省	v ◎就労による改善更生と再犯防止を図るため、厚生労働省と連携して刑務所出所者等の就労を一層促進するための具体的な就労支援策を実施したほか、幅広い産業における就労の確保を図るための関係省庁との連携協力を開始した。
		vi ◎平成20年度から、地域の関係機関・団体と連携し、保護司と保護観察対象者の面接場所の確保、保護司等の更生保護ボランティアによる犯罪・非行予防活動の推進など、更生保護活動の充実強化を図るため、更生保護活動サポートセンターをパイロット的に全国6か所に設置した。
		vii ◎平成20年度から、保護司活動に対する地域の理解を深め、幅広い層から保護司の適任者を確保するため、地域の関係機関及び団体の関係者で構成する保護司候補者検討協議会を設置した。

施策名	省庁名	実施状況
		viii ○頼るべき親族がない高齢又は障害のある刑務所出所者等の社会復帰支援を促進するため、厚生労働省との協議を実施している。
⑪ 治安関係施設等の整備	警察庁	i ◎平成20年度において、第一線警察における科学捜査力の強化等のため、鑑識資機材の整備等に係る経費(299百万円)を措置した。 ii ◎平成20年度において、光学的に指掌紋を採取し、記録及び伝送するため、ライブスキャナの減耗更新に係る経費(327百万円)を措置した。 iii ◎平成20年度において、誤認検視の防止等の適正な検視業務を推進するため、検視における画像検査等に係る経費(44百万円)を措置した。 iv ◎平成18年度予算において、警察移動通信システムの整備を実施した。 v ◎平成20年度において、警察情報通信システムの整備、セキュリティの強化等に係る経費(36,868百万円)を措置した。 vi ◎(再掲:第3-3-①-警-v)来日外国人犯罪組織の実態解明・摘発の推進に要する経費を措置 ◎適正な検視業務を推進するため、刑事調査官の増強、教養の充実、資機材の整備等検視体制の強化を図っている。
	法務省	i ◎平成20年度において、検察庁庁舎等の整備を図るため、7,834百万円を措置した。
	海上保安庁	i ◎平成20年度予算において、老朽・旧式化した巡視船艇・航空機の代替整備等のため、巡視船艇34隻(うち継続25隻)、航空機10機(うち継続7機)等を措置した。 ii ◎平成20年度予算において、海上における治安対策の強化のための経費(40,616百万円)を措置した。
		i ◎大規模災害等に備え、高度な技術・資機材を有する特別高度救助隊及び高度救助隊の整備を行い、緊急対応体制の充実・強化を図っている。また、これを維持するために平成19年度には5百万円を措置している。

施策名	省庁名	実施状況
	総務省 消防庁	ii ◎緊急消防援助隊の特殊災害部隊の資機材整備を行い、生物剤・化学剤(BC)テロ災害等に備えた広域応援体制の強化を図るため平成19年度には25百万円を措置した。 iii ◎平成18年度補正予算において、NBCテロ災害発生時に被災者及び救助者の除染のための救助資機材の整備を行い、緊急対応体制の充実・強化を図るため221百万円を措置した。 iv ◎平成18年度補正予算において、BCテロ災害等に備えた広域応援体制の強化を図るため、資機材整備に係る消耗品費15百万円の措置をした。
⑫ 充実・迅速な公判審理の実現	法務省	i ◎平成19年9月、公判担当検事協議会で充実・迅速な公判審理を実現するための具体的方策につき集中的に協議した。 ii ◎裁判員法の施行に向け、最高検、法務省刑事局にプロジェクトチームを設置するとともに、検察当局において、集中的審理の実現に努めている。 iii ◎刑事訴訟法等の一部を改正する法律が平成17年11月に施行され、検察当局において、迅速な審理の実現に努めている。 iv ◎平成20年度において、充実・迅速な公判審理の実現を図るため、505百万円を措置した。
⑬ 凶悪犯罪等に関する罰則整備	法務省	i ◎凶悪犯罪の法定刑の引上げ、有期刑の上限の引上げを含む「刑法等の一部を改正する法律案」を第161回臨時国会に提出し、平成16年12月成立した(12月8日公布)。 ii ◎自動車運転過失致死傷罪の新設及び危険運転致死傷罪の対象となる自動車の範囲の拡大を含む「刑法の一部を改正する法律案」を第166回通常国会に提出し、平成19年5月に成立した(5月23日公布, 6月12日施行)。
⑭ 犯罪の発生原因の総合的分析の推進	警察庁	i ◎先進諸国の例を調査しつつ、犯罪に関する行動科学的な統計分析や地理分析を行うとともに、これらの分析を応用したプロファイリングシステムの研究開発を行っている。 ii ◎平成16年度より生活安全局生活安全企画課に犯罪抑止対策室を設置し、犯罪の発生を抑止に必要な情報の収集、分析及び提供等を行っている。 iii ◎平成20年度において、犯罪統計、犯罪手口等の情報を地図上に表示し、他の様々な情報と組み合わせるなどして、犯罪発生場所、時間帯、被疑者の特徴等を分析し、よう撃捜査等を支援するため、情報分析支援システム(CIS-CATS)(仮称)の導入整備に係る経費(628百万円)を措置した。